

栃木市嘉右衛門町 伝統的建造物群保存地区のあゆみ

重要伝統的建造物群保存地区選定 10 周年記念誌



栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区のあゆみ

重要伝統的建造物群保存地区選定 10 周年記念誌

目 次

重要伝統的建造物群保存地区選定 10 周年を迎えて	・ ・ ・	1
第 1 章 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）について		
1.1 栃木市及び嘉右衛門町伝建地区の概要	・ ・ ・	2
1.2 町並み保存の経過	・ ・ ・	4
1.3 嘉右衛門町伝建地区の歴史	・ ・ ・	7
1.4 嘉右衛門町伝建地区の町並みの特徴	・ ・ ・	14
1.5 嘉右衛門町伝建地区にあって、かつての生業や生活を伝える土地と遺構	・ ・ ・	19
一大貫邸		
第 2 章 嘉右衛門町伝建地区における 10 年のあゆみ		
2.1 修理・修景事業	・ ・ ・	26
2.2 嘉右衛門町伝建地区拠点施設整備事業	・ ・ ・	66
2.3 防災の取り組み	・ ・ ・	76
2.4 地域コミュニティによるまちづくり活動	・ ・ ・	81
2.5 情報発信	・ ・ ・	88
第 3 章 蔵を修理する人と技		
3.1 嘉右衛門町伝建地区の修理工事に携わる職人たち	・ ・ ・	90
3.2 伝統技術の継承	・ ・ ・	93
第 4 章 今後の展望 ～次の 10 年に向けて～（寄稿）	・ ・ ・	99
付録 嘉右衛門町伝建地区の旧日光例幣使道沿いの連続立面写真 ＜令和 4 年(2022)12 月時点＞	・ ・ ・	105
謝辞	・ ・ ・	110
編著担当者	・ ・ ・	110
参考・引用資料	・ ・ ・	111

重要伝統的建造物群保存地区選定 10 周年を迎えて

「嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区」

嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区は、平成 24 年 7 月 9 日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、本年度で選定 10 周年を迎えました。

選定にあたり、また、これまでのまちづくりに対しまして、多大なるご協力とご指導をいただきました文化庁をはじめ、国・県、各種団体、学識者等の皆様に心からお礼を申し上げます。

さらに、この歴史的な町並みを残し伝えるために、日頃からご理解とご協力をいただいております地域の皆様に、心から感謝を申し上げます。

嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区は、日光例幣使街道に沿って形成された敷地割を良く残り、江戸時代末期から近代にかけて建築された、見世蔵や土蔵、主屋などの伝統的建造物が残り、街道沿いに発展した在郷町の特色ある歴史的風致を伝えているものとして国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

選定後の取り組みといたしまして、地域の皆様には、伝統的建造物等の修理・修景事業、NPO 法人嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会など各種団体によるまちづくり活動、また、諸々のイベントの開催など、さまざまなご協力をいただき、嘉右衛門町伝建地区のまちづくりを進めていただいております。

市におきましても、地区内の味噌工場跡地を取得し、拠点施設としての整備を進めており、本年度までに観光案内施設のガイダンスセンターと集会施設の交流館の開館、また、民間事業者公募施設の開店も迎えることができました。

これらの取り組みにより、近年では、新たに出店する方も増えてきており、昔からの店舗と新しい店舗、地元の方と新しい方が融合し、新たな賑わいが地域の魅力づくりにつながっていると感じております。

一方で、全国的な傾向ではありますが、少子高齢化の進行、空き家空き店舗の増加、また、伝統的な技術の継承など、社会的な課題があることも現実であり、まだまだやるべきことも多いと考えております。

本地区は、歴史的な背景や町並みの中で、観光と商いと居住の環境がうまく融合し、落ち着いた雰囲気味わえるところが、大きな個性であり魅力であると思っております。

この 10 周年を契機に、今後の 10 年、20 年先を見据え、地域の皆様や関係者の皆様などと広く連携・協力し、栃木県内唯一の伝建地区として、さらなる魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。



栃木市長 大川秀子

第1章 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）について

1.1 栃木市及び嘉右衛門町伝建地区の概要

栃木市は、栃木県の南端に位置する人口約16万人（県内3位）、県内8番目の面積をもつ中都市であり、栃木、茨城、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域である。関東平野の北端に位置し中央から北西部にかけて山地が広がり、南にはラムサール条約登録湿地である「渡良瀬遊水地」など県南のシンボリックな自然景観を有している。さらには渡良瀬川、思川、巴波川、永野川、三杉川などの豊かな河川が市域を流れている。また、北東部から南東部にかけては関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもある。

平成に栃木市・大平町・藤岡町・都賀町、そして西方町と岩舟町が合併して誕生した現在の栃木市には、それぞれの地域に特徴的な歴史資源が残るなかで、特に中心市街地には豊富にある。市中心部の旧栃木町は日光例幣使道の宿場町として、また江戸からの舟運により、物資の集散地として栄えた町である。中心市街地を南北に貫く大通りには、幅約10間の道の両側に町屋が立ち並び、見世蔵が存在感を示す特徴的な歴史的風致を形成している。こうした土蔵造りの町並みの希少性については昭和戦前より意識されていたが、本格的に蔵造りの町並みを活かしたまちづくりが進められるようになったのは昭和の終り頃からである。

嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（以下、嘉右衛門町伝建地区と称す）は、栃木市の中心市街地（旧栃木町）の北側に位置し、日光例幣使道に沿って敷地割りされ、江戸時代から商業で繁栄した地区である。図1.2に示すように東西約320m、南北約650m、面積約9.6haの範囲で、概ね天保年間(1830～43)の絵図に見られる家並みを基本とする。嘉右衛門町伝建地区では、通りに面して主屋を建て、その背後に蔵などの附属屋を並べる。日光例幣使道に沿って形成され

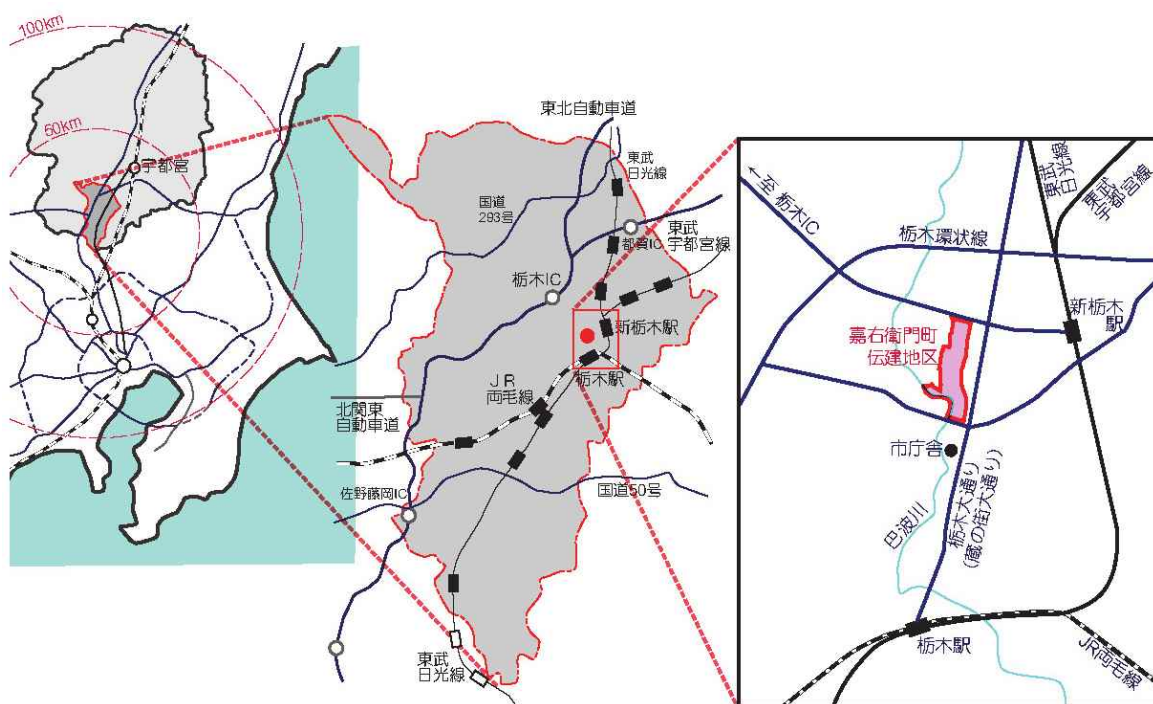


図 1.1 栃木市及び嘉右衛門町伝建地区の位置

た敷地割りを良く残し、江戸時代末期から近代にかけて建築された主屋や土蔵など伝統的建造物残り、街道沿いに発展した在郷町の特徴ある歴史的風致を伝えている。近世初期の町割や地割がよく残されていることや、現存する伝統的建造物が江戸末期から昭和戦前に建てられたものでその種類や形式などが多様なこと、さらに見世蔵や土蔵といった土蔵造りが存在感を示すのは、北関東の在郷町に共通する特徴といえる。嘉右衛門町伝建地区の概要は表 1.1 のとおりである。

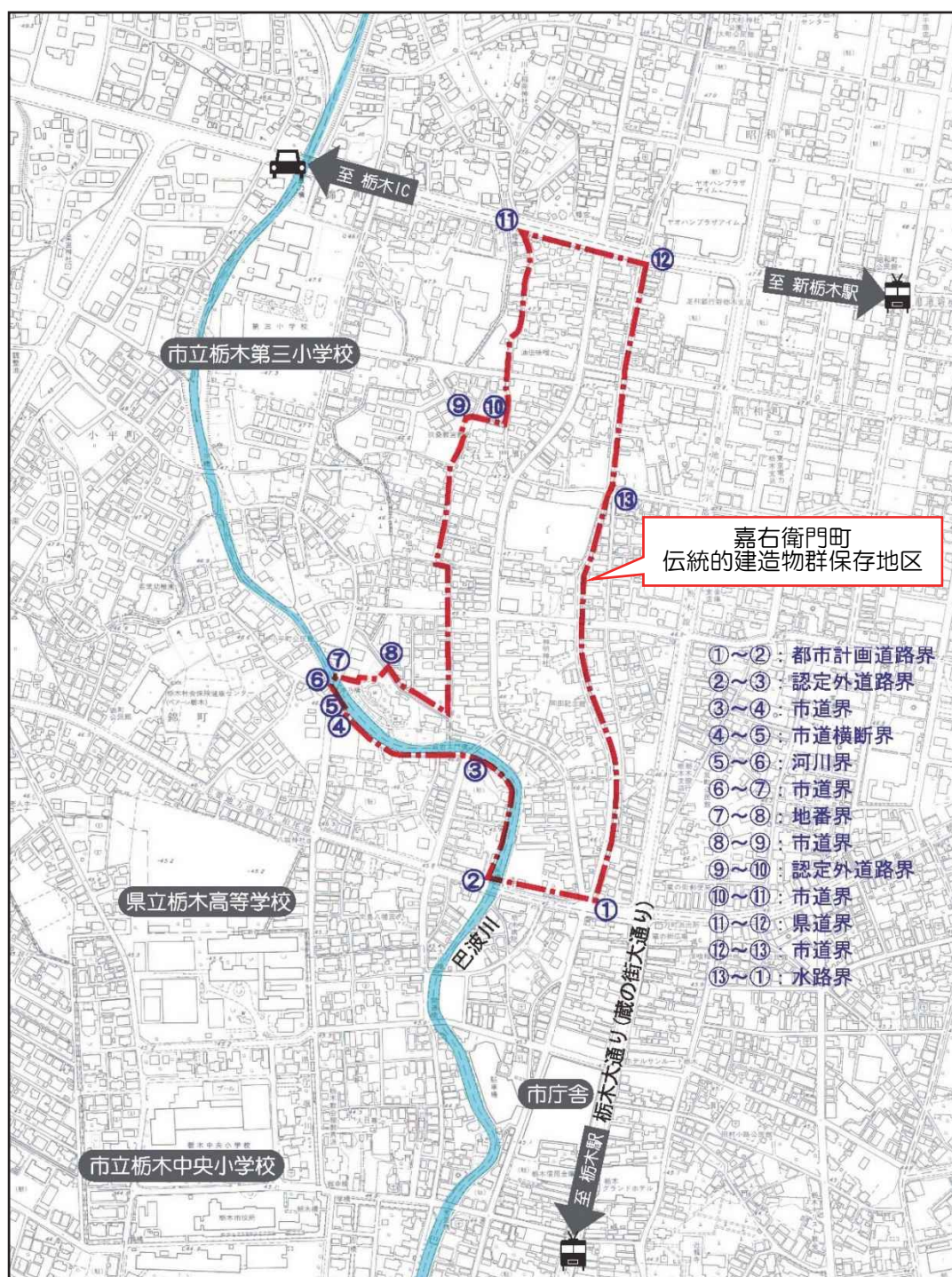


図 1.2 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の位置

表 1.1 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）の概要

名 称	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区	
伝 建 地 区 の 決 定	平成 24 年 3 月 23 日	
重 伝 建 地 区 の 選 定	平成 24 年 7 月 9 日	
面 積	約 9.6ha	
区 域	栃木市の泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部	
保 存 地 区 の 分 類	在郷町（中世から近世に農村部などで商品生産の発展に伴い発生した町・集落）	
伝 統 的 建 造 物 特 定 数 (令和 5 年 3 月現在)	(1) 伝統的建造物（建築物）	102 棟
	(2) 伝統的建造物（工作物）	36 件
	(3) 環境物件	5 件

1.2 町並み保存の経過

栃木市において初めて歴史的町並みの調査が行われたのは昭和 54 年(1979)で、市内中心部全域を対象とした蔵造りの建物を主体とする確認調査であった。その後、昭和 60、61 年度(1985、86)の 2 ヶ年で栃木町周辺、さらに平成 13 年度(2001)には、嘉右衛門町伝建地区周辺において町並み調査が行われた。

昭和 63 年度(1988)から大通り周辺では、栃木県の「誇れるまちづくり事業」の指定を受け、巴波川や蔵造りの歴史的資源を活用してまちづくりを進めることを基本方針に、「誇れるまちづくり計画」を策定し、平成 2 年度(1990)には、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」と「同補助金交付要綱」を制定して、約 30ha の地域を歴史的町並み景観形成地区に指定、歴史的な町並み景観づくりに行政と市民が一体となって取り組んできた。嘉右衛門町伝建地区に関しては、当初、景観形成地区に含まれていなかったが、平成 12 年(2000)に保存地区周辺を含め、約 48ha に拡大して歴史的景観のまちづくりを進めてきた。

しかしながら、まちづくりを始めて 20 数余年が経ち、歴史的建造物の保存のあり方を見直す時期にきていた。また、要綱による景観づくりの限界や、歴史的建造物等の所有者の高齢化など、町並みを長期的に維持していく上で困難な問題が顕在化してきた。

そこで、あらためて町並み保存・活用を目指した総合的な調査を行い、それに基づく行政と地域住民との協議が必要となった。平成 17 年度(2005)に地元住民等で構成された「とちぎ町並み協議会」が主体となって財団法人日本ナショナルトラストの観光資源保護調査を実施した。行政も伝統的建造物群保存地区指定と景観計画の取り組みを行うこととなり、行政と住民との協働で進める伝統的建造物群保存地区指定推進協議会を設立し、「栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例」の制定等を経て、平成 24 年 3 月 23 日に嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）を決定した。そして、国への選定申し出を行い、平成 24 年 7 月 9 日に嘉右衛門町伝建地区が、県内初となる国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

さらに、栃木市では平成 20 年(2008)に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき、「栃木市歴史的風致維持向上計画」を作

成し、平成 31 年(2019)3 月 26 日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定を受けた。これにより、固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、栃木市の歴史と文化に誇りを持つまちづくりを全市的に推進する土壌が整った。

以降、嘉右衛門町伝建地区では伝建地区制度を活用した取り組みや市民主体による活動が積極的に行われた。これらまちづくりの経過は表 1.2 の年表のとおりである。

表 1.2 嘉右衛門町伝建地区のまちづくり年表

昭和 61 年度	「栃木の町並み・蔵造りに関する調査報告書」の作成（図 1.3）
平成 2 年度	栃木市歴史的町並み景観形成要綱の制定 ※歴史的町並み景観形成地区の指定
	栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱の制定 ※建物修景に対する補助の開始
平成 11 年度	歴史的町並み景観形成地区の拡大 ※嘉右衛門町伝建地区周辺の追加
平成 13 年度	「栃木の町並みⅡ・旧日光例幣使街道沿線の歴史的建造物調査報告書」の作成（図 1.3）
平成 17 年度	栃木の町並み景観調査「観光資源保護調査」の実施（図 1.3）
平成 19 年度	伝建地区指定に向けた基本方針の決定
平成 22 年 2 月	伝建かわら版第 1 号発行（～第 18 号(令和 4 年 11 月)）
平成 22 年 3 月	伝統的建造物群保存地区保存条例の制定
平成 22 年 7 月	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
平成 24 年 3 月 23 日	嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の都市計画決定 嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画の策定
平成 24 年 7 月 9 日	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定
平成 25 年 2 月 23 日	「嘉右衛門町伝建地区」重伝建選定記念講演会開催
平成 26 年 1 月	伝建地区内で火災（伝統的建造物に匹敵する家屋が全焼）
平成 26 年 7 月 2 日	嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会の設立
平成 26 年 8 月	嘉右衛門町伝建地区まちづくり計画の策定
平成 26 年 12 月	嘉右衛門町伝建地区まちづくり通信 VOL.1 発行（～VOL.19(R4.7)）
平成 27 年 9 月	平成 27 年関東・東北豪雨災害発生
平成 28 年 6 月	益子味噌工場跡地の取得
平成 28 年 5 月 31 日	第 1 回でんけん交流会の開催（～第 10 回(R4.7)）
平成 29 年 4 月	地域おこし協力隊の就任（第 1 次）
平成 30 年 1 月 27 日	第 1 回総合防災訓練の開催（於、嘉右衛門町）
平成 30 年 3 月	嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画の策定
平成 30 年 3 月	嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画の策定
平成 30 年 12 月	地域おこし協力隊の就任（第 2 次）

平成 31 年 1 月 26 日	第 2 回総合防災訓練の開催（於、大町）
平成 31 年 4 月 1 日	特定非営利活動法人とちぎ蔵の街職人塾の設立
令和 元 年 10 月	令和元年東日本台風災害発生
令和 2 年 1 月 26 日	第 3 回総合防災訓練の開催（於、泉町）
令和 3 年 3 月 11 日	特定非営利活動法人嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会の設立
令和 3 年 3 月 28 日	東京オリンピック聖火リレー通る
令和 3 年 7 月 29 日	ガイダンスセンターの開館
令和 4 年 3 月	嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画の改訂
令和 4 年 2 月 5 日	民間活力導入施設（KAEMON BASE）の開店
令和 4 年 4 月	嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設整備専門者会議の設置
令和 4 年 5 月 21 日	交流館の開館
令和 4 年 6 月	地域おこし協力隊の就任（第 3 次）
令和 5 年 1 月 22 日	第 4 回総合防災訓練の開催（於、嘉右衛門町）
令和 5 年 3 月 12 日	嘉右衛門町伝建地区重伝建選定 10 周年記念講演会の開催

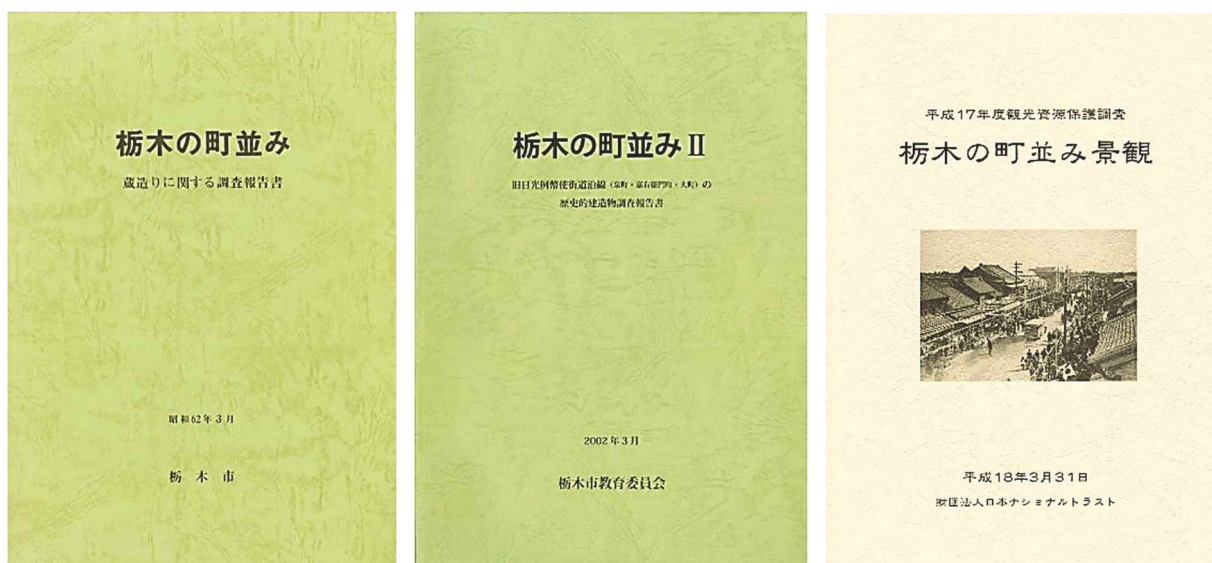


図 1.3 これまでに発刊した町並み調査報告書

1.3 嘉右衛門町伝建地区の歴史

1.3.1 日光例幣使道と嘉右衛門新田村

倉賀野宿（群馬県高崎市）で中山道から分岐し、梁田宿（栃木県足利市）、天明宿（栃木県佐野市）、栃木宿（栃木県栃木市）等を経て楡木宿（栃木県鹿沼市）で日光道中壬生通りに合流する街道は、元和 3 年(1617)に徳川家康の棺が久能山から日光山へ改葬された際に設けられたとされる。以来毎年勅使が奉幣使として派遣されたが、日光東照社が宮号を宣下されて日光東照宮となった正保 3 年(1646)の奉幣使から日光例幣使と言うようになった。これを機会に、日光例幣使道と呼ばれるようになった。倉賀野宿から楡木宿の間、日光例幣使道沿いには 13 の宿が置かれ、中でも規模が大きかったものの一つが栃木宿である。

日光例幣使道は栃木宿を南北に貫通し、北端の木戸を出ると幅員を狭めて西に折れ、さらに北に折れて、地形に合わせてゆるやかに湾曲しながら北上し、平柳新地、嘉右衛門新田村、大杉新田、箱森新田等へと続く。これらの新田村においては、栃木宿の発展と共に日光例幣使道に沿って町場が形成された。中でも最も規模が大きく、中心となったのが嘉右衛門新田村である。

1.3.2 栃木宿と嘉右衛門新田村

嘉右衛門新田村は、岡田嘉右衛門という人物が天正期(1573～1592)に開発したとされる。天正期は、皆川広照が栃木城を築城し、栃木町の町立てが始まった時期にあたる。

嘉右衛門新田村は、慶長期(1596～1615)に下野国榎本藩領となり、のち幕府領、正保 4 年(1647)武蔵国岩槻藩領、天和元年(1681)幕府領となり、貞享 2 年(1685)から旗本畠山藩領の支配下に置かれた。岡田家は代々嘉右衛門を襲名し、村が畠山氏の知行地になると、元禄 2 年(1689)に屋敷内に陣屋を置き、下野国内の畠山領内 11 村(のちに 13 村)の惣代名主を務めた。

一方、栃木町は慶長 14 年(1609)の皆川氏改易により栃木城が廃城となった後、幕府領や藩領などの支配が 10 回もめまぐるしく変わり、宝永元年(1704)から明治 4 年(1871)までは足利藩領の支配下に含まれた。

1.3.3 嘉右衛門新田村と周辺の新田村

古絵図等により嘉右衛門新田村及びその周辺の状況をうかがうことができるのは、19 世紀に入ってからで、早いもので『中山道例幣使道分間延絵図』（文化 3 年(1806)編纂）、『小平柳村川東絵図』（天保 7 年(1836)）、『栃木町並栃木続新田村々絵図』（天保 8 年(1837)）（図 1.4）、『嘉右衛門新田村絵図』（天保 13 年(1842)）（図 1.5）などがあげられる。

天保 8 年(1837)の絵図には、日光例幣使道沿いに延びる嘉右衛門新田村の東方に大ぬかり沼、西方に長沼があり、大ぬかり沼から栃木宿へと計画的に水路を引いている様子がうかがえる。この辺りは足尾山地の東麓に源流を持つ数々の渡良瀬川支流が形成する扇状地に含まれ、社寺境内等に湧水池を見ることができた地域であり、戦国時代末期や江戸時代初期頃からこうした沼地の水や湧水を利用して新田開発が複雑に入り組んで進められていったとされる。江戸中期には、嘉右衛門新田の拡大にともなって、隣接する箱森新田との間に入会地をめぐる紛争が起

きており、延享2年(1745)には幕府の検地を受けている。嘉右衛門新田の北側に位置する大杉新田も、この頃に関発された。

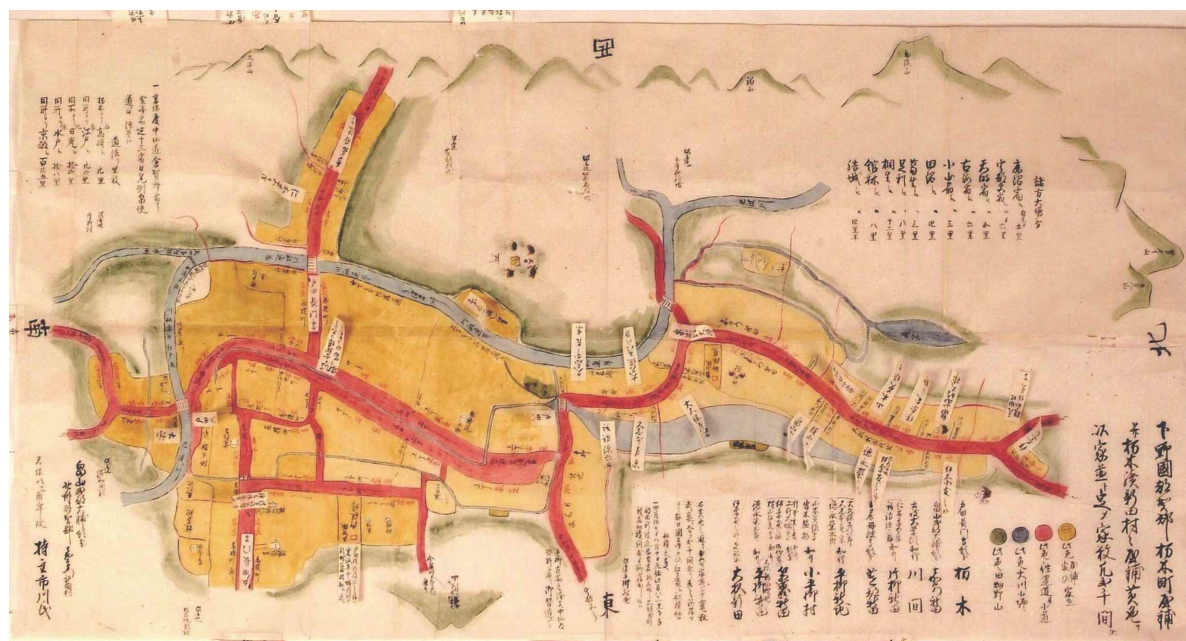


図 1.4 『栃木町並栃木続新田村々絵図』天保8年(1837)

1.3.4 町場としての発展

栃木宿は日光例幣使道の宿場町であると共に、巴波川の舟運により物資集散地として栄えた。栃木宿から嘉右衛門新田村にかけては巴波川東岸の栃木河岸、西岸の片柳河岸、その上流東岸の平柳河岸があり、これら3つを総称して栃木河岸と呼ばれている。栃木河岸の起源は元和期(1615～1624)の初期に、日光東照宮造営の際の御用荷物に関係した陸揚げが行われたことによると考えられている。慶安4年(1651)の『下野一国』には「小さき高瀬舟」の行く「舟渡場」として栃木の名を見ることができ、平柳河岸には元禄11年(1698)にすでに船積問屋があったことが知られ、嘉右衛門新田村における商業の発展に大きな影響を及ぼした。

平柳河岸は、嘉右衛門新田村と栃木宿の間に町場を発展させた平柳新地(平柳村字新地)に位置する。弘化2年(1845)『嘉右衛門新田村平柳村絵図』には、栃木宿北端の木戸を挟んでその内と外に建物が連続して並ぶ平柳新地の様子を見ることができ、天保8年(1837)『栃木町並栃木続新田村々絵図』には、「下野国都賀郡栃木町屋舗並栃木続新田村々屋舗 黄色ヲ以ッテ家並ミト定メ、家数凡ソ弐千間余」と記され、平柳新地から嘉右衛門新田村を経て、日光例幣使道がをぎく道と分岐する地点まで、この街道に沿って家並みが続いている。

嘉右衛門新田村の町屋については、天保13年(1842)の『嘉右衛門新田村絵図』(図1.5)で確認することができ、日光例幣使道に沿って短冊状の敷地割がなされ、往還の東側に26軒、西側に38軒の商人や職人の名前が書き上げられており、麻類、糸綿、質屋、荒物店、居酒屋等、さまざまな職種の店が街道の両側に連なっていたことを示す。その職種は多種多様であったが、特に目立つのは日常の消費生活に必要な商家や職人の存在であり、栃木町の大通り周辺に比べ

ると比較的小規模な店舗が多かったと考えられる。その中でも、江戸末期から明治期にかけて栃木を北関東有数の商業都市に導いた麻を扱う店舗が多くみられることが注目される。

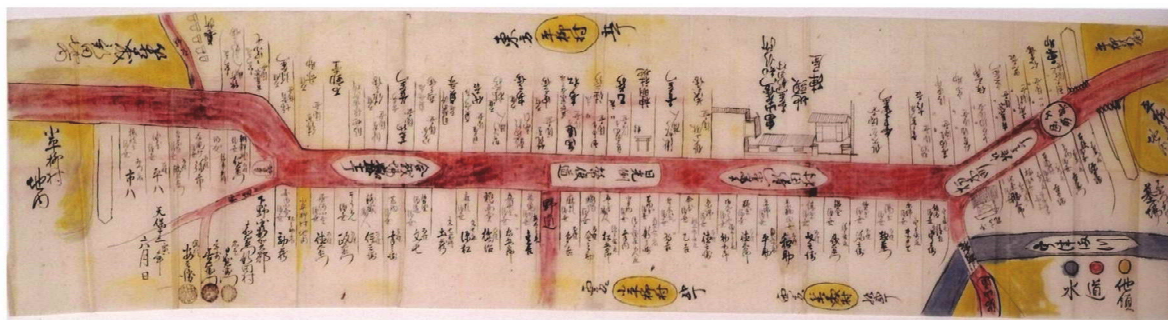


図 1.5 『嘉右衛門新田村絵図』 天保 13 年(1842)

1.3.5 明治、大正期の嘉右衛門町伝建地区

嘉右衛門新田村は、明治 2 年(1869)、箱森村や片柳村等と共に、新たに設置された日光県の管轄となったが、明治 4 年(1871)の廃藩置県によって、下野国に栃木県と宇都宮県の 2 県が成立すると、栃木町と共に栃木県に編入された。当時の県庁は栃木町に置かれ、明治 6 年(1873)6 月に宇都宮県を廃止し、下野国が栃木県に統一された際にも、県庁は栃木町に置かれた。(県庁は、明治 17 年(1884)に、当時の県令が諸々の理由から、栃木町から宇都宮町に移転した。)

嘉右衛門新田村と周辺の村々は、明治期には宿場の木戸が撤廃されたこともあって、栃木町と連続した町並みを形成し、一体的な発展を遂げるようになった。

既に多くの店舗が軒を連ねていた嘉右衛門新田村は、明治 9 年(1876)の区画改正の際に嘉右衛門町と改称されたが、町の範囲に変更はなく、当時の嘉右衛門新田村の範囲をそのまま引き継いでいる。さらに明治 22 年(1889)の町村制実施によって、嘉右衛門町は周辺の村々と共に栃木町に編入され、名実共に地域の商業活動の一翼を担うことになった。

また、平柳新地は、明治の始めまでは、平柳村に属していたが、栃木町に県庁が置かれると間もなく通泉町と称するようになり、やがて泉町となって、明治 22 年(1889)の町村制実施時に分離され栃木町に編入された。

明治 23 年(1890)発行の『大日本博覧図 栃木県之部』(図 1.6)には、現在の油伝味噌など 4 軒の商家と 1 軒の医院が掲載されるなど、この頃には栃木大通り周辺の大店と肩を並べる豪商も目立つようになった。

明治 40 年(1907)の『栃木県営業便覧』は明治末期の嘉右衛門町周辺の町並みを知り得る資料であり、泉町南端から足尾道との追分(分岐点)まで、旧日光例幣使道の両側には合計 248 軒の店舗がぎっしりと建ち並んでいたことが分かる。旧栃木町に近い南側ほど大店が多く、主として泉町や嘉右衛門町にこれらが集中していたと思われる。

栃木の問屋資本の支配は、明治 17 年(1884)に県庁宇都宮移転や、明治 18 年(1885)に東北本線が栃木でなく古河・小山を経て宇都宮へ通っても、崩れることなく、宇都宮商人は栃木問屋の支配圏にあった。

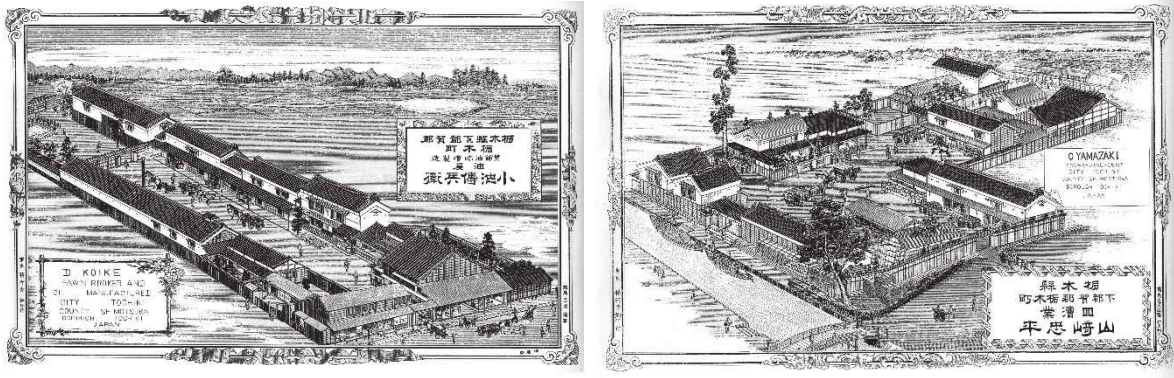


図 1.6 『大日本博覧図栃木県之部』明治 23 年(1890) (左 小池傳兵衛、右 山崎忠平)

栃木町には、両毛・東北鉄道により県内の農産物資が集まり、栃木商業会議所が明治 26 年(1893)に設置されて、北関東における有力商業会議所として発展し、明治 27 年(1894)に栃木米・麻・麦取引所が開設された。

巴波川の舟運は、明治 21 年(1888)の両毛鉄道（現、JR 両毛線）の開通により衰退することになる。明治 2 年(1869)の『都賀郡河岸取調帳』では、広義の栃木河岸へ津出しする村々として 70 数か村（箱森村、平柳村、小平柳村、大杉新田等）が書き上げられ、10 人の積問屋により部賀船 50 艘、下川船 14 艘が所有されていたことが記されているが、明治 44 年(1911)には荷舟が 5 艘のみとなり、その後、大正期まで荷舟は往来したが、やがて姿を消し、筏流しだけが終戦後まで続いたとされる。

明治末期から大正初期にかけて、経済界は不況に陥り、嘉右衛門町伝建地区を含む栃木町においても、同様であった。明治 43 年(1910)8 月の巴波川の氾濫による被害が、この不況に拍車をかけたとされている。市場は水害復旧用の資材以外は休業同様の状態で、市中銀行は再三、利子を引下げたがどうにもならず、農産物の出荷期になっても金融は緩慢であった。

大正 3 年(1914)の商況も変わらず、同年 7 月の第一次世界大戦の勃発によって、事業発展の動きも停滞した。麦・麻の被害、米価の崩落が、いっそう不景気に拍車をかけ、諸物品の売行減退が著しかった。大正 5 年(1916)には、第一次世界大戦の影響によって、商工業が活発になった地方もあるが、栃木町はこういう状況には達していない。そのうえ物価が高騰したので、日用必需品以外の売買は乏しく、米の安値による農村不況がなお継続していた。ただ、栃木町特産の懷炉灰だけは、「露国軍事用」に輸出され大盛況であった。

大正 6 年(1917)に至り、米麦は豊作というほどではないが価格が上昇し、特に麦は空前の高値となり、農家は富が増して購買力が著しく増進し、栃木町においても商工業が好況となった。しかし、第一次大戦後の恐慌が、大正 9 年(1920)3 月頃からはじまり、栃木町ではすでに 4 月にその影響による物価下落が現れている。

大正 12 年(1923)9 月 1 日に起こった関東大震災による栃木町の人や物の直接被害はわずかで、建物についてもほとんど被害はなかった。罹災者は縁故を頼って続々と地方へ避難を始め、列車が栃木駅に着くと駅前には避難者で大混雑となった。大震災による影響により、交通運輸の面で物資の移動ができず、そのうえ通信網の断絶により商売に支障をきたした。また諸物価の高騰により生活面に多大の影響を与え、さらに農産物の生産にも支障をきたした。

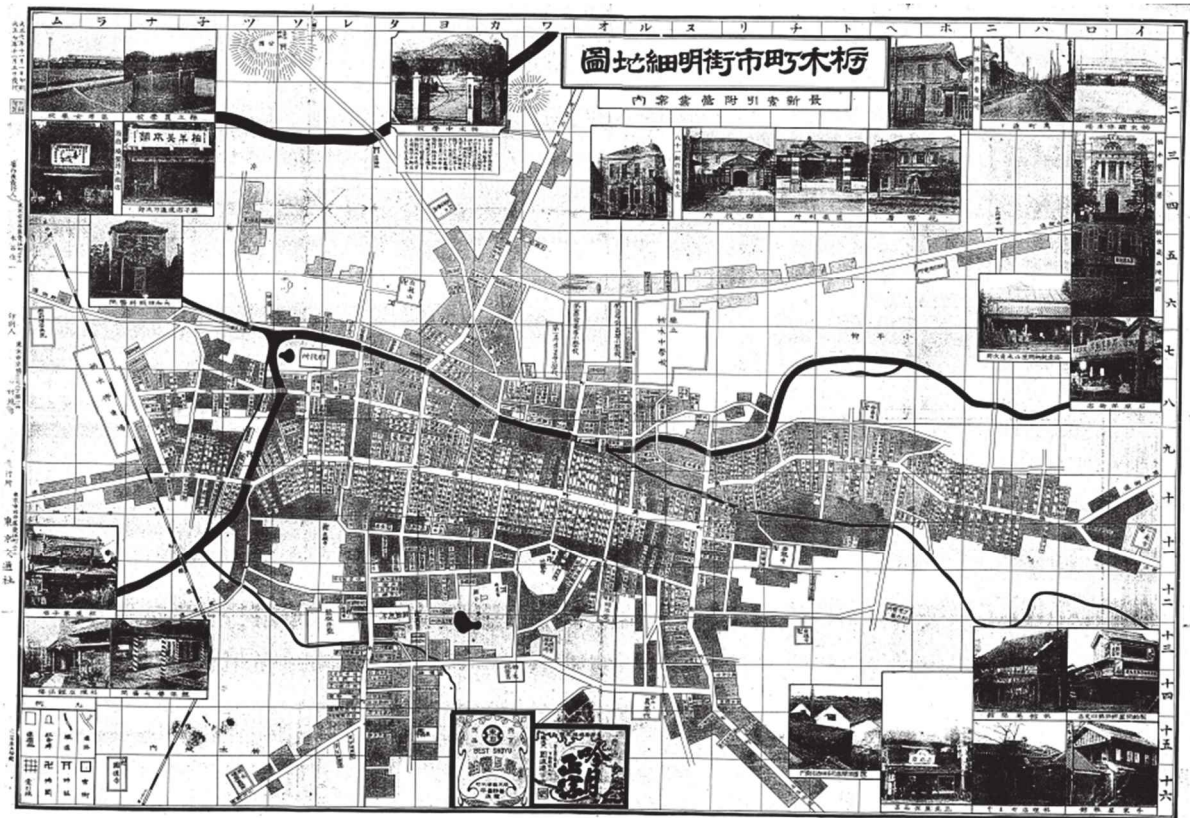


図 1.7 『栃木町市街明細地図』大正 7 年(1918)11 月 5 日発行



写真 1.1 大正期と思われる岡田記念館前の様子

1.3.6 昭和期の嘉右衛門町伝建地区

昭和 4 年(1929)に東武鉄道日光線が開通し、同年に新栃木駅が開設される。さらに東武鉄道宇都宮線が、栃木町の働きかけで当初の下都賀郡家中村から宇都宮市に至る計画を変更して新栃木駅からの分岐に改められ、昭和 6 年(1931)に開通した。

この東武鉄道開通を経済発展の好機ととらえ、大正 15 年(1926)1 月から栃木町・大宮村耕地整理事業を実施し、新栃木駅の設置と、昭和 7 年(1932)7 月の北関門道路（現在の主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線）の開通により、栃木町の北側及び嘉右衛門町伝建地区の東側に栃木町と連続する新たな町の基盤が形成された。

栃木市は昭和 12 年(1937)4 月 1 日に市制を施行したが、市制施行に合わせて大字名を廃止し、区域の変更や町名を改称した結果、嘉右衛門町の一部と箱森、小平及び泉町の各一部を以ってほぼ現在の嘉右衛門町の町域となり、泉町及び大杉新田の各一部を以ってほぼ現在の泉町の町域となった。

北関門道路の開通後は、栃木大通りに直線で繋がる北関門道路が主要な通りとなり、旧日光例幣使道（嘉右衛門町通り部分）においては、人の往来等が減少し、自然と店舗数が減少することになるが、反対に北関門道路沿いは、新たな店舗が出店するなど、商業的ポテンシャルが向上することになる。昭和 12 年(1937)の航空写真、昭和 26 年(1951)の『市制十五周年記念 栃木市鳥瞰図』（図 1.8）において、北関門道路沿いやその周辺に、明治や大正期には存在しなかった店舗や住宅が見られるようになった。（特に材木店や製材所の進出が目立っている。）

第二次世界大戦の戦時下においては、すべての物資は配給制度となって、江戸時代の初め以来培ってきた栃木商人の商圈は根本から覆され、銃後にある働き手は軍用工場に徴用された。

戦後においては、昭和 21 年(1946)からの農地改革が、戦時下に商圈を根底から覆された大商人や、先祖の財産をもとに貸金的な事業を営んでいた人々に、大きな打撃を与えたが、栃木市は見事に立ち上がり、その先駆けをなしたのが下駄工業である。しかも戦前にはなかった、鼻緒工業まで付随して起こった。栃木市の下駄工業は、戦争中から終戦後にかけて急速に発展、東京や東北・北海道の市場へ進出し、広島県・静岡県などの先進下駄工業地帯と肩を並べて、三大生産地の一つにのし上がった。

昭和 28 年(1953)9 月、町村合併促進法の公布により、栃木市もこれに基づいて 11 ヶ村に申



図 1.8 『市制十五周年記念 栃木市鳥瞰図』昭和 26 年(1951)

し入れを行い、その後幾多の変遷を経て、昭和 29 年(1954) 9 月、栃木市・大宮村・皆川村・吹上村・寺尾村と合併、昭和 32 年(1957) 3 月、国府村と合併した。

昭和期に入ってから嘉右衛門町伝建地区は、栃木町と異なり新たな店舗進出や、それまでの店舗を改築するなどの商業展開はあまり見られない。逆に店舗を住宅として使用することや、建替える際には住宅に変更するなど商業地から住宅地へと土地利用が変わってきている。



岡田邸前（昭和 2 年(1927)）



岡田邸前（昭和 6 年(1931)）



神明神社遷座祭（昭和 6 年(1931)）



商工まつり（昭和 29 年(1954)）



油伝味噌（昭和初期）



天海邸（昭和 17 年(1942)）



館野家竣工時（昭和 8 年(1933)）

写真 1.2 昭和期の町並みの様子

1.4 嘉右衛門町伝建地区の町並みの特徴

1.4.1 地割

嘉右衛門町伝建地区は、現在の泉町及び嘉右衛門町における旧日光例幣使道沿いの町並みに、岡田家別邸が建つ通称翁島を加えた範囲を基本とする。地区の西側は、南北方向の旧道及び巴波川を界とし、地区の東側は、南北方向の水路を界とする。

西側境界を成す旧道（以下、西側旧道）は、明治9年(1876)の切絵図及び地引絵図で確認できるもので、両方の絵図上には道に沿って水路が敷かれている。この水路は、天保7年(1836)『小平柳村川東絵図』で、長沼より引かれて日光例幣使道の西側を南に向かって流れ、巴波川に注ぐものと同一と考えられる。江戸時代後期から明治時代初期のいずれかの時点でこの水路全体に沿って道が整備され、現在では水路の大部分が暗渠や側溝となっているものの、保存地区西側の街区は、天保7年(1836)の形状をほぼ踏襲していると言える。

東側境界を成す水路は、明治9年(1876)の切絵図及び地引絵図に比較的幅のあるものとして描かれているが、その後水路沿いに道路(以下、東側道路)が敷設され、昭和25年(1950)前後には東側道路が拡幅されて、水路幅は2m程度となって道路脇を流れる。

天保8年(1837)『栃木町並栃木続新田村々絵図』では、日光例幣使道東側の嘉右衛門新田の土地と背合わせに平柳新地の土地が南北に伸び、その東に沼地（大ぬかり沼）が南北に長く広がっている。明治9年(1876)の切絵図や地引絵図に見られる地籍は、この江戸時代後期の字界を引き継ぎ、かつ、地形の名残を示すものと考えられる。

現在は、街区内の宅地割の一部に合筆及び分筆が見られるものの、明治9年(1876)時の状況(図1.9)を良く踏襲しており、嘉右衛門町伝建地区は、旧日光例幣使道に面して近世に成立した町場として、明治9年(1876)以前、恐らくは江戸時代後期の状態をほぼ引き継ぐと考えられる地割を良好に残している。

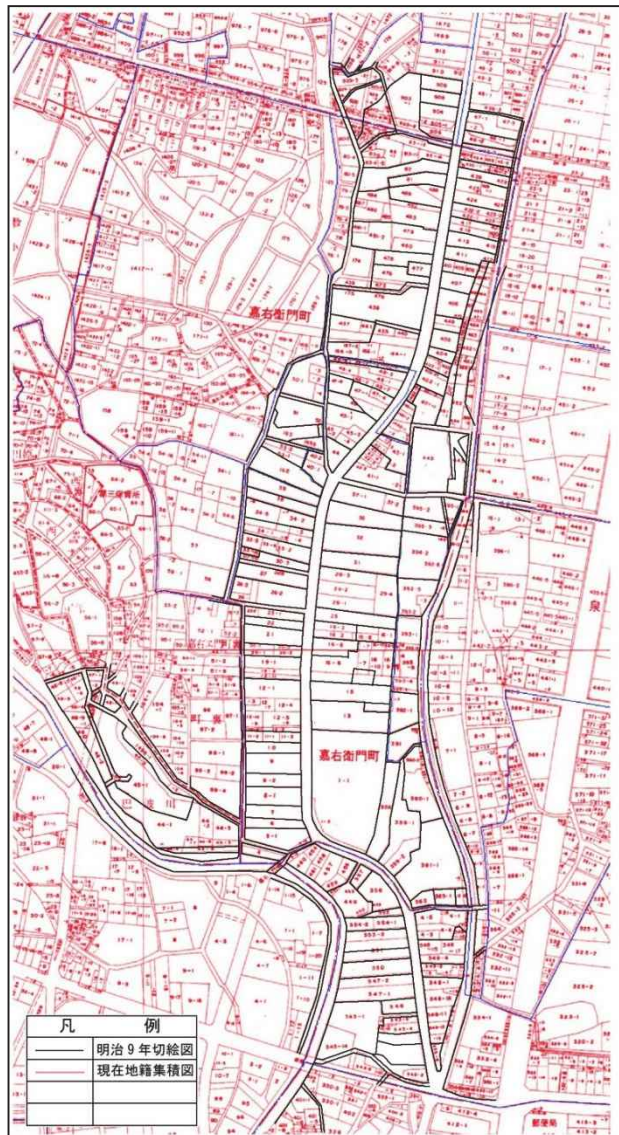


図 1.9 嘉右衛門町伝建地区宅地割り変遷図

1.4.2 通りごとの特性

保存地区における旧日光例幣使道の幅員は4間～4間半(約7～8m)で、地区南東隅から北西に向かって保存地区に入り、泉町と嘉右衛門町の境付近までは巴波川の流路に沿ってゆったりと湾曲する。その後、北に向きを変えてほぼ直線に延び、地区中央部を過ぎた辺りでY字に分岐した東側(右側)を進んで再び北に延び、地区北端中央部から保存地区を出る。保存地区中央部の分岐点には寛政12年(1800)の銘が入る庚申塔が置かれ、「右 日光をざく道、左 三日月道」と刻まれている。

旧日光例幣使道に沿っては、基本的に短冊状の敷地割がなされているが、間口に一定の統一性や計画性は見られない。地区内に残る主屋や土蔵等の配置、古写真等からは、(i)店舗を敷地間口ほぼいっぱいにて、敷地間口が大きい場合には塀や門を併設すること、(ii)店舗の後ろには住宅、次いで土蔵等の付属屋を片側一列(北側に並べる傾向が強い)もしくは両側二列に並べ、あるいは、付属屋の数が少ない場合には店舗・住宅の背面に中庭を挟んで付属屋を配すること、(iii)敷地背面には若干の空地をとって祠を置くなどし、道路との境には板塀及び門を設えること、などが特徴としてうかがえる。その結果、旧日光例幣使道沿いには主屋が建ち並ぶ所々に塀や門が現れる景観が、西側旧道及び巴波川に沿っては、塀及び門が連続する景観が形成されてきた。また、東側道路では、北部及び南部に旧日光例幣使道沿いの敷地の背面が並び、中央部に奥行きが小さく間口が大きい不整形な敷地の正面が並ぶ。そのため、緩やかに蛇行する通りに沿って主屋や板塀等が敷地の状況に応じて配され、変化に富んだ町並みが形成されてきた。昭和26年(1951)『栃木市鳥瞰図』(図1.8)は、それらの特徴を捉えて描かれたものと推察され、東側道路の南部及び北部には塀が連なり、中央部には醸造蔵や主屋が通りに面して並び、水路の水面が現れ、所々に樹木が見える情緒豊かな景観が描かれている。

このように旧日光例幣使道、西側旧道、東側道路では、当地における一定の敷地の使い方等と相まって、それぞれに異なる特徴を持つ町並み景観が発展してきた。

近年西側旧道では、宅地の分筆により、この通りに面して建つ主屋の件数が増えているが、2階建以下の木造住宅が連なり歴史的風致は保たれている。また、板塀がコンクリートブロック塀になったり、水路の一部に蓋がかかるなどしてはいるものの、地割は遺存しており、旧日光例幣使道を中心に各時代の歴史的な建造物が良く残り、総じて栃木宿北端の木戸外に発展した商業で栄えた町としての歴史的風致は良く保存されている。

1.4.3 伝統的建造物の特性

■ 店舗建築

保存地区の景観を作り上げる主要な歴史的建造物は伝統的な店舗であり、これらは大きく、(i)外壁を厚く土で塗り込めて漆喰仕上げとした見世蔵、(ii)それ以外の木造真壁造の店舗、に分けられる。

保存地区内には8棟の見世蔵が遺存し、うち、年代が特定できる6棟については江戸後期から明治初期にかけてのものである。最も早期のものは、天保5年(1839)墨書の建築である。この建造物については、1.5節で少し詳しく解説している。

桁行は3間半から6間まで様々であり、梁行は2間半を基本とする。大半が切妻造平入で、いぶし銀の棧瓦葺とし、大棟には鬼瓦及び影盛を設ける。階数は2階建て若しくは平屋で、どちらの場合にも前面に3～6尺程度の下屋を張り出す。屋根は5寸～6寸勾配を基本とし、軒は出桁造、二重若しくは三重蛇腹、鉢巻といった仕様に塗り込めるが、置屋根形式とするものもある。見世蔵内部は前面若しくは全面を土間とするため、下屋は開放的な正面外観をつくる。2階窓は、角窓を2つ並べるか横長窓とする。外壁は黒漆喰仕上げを基本とするが、白漆喰のものも見られる。

木造真壁造店舗は、桁行は2間半から5間まで様々であり、梁行は2間半を基本とし、切妻造平入、いぶし銀の棧瓦葺を基本とする。2階建て若しくは平屋で、正面には下屋を張り出し、見世蔵同様に前面いっぱいに建具をたて込む開放的な正面外観をつくる。2階正面は、横長窓を設けてその片側若しくは両端に戸袋を設けるものが多く、中には正面いっぱいに横長窓を開いたものも見られる。2階軒先は出桁造とし、外壁は下見板張りとするのが通例である。



写真 1.3 嘉右衛門町伝建地区の店舗建築

■ 木造住宅及び蔵

見世蔵や木造真壁造店舗の背後に建ち、これらの間に垣間見えて町並み景観を成すのが木造住宅や蔵である。

木造住宅は、2階建てを基本とし、屋根は切妻造、寄棟造、入母屋造など様々であるが、いぶし銀の棧瓦葺とし、敷地内の他の建物と大棟の方向を合わせたシンプルな形状を基本とする。外壁は白漆喰仕上げや下見板張りとしているものが多い。

蔵には、土蔵、石蔵がある。棟数が多いのは土蔵で、昭和前期まで建築されていた。

土蔵は桁行3間、梁行2間規模が平均的で、切妻造、棧瓦葺、2階建てを基本とするが、3階建土蔵が1棟存在する。軒は鉢巻を回して軒裏まで塗り込めるものと、置屋根形式のもの両方がある。外壁は白漆喰で仕上げるものが多いが、黒漆喰のものも見られる。窓は土戸の引戸又は開戸とし、出入口には板戸、格子戸、網戸を併設する。

石蔵は大半が大正期から昭和期（戦後も含む）の建築である。桁行2～10間、梁行2～5間と規模は様々で、切妻造、棧瓦葺、2階建てを基本とする。鹿沼産の深岩石や大谷石が用いられ、外壁は石積みを現す。

上記のような見世蔵や木造真壁造店舗の付属屋として建つ木造住宅及び蔵の他、旧日光例幣使道の西側を流れる巴波川沿いには、翁島と呼ばれる緑豊かな広大な敷地に岡田家別邸が建つ。

この主屋は、岡田家当主を隠居した孝一が、古希を迎えた大正9年(1920)に東京木場から銘木を取り寄せて大正13年(1924)に完成した木造2階建（一部平屋）、入母屋造、棧瓦葺の隠居所である。外壁は簾子下見板張りとし、南側及び西側に縁側を廻してほぼ全面にガラス戸を建てている。主屋の北側には、昭和3年(1928)建築の土蔵が隣接して建つ。



写真 1.4 敷地奥の土蔵群



写真 1.5 岡田家別邸（翁島）

■ 洋風建築

嘉右衛門町伝建地区には、外観を洋風にあつらえている、いわゆる洋風建築があり、正側面にパラペットを立ち上げて洋風の柱やアーチ窓をあしらった昭和7年(1932)建築の店舗が存在し、町並み景観に特徴をもたらしている。

■ 社寺建築

嘉右衛門町の神明神社は、岡田嘉右衛門が開拓した土地に、慶長年間(1596～1615)、神祇を勧請したのが起源とされている。本殿は、昭和6年(1931)に幣殿、拝殿とともに建築され、桁行、梁間ともに1間の切妻造銅板葺、平入の高床建築で、石積みの基壇の上に建つ。本殿の柱は丸柱とし、外壁正面中央間に扉を設け、その他の壁面は、すべて板羽目とする。また、周囲に高欄付きの縁を廻して正面中央に階を設け、反りを持たない直線的な屋根の棟には千木と勝男木を備え、妻側には独立した棟持柱を建てた、典型的な神明造りの社殿であるが、掘立柱とはせずに礎石の上に柱をのせている。本殿の他には、切妻造銅板葺の幣殿、流造銅板葺の拝殿、入母屋造銅板葺の神楽殿、木造入母屋造瓦葺の社務所、切妻造平入の石蔵、2つの境内社がある。境内には、狛犬（明治24年(1891)）や石灯籠（文久3年(1863)、昭和6年(1931)）等の石造物が残る他、銀杏、欒等の樹木が町場の中に緑をもたらしている。

また、浅間神社があり、本殿が神明造りである。本殿は明治期の建築とされ、鳥居は明治34年(1901)の建立である。

■ 塀、門

敷地を区切る塀には、小屋根を設けた縦板張の板塀が多く見られる。

伝統的な形式の門は5棟確認されている。最も古いものは岡田記念館のもので、畠山氏の陣屋を勤めていた頃の薬医門である。他は高麗門や棟門などである。



写真 1.6 洋風建築



写真 1.7 岡田記念館の門

■ 石積護岸、石造物等

巴波川沿いには、岩舟石を加工した間知石や雑割石（野面石）で積まれた護岸が連なり、水辺空間の特徴をつくり上げている。これらの石積護岸は明治以降に整備されたものとされる。川沿いには、平柳河岸跡とされる場所を含め、数箇所に石段が残る。

また、道沿いには、庚申塔や畠山陣屋跡、神明神社といった石造物が残り、街道風情を伝える要素となっている。

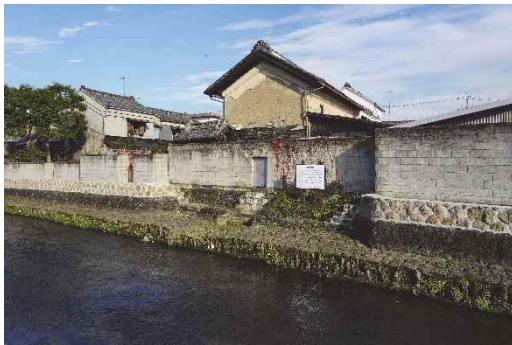


写真 1.8 平柳河岸の石積



写真 1.9 庚申塔

1.4.4 環境物件の特性

神明神社、岡田記念館等には豊かな高木が見られ、市指定天然記念物の樺もある。これら樹木の緑は通りの遠方からも視認でき、また、岡田記念館や翁島の緑豊かな庭園も伝統的建造物群と一体を成して歴史的風致を維持・形成している。



写真 1.10 翁島の庭園



写真 1.11 環境物件の松

1.5 嘉右衛門町伝建地区にあって、かつての生業や生活を伝える土地と遺構 - 大貫邸 -

沿革（萬屋山崎家から大貫家へ）

大貫邸は、嘉右衛門町伝建地区の南端を占める泉町にあり、旧例幣使街道の西側に位置する。敷地は東西に細長い短冊形で、間口が狭く、奥行きは巴波川にまで達する。この辺りはもと平柳新地と呼ばれ、江戸前期から平柳河岸が設けられていた。大貫邸の南側は、大正13年(1922)頃まで平柳河岸の廻船問屋を営んだ山崎家の広大な屋敷地であった。その詳細は、明治23年(1890)発行の『大日本博覧図 栃木県之部』（精行舎）（図1.10）に「回漕業 山崎忠平」として掲載されている。

現在の大貫邸の建物は、通りに面してほぼ間口いっぱいにも厚い見世蔵が建ち、その奥に住居が接続する。小規模な中庭を経てさらにその奥には、敷地の北寄りに3棟の土蔵（土蔵1、土蔵2、土蔵3）が縦に連なる。最も奥には稲荷社が置かれ、通用口を経て巴波川に至る。川沿いには小規模な石階段が残る。（図1.11）

大貫家が栗野町（現在の鹿沼市）から栃木町に移り住んだのは2代目定五郎の時と云われる。麻苧問屋（大貫定衛商店）として独立したのは先代（3代目）定衛の時で、当初は湊町に店舗を構えたが、大正15年(1926)に山崎英一郎から土地建物を購入し現在地に引き移った。この地は江戸末期から、廻船問屋山崎家の一族である山崎藤兵衛が麻苧問屋を営んでいたところで、明治40年(1907)の『栃木県営業便覧』（図1.12）には、南側の「回漕業 山崎忠平」と並んで「麻苧商 萬屋 山崎藤平」と記されている。どちらも屋号紋は「山に水」である。山崎英一郎は山崎藤平の跡継ぎであろう。その山崎藤平に関しては、石崎幸蔵著『栃木人〜続』（2021年、両毛印刷）に、「山崎藤平 文久2年(1862) 都賀郡平柳村新地（今の泉町）に生まれた。山崎家は平柳河岸で船積問屋山崎家の一族で、天保11年(1840)7月栃木組に属し萬屋号の麻苧真縄問屋・萬屋藤兵衛と記録にあり、また安政2年(1855)「栃木商人細見」東講商人として麻苧、糸商と記録にある藤兵衛の子として生まれた。（中略）大正11年(1922)7月5日没 享年61歳」とある。なお、同書には廻船問屋山崎家に関する記述もあり、平柳河岸が大正13年(1924)頃まで使用されたことが述べられている。麻苧問屋の萬屋山崎家がこの地を手放すことになったのが大正15年(1926)であったことを考えると、同家も山崎藤平が死去した大正11年(1922)頃に廃業した可能性が強い。

山崎英一郎が大貫定衛（3代目）にこの地の土地建物を売却した際の「仮契約書」（大正15年(1926)4月9日）が大貫家に残されている。それによると、住所は「下都賀郡栃木町大字泉町参百四拾七番地ノ一」で、現在の泉町347-1と変わっていない。敷地面積も「宅地 壹百六拾参坪壹合五勺」（163坪1合5勺）とあり、現在地の539.33㎡（約163坪）と一致する。建物は以下のようなものが存在した（漢数字を算用数字に、漢字も旧字体を新字体に改め、一部を省略している）。

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | 木造トタン葺2階建住宅 1棟 建坪26坪 外ニ2階9坪5合
畳38枚 襖8枚 障子12枚 帯戸2枚 戸棚 床板 |
| 第2号 | 木造トタン葺2階建物置 1棟 建坪16坪 2階9坪5合 |

- 第3号 木造瓦葺倉庫 1棟 建坪15坪 2階7坪
- 第4号 木造瓦葺荷造り場 1棟 建坪12坪
- 第5号 木造瓦葺物置 1棟
- 第6号 乾燥場及び風呂場
- 第7号 庭石 立樹 付属一色現在有形ノ俣

すなわち、現存する大貫邸の建物のうち、後述するように大正15年(1926)以前に建設されたことが知られる見世蔵、住居、土蔵2、土蔵3は、いずれも萬屋山崎家によって建設されたものであったことになる。ただ、「仮契約書」には第1号に「木造トタン葺2階建住宅」とあるものの、店舗（見世蔵）は記載されておらず、階数や建坪だけでなく建具の数も現存する住居とは大きく異なっている。現存する住居は木造平屋の棧瓦葺（かつてはトタン葺か）で、後の増築部分を除くと、建坪は約14坪しかない。一方、これに接続する見世蔵は瓦葺2階建て、建坪12坪、2階は階段部分を除くと9坪5合である。すなわち、住居に見世蔵を加えると、第1号の建坪26坪、2階9坪5合と一致する。畳と建具に関しても、住居は現状で畳14枚、襖4枚、障子8枚、見世蔵は畳22枚、襖4枚、障子2枚、住居と見世蔵の間に帯戸2枚（ただし、襖は新しいものに取り換えられている、また、戸棚や押入れの建具は含めていない）で、合わせると第1号の記載に近い。麻苧問屋を営んでいた山崎邸に店舗がなかったとは考えにくいことから、第1号に記載された「住宅」は店舗（見世蔵）を含んだものであったと考えられる。そのことはまた、当時、山崎家は既にこの地での麻苧問屋を廃業しており、旧店舗（見世蔵）も住宅として使用していたことを窺わせる。

この他、現存する土蔵3（建坪15坪、2階7坪）が第3号の「木造瓦葺倉庫」に該当することから、土蔵2（建坪10坪）は建坪が記載されていない第5号の「木造瓦葺物置」であると考えられる。主要な建物としては、第2号の「木造トタン葺2階建物置」と第4号の「木造瓦葺荷造り場」（建坪12坪）だけが現存していないことになるが、その後取り壊されたのであろう。現存する昭和初期の土蔵1に改築された可能性もある。なお、敷地の西端に小規模な祠（ほくら）が2棟現存しているが、「仮契約書」には記載されていない。北寄りの稲荷社の賽銭箱には「嘉永二年 野州平柳 萬屋藤右衛門」の墨書があることから、第7号の「付属一色」に含められたのであろう。もうひとつの祠は大貫家によるものかもしれない。前掲の『枋木人〜続』によると、嘉永2年(1842)頃の萬屋の当主は山崎藤兵衛とされており、賽銭箱に記された「萬屋藤右衛門」すなわち山崎藤右衛門が藤兵衛とどのような関係であったかは明らかでない。

土地建物の売買は「仮契約書」に基づいて実施され、大正15年(1926)5月12日に代金の支払いが完了し、登記が行われている（「泉町参百四拾七番 絵圖面土地建物登記表示書類売買契約書」大貫家蔵）。以後、大貫家は平成9年(1997)に廃業するまでこの地で麻苧問屋を営んでいる。

見世蔵

見世蔵（写真 1.12～1.14）は、切妻・平入りの棧瓦葺・2階建て、桁行4間、梁間2間半、1階前面に約半間の下屋庇を張り出し、外部をすべて黒漆喰塗の土蔵造とする。小屋組の中引梁に「天保五年 棟梁小橋伊三郎源宗次」の墨書（写真 1.13）が残されており、天保5年(1835)

の建築であることが判明する。なお、墨書に記されている大工棟梁「小橋伊三郎源宗次」は、一軒挟んで大貫邸の北側に現存する相良邸の見世蔵も手掛けたことが棟札「天保十年三月二日小橋伊三郎宗次」によって知られる。ただ、小橋伊三郎の出身地やそのほかの実績等は、現在のところ不明である。

見世蔵の1階正面は左右に半間の腰巻付戸袋を設けた以外は全面開放で、現在は木製ガラス戸が建てられている。2階正面は左右に鉄格子入りの角窓を開いただけである。角窓は2階側面にも1箇所ずつ開けられている。軒は出桁造・軒蛇腹とし、軒の両側には鬼瓦と影盛を設けている。正面外観は旧栃木町（大通り周辺）に多く見られる典型的な江戸型の見世蔵であるが、1階に比べて2階部分の高さを強調している点がやや特異である。内部は1階が店舗で、北寄りに8畳の帳場と階段、物入れを設け、下屋庇部分と南側1間半通りを土間とする。下屋庇の内側上部すなわち正面2階外壁筋には揚戸が残されている。土間の奥は引戸を隔て住居部分の通り庭となる。2階は2室の座敷（8畳と6畳）と階段室が並ぶが、窓は小さな角窓で、座敷には床の間や棚が設けられておらず、階段の登り口が住居部分にあることなどから、客座敷ではなく居住用の部屋（例えば寝室や子供室）であったと考えられる。

主屋（住居）

住居は木造平屋で切妻・棧瓦葺、外壁は下見板張であるが、前掲の「仮契約書」によると、かつての屋根はトタン葺であったと考えられる。見世蔵と同時に建設されたとも伝えられ、課税台帳にも「明治元年」（課税台帳にはそれ以前の年代は記載されていない）とあることから、江戸期の建物である可能性が強い。周囲は増改築されているが、桁行4間・梁間3間半が原型と考えられ、床の間を設けた8畳の主室と6畳の次の間を東西に並べ、南側に約1間の通り土間を設けている。なお、西側の洋室は昭和28年(1953)の増築である。隣接する見世蔵へは、6畳の座敷から帳場に、通り土間から見世蔵の土間に通じている。

土蔵（3棟）

住居の西側には3棟の土蔵が一行に並ぶ（写真 1.15～1.17）。南側には作業場となる3棟共通の広い下屋が設けられているが、これは大貫家によるものであろう。土蔵1は、切妻・妻入りの棧瓦葺・2階建て、桁行3間、梁間2間半、前面に引違いガラス戸を建てた奥行1間弱の下屋を設けている。先代の大貫定衛が、この地に移り住んだ後に建設した土蔵で、課税台帳によって昭和7年(1932)の建築であることが判明する。内部は1、2階とも南北に物入れを設けた蔵座敷となる。住居の狭さを補完するための新築であったとも考えられる。

中央の土蔵2は、切妻・平入りの棧瓦葺・2階建て、桁行4間、梁間2間半である。山崎家時代（大正15年以前）の土蔵であるが、建築年代は確認できない。課税台帳には「明治元年」と記載されており、部材も古く、小屋組も古式を伝えていることから、江戸期の建設であろう。出入口は防火引戸で、南側に1箇所、窓は角窓が2階に3箇所設けられている。なお、先代大貫定衛によって土台の取替えが行われているという。東側妻壁の2階には庇が設けられていた痕跡と角窓を塗り込めたことが確認できる。また、屋根が2重屋根となっており、2階部屋内から見る屋根勾配が外部から目認める屋根勾配よりも緩いことから、当初は置屋根形式だっ

たものを後に鉢巻で塗り込めたことが推察できる。

巴波川に最も近い土蔵3は、切妻・平入りの棧瓦葺・2階建て置屋根形式である。桁行6間、梁間2間半で、出入口は防火引戸である。内部は東西に区画されており、東側が2階建、西側が平屋となる。やはり山崎家時代の土蔵で、明治7年(1874)の建築であることが中引梁の墨書「紀元二千五百三十四年」(明治7年)及び「明治七年甲戌年十月三日建立」によって判明する。ただ、後者には大正15年(1926)の修理札(「大正拾五年三月修理之 大貫定衛」)が貼付されており、先代大貫定衛によって購入直後に改修が行われたことも分かる。

文化財としての価値

栃木町は、江戸中期以降、日光例幣使道の宿駅として、また巴波川舟運による河岸のまちとして発展した商家町である。江戸後期になると、その北側の嘉右衛門町周辺にも商人達が進出し、栃木町と連続した町並みが形成された。特に嘉右衛門町伝建地区の南端を占める平柳新田(現在の泉町)は、栃木河岸の最北部に位置する平柳河岸の影響もあって、有力商人の店舗が目立っていた。その代表的な例が、平柳河岸の廻船問屋山崎家の一族であった萬屋山崎家である。同家は既に江戸末期にはこの地でもその名を知られた麻苧問屋であった。野州麻による麻苧(麻糸)は江戸期から栃木(栃木町及び嘉右衛門町周辺)随一の特産品であり、旧栃木町だけでなく、嘉右衛門町周辺にも多くの麻苧問屋が存在していた。天保13年(1842)の「嘉右衛門新田村絵図」(図1.5)によると、麻を扱う商家は嘉右衛門町だけでも8軒を数えていたことが知られる。

萬屋山崎家の土地建物は、大正15年(1926)に大貫家に売却されたが、敷地だけでなく、江戸末期から明治初期に建設された主要な建物の大半が同家に受け継がれ、以前と同じ麻苧問屋として平成9年(1997)まで使用され続けた。

大貫邸の、旧日光例幣使道から巴波川に至る短冊形の地割りと、見世蔵・住居・土蔵群を連ねた建物の配置は、この地の典型的な町家形式である。主要な建物の多くは江戸末期から明治初期にかけて萬屋山崎家によって建設されたもので、部分的な増築や改装を除けば、大貫家によって新たに建設されたのは土蔵1(昭和7年(1932))だけである。このうち見世蔵は天保5年(1835)に建設されており、嘉右衛門町伝建地区だけでなく、旧栃木町を含めた現存する36棟の中で最古の見世蔵として貴重であるが、全国的に見ても、建築年代が確認できる遺構としては、埼玉県川越市の大沢家住宅(寛政4年(1792)、重要文化財)、宮城県村田町の山田家住宅(文政5年(1822))に次いで古い可能性がある。また土蔵3は明治7年(1932)の建設で、旧栃木町には現存例のない置屋根形式であるが、土蔵2もかつては同形式であったと考えられる。

現存する大貫邸は、嘉右衛門町伝建地区にあって、江戸末期以来の敷地や建造物が現在もそのまま遺る典型的な町家の遺構であり、江戸末期から一貫して麻苧問屋を生業(なりわい)としてきた商家の実態や生活を知る貴重な文化遺産として価値が高い。今後の確実な保存が望まれる。

(河東 義之)



図 1.10 平柳河岸『大日本博覧図析木県之部』明治 23 年(1890) 精行舎



図 1.12 『栃木県営業便覧』明治 40 年(1907) (泉町部分、左が北)

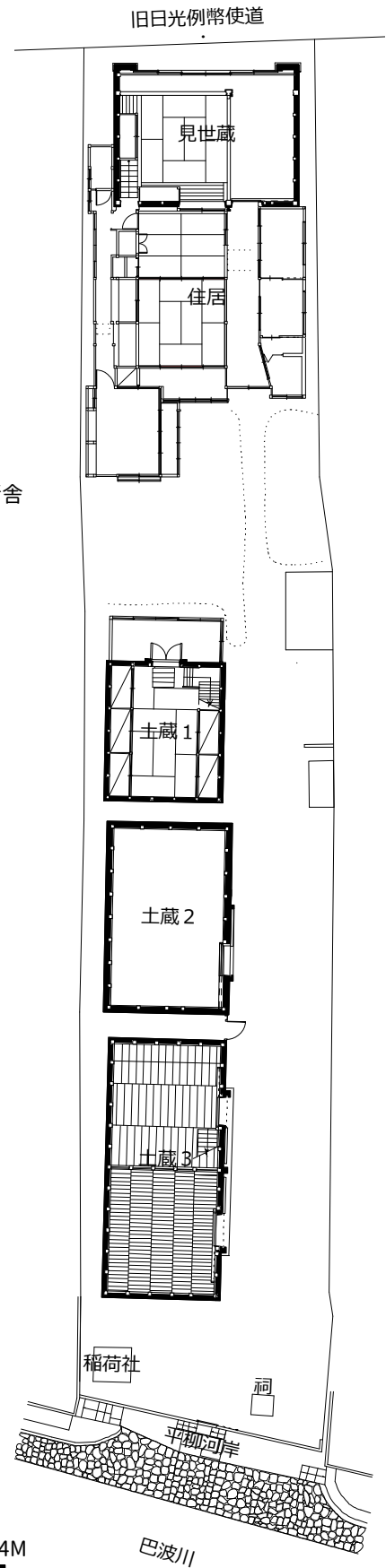


図 1.11 配置・1 階平面図



写真 1.12 見世蔵の外観



写真 1.13 見世蔵中引梁の墨書



写真 1.14 見世蔵の内部





写真 1.15 巴波川から見る平柳河岸と大貫邸



写真 1.16 住居西側の土蔵群（左：土蔵1、右：土蔵3）



写真 1.17 平柳河岸側の様子（左：土蔵3、右側：稲荷社と祠）

第2章 嘉右衛門町伝建地区における10年のあゆみ

2.1 修理・修景事業

2.1.1 事業の概要（平成24年度～令和4年度）

重伝建地区に選定後、平成24年度から令和4年度までに実施した年度別修理・修景事業数を表2.1に、事業概要一覧を表2.2に、事業実施建物の位置図を図2.1に示す。伝建地区制度のもとでこれまでに、建造物については53件（31棟）の修理事業と6件（新築5棟、改修1棟）の修景事業を、工作物については2件（1棟）の修理事業を実施した。次の項では、主要な修理及び修景事業を紹介する。

表2.1 年度別修理・修景事業数

	修 理			修 景	計
	建築物	工作物	環境物件		
平成24年度(2012)	2	0	0	0	2
平成25年度(2013)	3	0	0	0	3
平成26年度(2014)	4	0	1	2	7
平成27年度(2015)	2	0	0	0	2
平成28年度(2016)	4	0	0	0	4
平成29年度(2017)	5	0	0	1	6
平成30年度(2018)	5	1	0	1	7
令和元年度(2019)	6(4)	1	0	0	7(4)
令和2年度(2020)	11(4)	0	0	1	12(4)
令和3年度(2021)	6	0	0	1(1)	7(1)
令和4年度(2022)	5	0	0	0	5
計	53(8)	2	1	6(1)	62(9)

※カッコ内の数は市有施設事業のうち数

※件数は延べ件数

表 2.2 修理・修景事業概要一覧

事業年度	事業種別	特定分類	特定番号	名称	特記事項
平成24年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-泉 3	蔵（土蔵造）	災害復旧
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 46	蔵（土蔵造）	災害復旧
平成25年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 13	主屋（木造店舗）	災害復旧
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 14・15	主屋（見世蔵・住居）	災害復旧
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 8・9	蔵（土蔵造） 主屋（木造店舗）	
平成26年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-泉 3	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 33	主屋（木造住居）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 54	蔵（土蔵）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 58	主屋（木造離れ）	
	修景事業	その他建物	修景	新築建物	
	修景事業	その他建物	修景	新築建物	
平成27年度	修理事業	環境物件	環-嘉 4	樹木（松）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 1	主屋（木造店舗住居）	
平成28年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 24	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 12	蔵（土蔵造）	
平成29年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 15	主屋（木造住居）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 24	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 61	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 12	蔵（土蔵造）	
平成30年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 61	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-泉 13	主屋（木造住居）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 44	主屋（木造住居）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 50	主屋（木造店舗）	
	修景事業	その他建物	修景	新築建物	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 61	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 50	主屋（木造店舗）	
平成31年度 令和元年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 75	主屋（見世蔵）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 17	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 43	主屋（見世蔵）	
	修景事業	その他建物	修景	新築建物	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 17	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-小 01	主屋（木造離れ）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-小 01	門	
令和2年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 62	蔵（見世蔵）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 63	蔵（土蔵造）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 64	主屋（木造住居）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 65	主屋（木造店舗）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-泉 15	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 17	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 20	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-小 01	主屋（木造離れ）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 76	主屋（木造店舗住居）	
	修景事業	その他建物	修景	既存建物	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 75	主屋（見世蔵）	
令和3年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 34	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 62	蔵（見世蔵）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 63	蔵（土蔵造）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 64	主屋（木造住居）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 65	主屋（木造店舗）	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 34	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 76	主屋（木造店舗住居）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-小 01	主屋（木造離れ）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 17	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 20	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-泉 15	蔵（土蔵造）	
令和4年度	修景事業	その他建物	修景	新築建物	市整備事業
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-小 01	主屋（木造離れ）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 17	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 20	蔵（土蔵造）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 54	蔵（土蔵造）	
令和4年度	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 29	社寺建築（木造神楽殿）	
	修理事業	伝統的建造物（建築物）	建-嘉 29	社寺建築（木造神楽殿）	

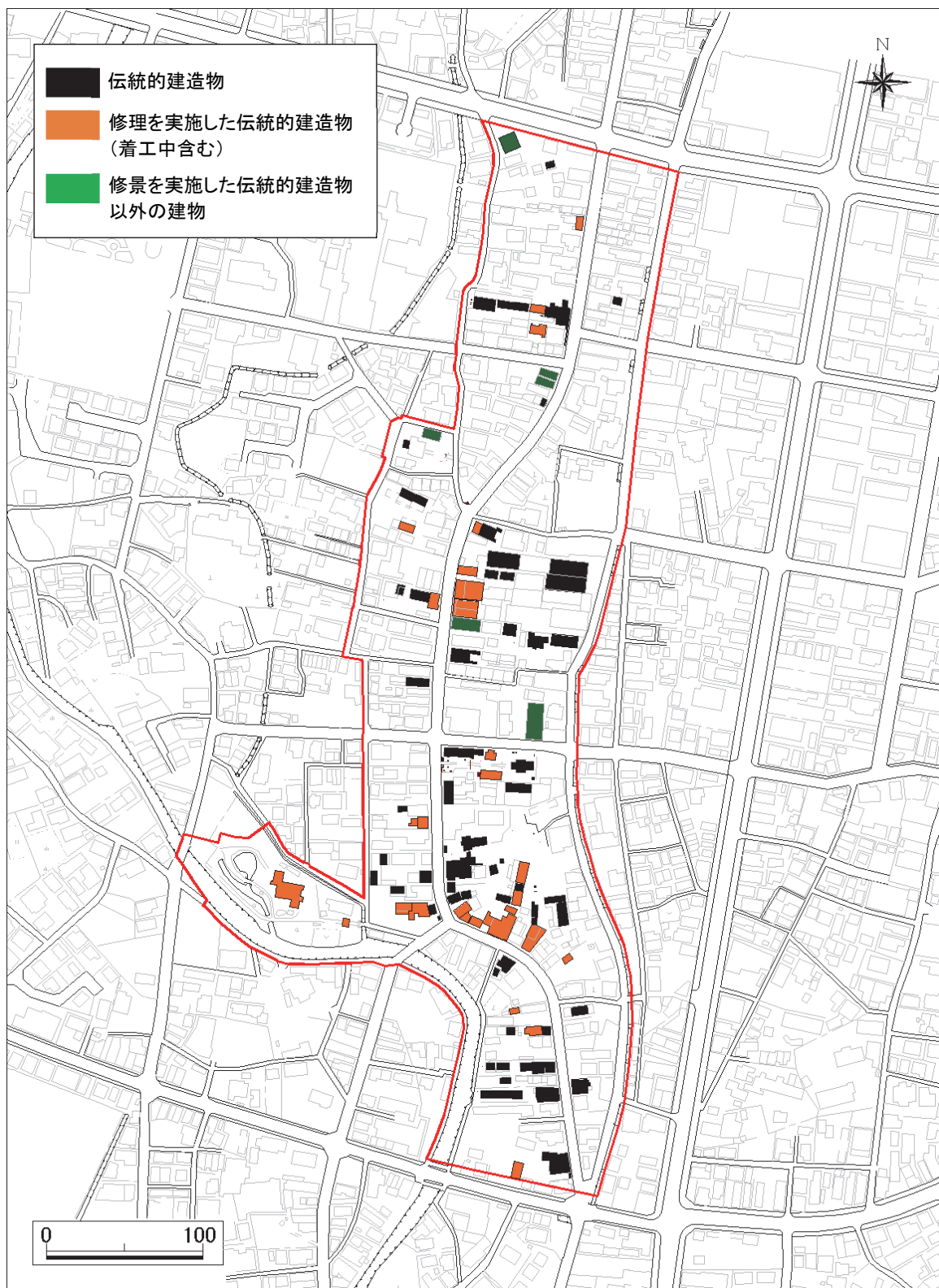


図 2.1 伝統的建造物および修景事業実施建物の位置図

2.1.2 伝統的建造物（建築物・工作物）の主要な修理事業

修理事業 （建－泉3 土蔵） 国登録有形文化財

所在地：泉町 343－1

建築年：明治 24 年

建築種別：土蔵造 2 階建蔵

事業期間：平成 24 年度、平成 26 年度

当該建造物は、明治 24 年に建築された切妻平入の土蔵で、鼻緒蔵として使用されていた。2011 年東日本大震災で被災したため、災害復旧事業として修理を行った。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	棟、棟飾り、屋根下地・仕上げ等の破損。➡下地補修の上、葺き替え（土葺きから乾式によるガイドライン構法へ変更）。棟の造り直し（耐震金物補強）。
軸組	角柱の腐朽。➡取り替え。
壁 鉢巻	北面(妻面)鉢巻一体の落下、壁の亀裂。➡下地補修のうえ、土壁塗り直し。



被災状況



修理状況



修理後全景

修理事業 （建－嘉 46 土蔵）

所在地：嘉右衛門町 39

建築年：明治 43 年

建築種別：土蔵造 2 階建蔵

事業期間：平成 24 年度

当該建造物は、明治 43 年に建築された切妻平入の土蔵である。2011 年東日本大震災で棟瓦の破損や瓦の滑落、外壁のひび割れなどの被害が発生したため、災害復旧事業として修理を行った。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	棟、棟飾り、屋根下地・仕上げ等の破損。➡下地補修のうえ、葺き替え（土葺きからガイドライン構法へ変更）。棟の造り直し（耐震金物補強）。
壁 鉢巻	下地にいたるまでの亀裂。➡下地補修のうえ、土壁の塗り直し。



修理前全景

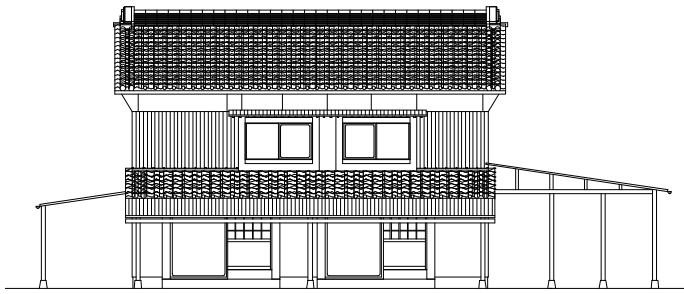


修理後全景

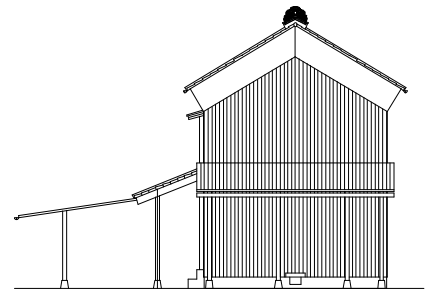


被災状況

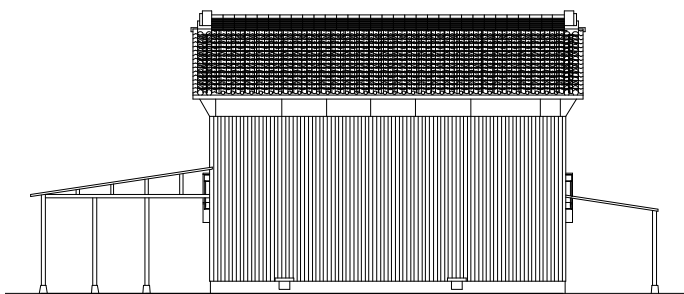




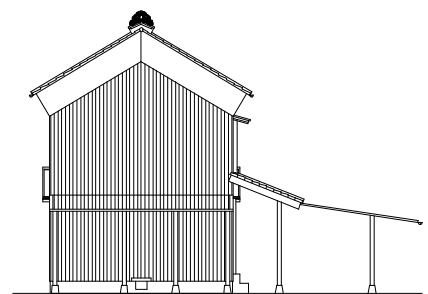
修理前 北側立面図 S=1/200



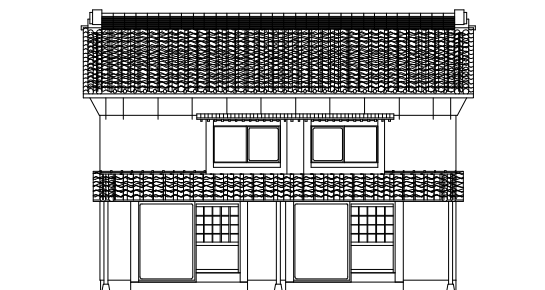
修理前 西側立面図 S=1/200



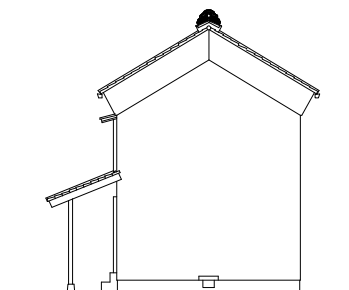
修理前 南側立面図 S=1/200



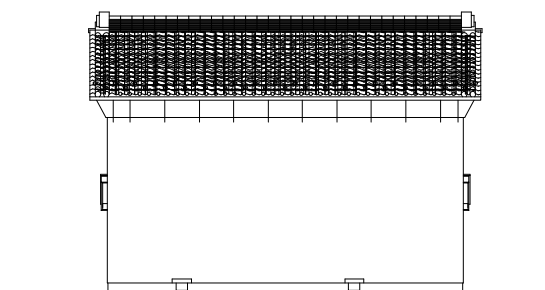
修理前 東側立面図 S=1/200



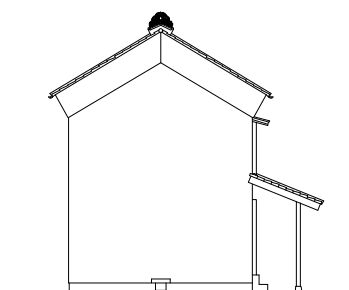
修理後 北側立面図 S=1/200



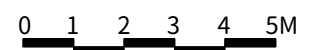
修理後 西側立面図 S=1/200



修理後 南側立面図 S=1/200



修理後 東側立面図 S=1/200



修理事業 （建－嘉 13 主屋）

所在地：嘉右衛門町 1－1

建築年：不明

建築種別：木造 2 階建塗屋

事業期間：平成 25 年度

当該建造物は、岡田記念館の施設として公開されている塗屋である。2011 年東日本大震災で被災したため、災害復旧事業として修理を行った。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	下地破損により漏水。仕上げ面の歪み、瓦の浮き及びずれ。➡大屋根及び下屋屋根を下地補修のうえ、葺き替え（土葺きから乾式によるガイドライン構法へ変更）、棟造り直し（耐震金物補強）、軒先補修、破風補修。
軸組	断面欠損した柱及び土台の根継ぎ。
壁	ひび割れ部から雨水が浸透、正面軒先仕上げ面の崩落、下地の破損。➡下地組み直しのうえ、塗り直し。
建具	正面 1 階建具の推定復元。
耐震	1 階正面の間口方向両端に耐力壁を設置。

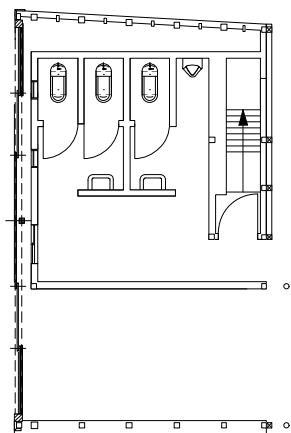


修理前

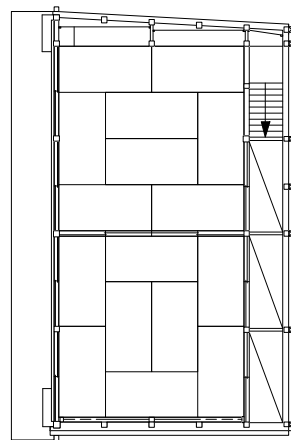


修理後

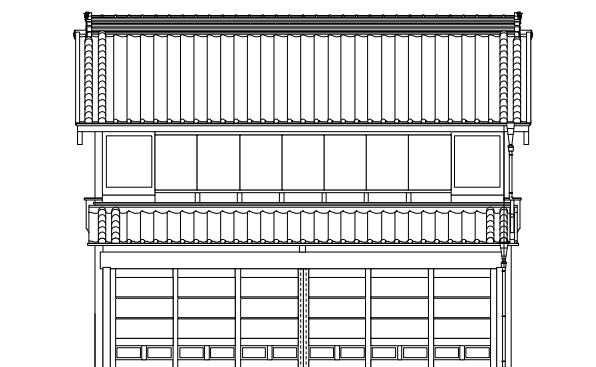




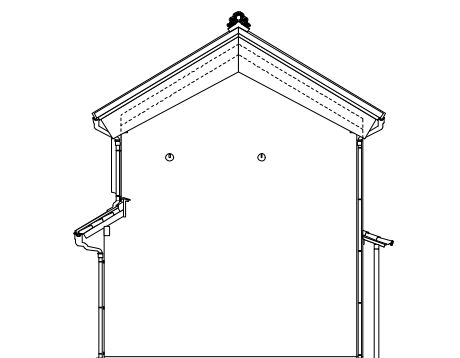
一階平面図 S=1/150



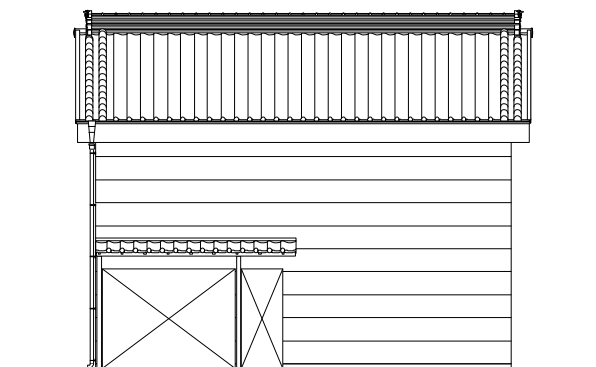
二階平面図 S=1/150



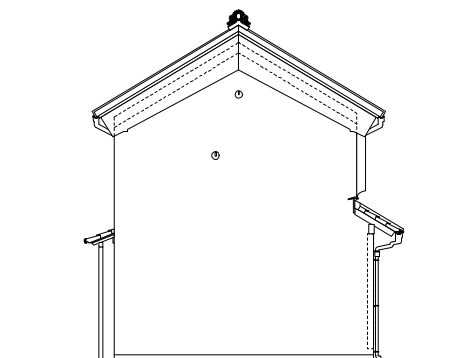
修理後 南側立面図 S=1/150



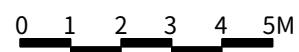
修理後 東側立面図 S=1/150



修理後 北側立面図 S=1/150



修理後 西側立面図 S=1/150



修理事業 （建－嘉 14・15 主屋）

所在地：嘉右衛門町 1－1

建築年：不明

建築種別：土蔵造平屋建見世蔵
木造 2 階建住居

事業期間：平成 25 年度

当該建造物は、岡田記念館の施設として公開されている見世蔵で、木造 2 階建住居と接続している。かつては酒店や荒物問屋などとして使われていたと考えられている。2011 年東日本大震災で瓦の滑落や外壁のひび割れなどの被害を受けたため、災害復旧事業として修理を行った。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	棟の破損、瓦滑落。⇒下地補修の上、葺き直し（土葺きから乾式によるガイドライン構法へ変更）
軸組	下屋の桁及び柱の腐朽。⇒取り替え。
壁	ひび割れ箇所の漆喰補修、正面腰部分を石積で復元、腰上部分を黒漆喰復元。
建具	塗装の劣化、幕板の割れ。⇒塗装研磨、幕板取り替え。

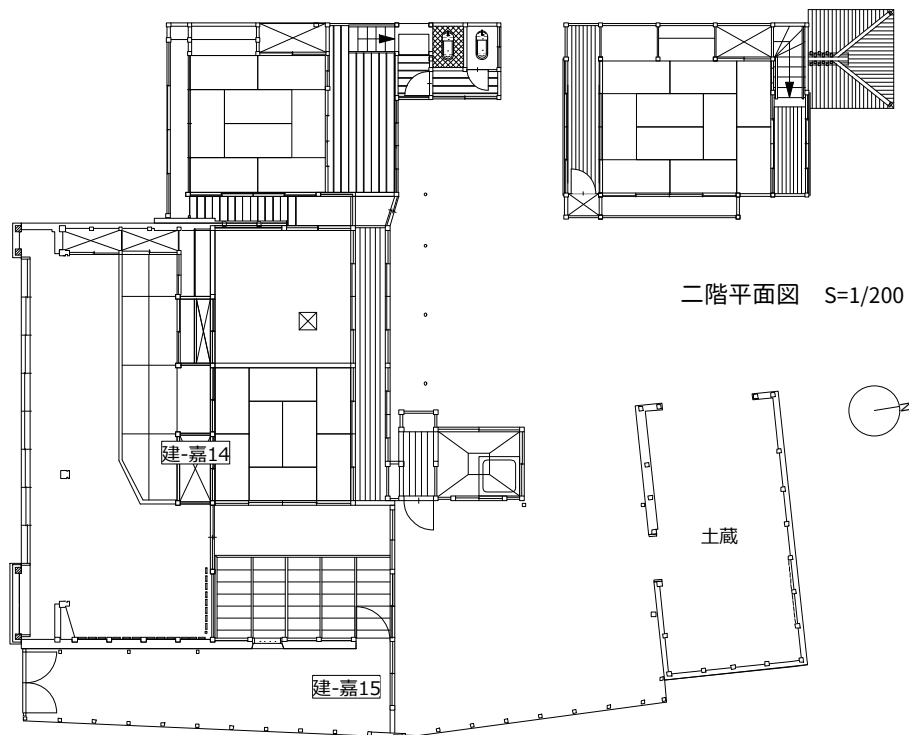


修理前

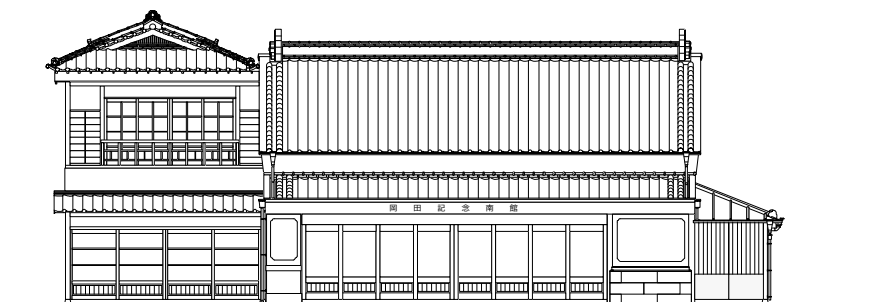


修理後

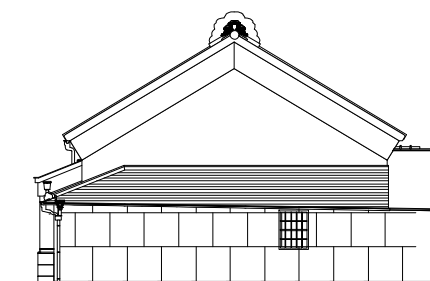




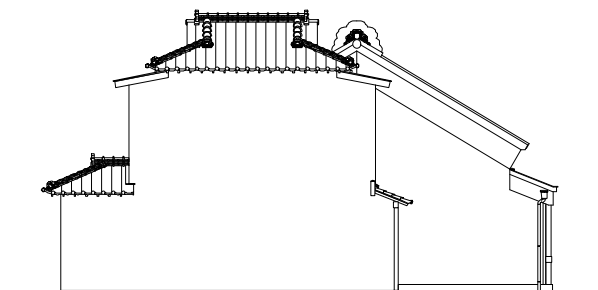
一階平面図 S=1/200



修理後 南側立面図 S=1/200



修理後 東側立面図 S=1/200



修理後 西側立面図 S=1/200

0 1 2 3 4 5M

修理事業 （建一嘉 8・9 土蔵・洋風店舗）

所在地：嘉右衛門町 1-1

建築年：不明

建築種別：土蔵造平屋建蔵
木造平屋建店舗

事業期間：平成 25 年度

当該建造物は、いずれも岡田記念館内で公開されてきた建造物である。土蔵は切妻平入で、昔の消防に関する史料が展示されていた。修理事業の後に建物内部が改修され、現在は花屋として活用されている。洋風店舗は、かつて理髪店を営んできた店舗である。この理髪店は、市村理髪館として明治 4 年(1871)の断髪令に伴い開業し、平成元年(1989)まで営業していた。廃業後も建物や備品がそのまま残されており、現存する県内最古の理髪店として平成 29 年(2017)には全国理容生活衛生同業組合連合会より「理容遺産」に認定された。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

（土蔵）

壁	耐久劣化。補修。
---	----------

（洋風店舗）

屋根	経年劣化に伴う漏水。→修理前は片流れ形式金属板葺き屋根だったものを棧瓦寄棟造に復元。
軸組	補強。
壁	看板兼板壁(パラペット)の破損、腰壁の割れ、北面壁の浮き。→看板兼板壁(パラペット)の取り替え、腰壁周辺基礎の増し打ち、壁の補修。



洋風店舗 修理前



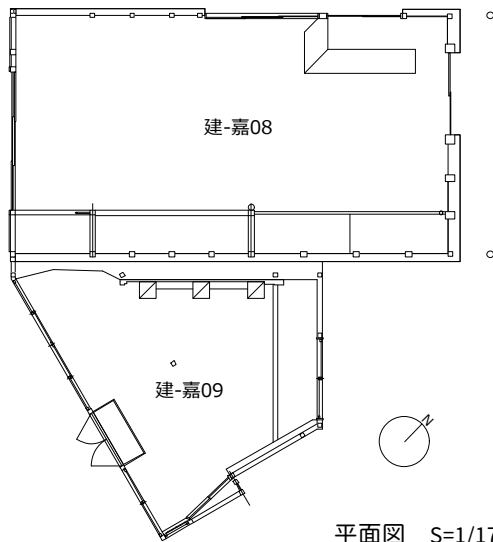
洋風店舗 修理後



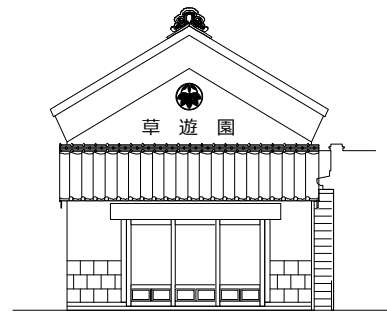
洋風店舗 屋根修理前



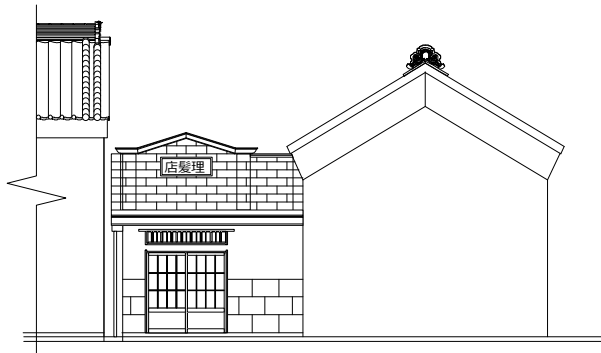
洋風店舗 屋根復元後



平面图 S=1/170



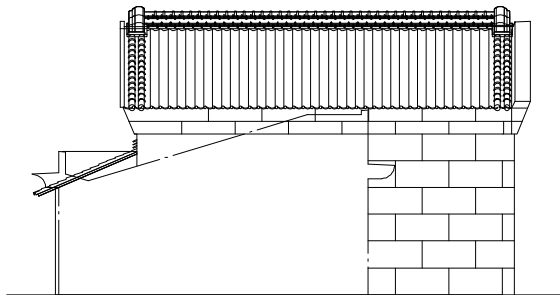
土蔵 修理後 西側立面図 S=1/170



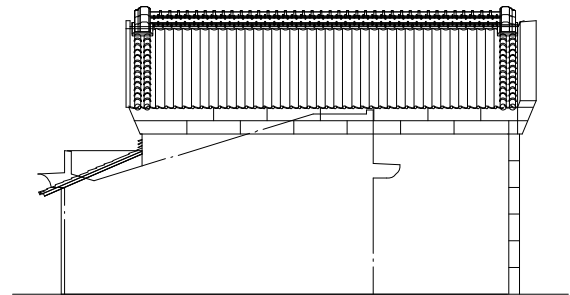
土蔵・洋風店舗 修理後 北側立面図 S=1/170



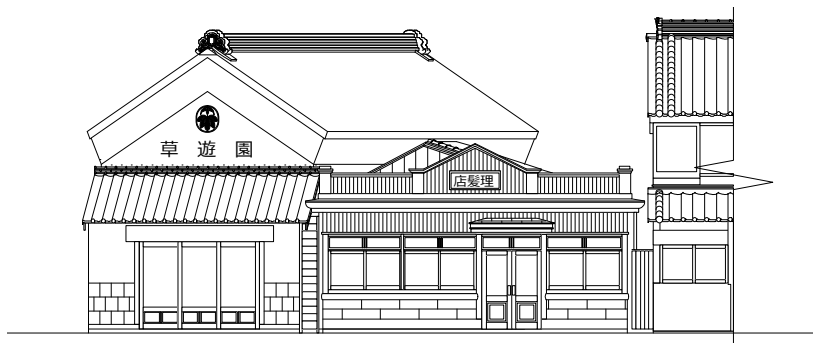
洋風店舗 修理後 東側立面図 S=1/170



土蔵 修理前 南側立面図 S=1/170



土蔵 修理後 南側立面図 S=1/170



洋風店舗 修理後 南側立面図 S=1/170

0 1 2 3 4 5M

修理事業 （建－嘉 33 主屋） 国登録有形文化財

所在地：嘉右衛門町 5－1、6

建築年：大正 13 年

建築種別：木造 2 階建住居

事業期間：平成 26 年度

当該建造物は、通りに面する木造 2 階建店舗と同時期に建築され、その店舗と接続する住居である。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	庇及び下屋の腐朽による漏水。→庇及び下屋の葺き替え。
軸組	柱の脚部及び垂木の腐朽。→柱脚部の腐朽箇所を根継ぎ補修。垂木の腐朽部分の取り替え。
壁	西面土壁の剥離、下見板の腐朽。→土壁の補修、下見板の取り替え。
建具	戸袋の取り替え、ガラス戸框と組子の取り替え。
樋	腐朽部分の取り替え。

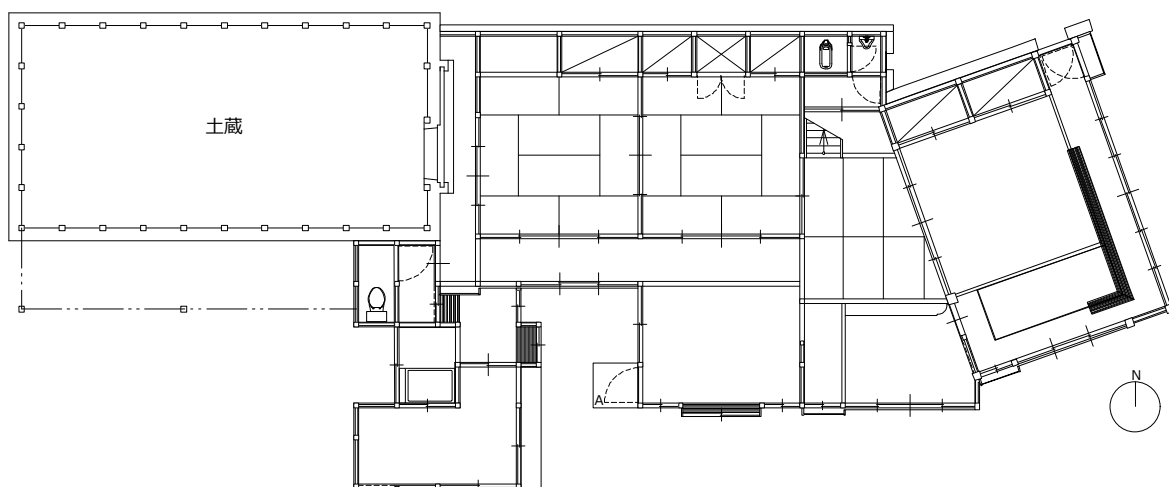


修理前

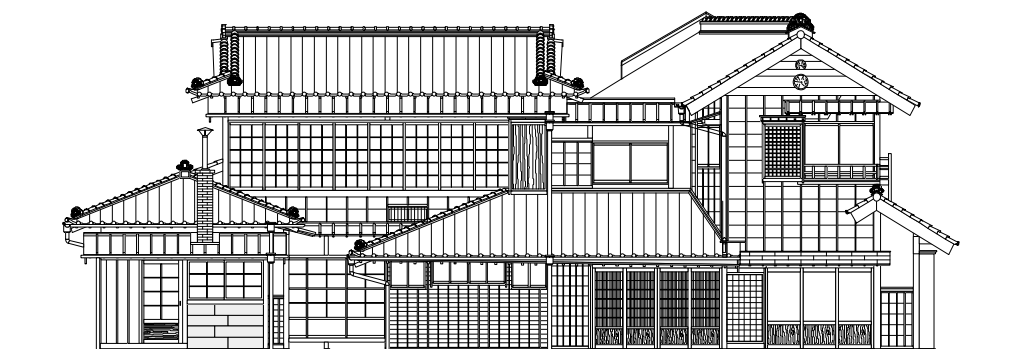


修理後

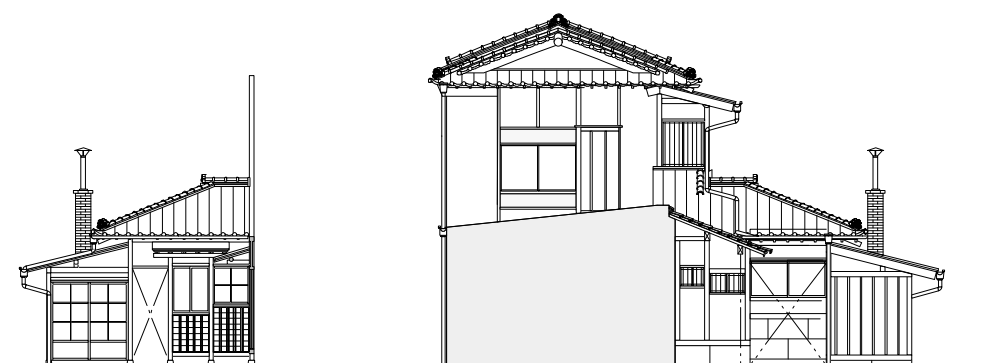




一階平面図 S=1/170

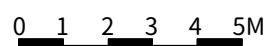


修理後 南側立面図 S=1/170



勝手 修理後 東側立面図 S=1/170

修理後 西側立面図 S=1/170



修理事業 (建一嘉 58 主屋(離れ)) 国登録有形文化財

所在地：嘉右衛門町 438

建築年：不明

建築種別：木造平屋建住居

事業期間：平成 26 年度



当該建造物は、寄棟形式棧瓦屋根の木造平屋建の住居である。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	腐朽による漏水、下屋波トタンの腐食。⇒土葺き下地から乾式工法へ変更のうえ葺き替え。北面下屋も同様、南面下屋は金属板葺き替え。
軸組	隅木及び垂木の腐朽。⇒隅木及び垂木の取り替え。
壁	雨水の浸透による腐朽。⇒劣化部分の補修。
基礎	不同沈下。沈下箇所を楔補修。
樋	腐朽と欠損。排水経路変更と取り替え。

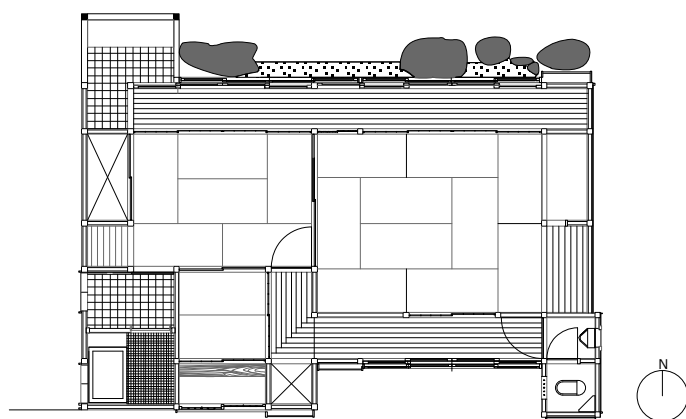


修理前

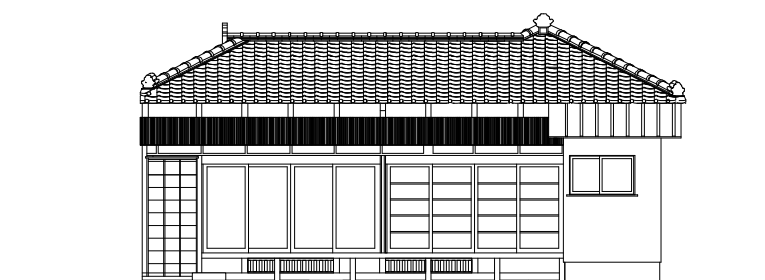


修理後

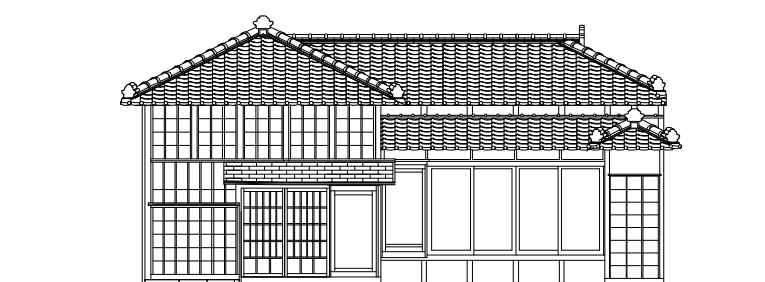




平面図 S=1/150



修理後 南側立面図 S=1/150



修理後 北側立面図 S=1/150

0 1 2 3 4 5M

修理事業 （建一嘉 24 土蔵）

所在地：嘉右衛門町 13

建築年：明治 6 年

建築種別：土蔵造 2 階建蔵

事業期間：平成 27 年度～平成 28 年度

当該建造物は、切妻・平入りで、梁間 3 間・桁行 7 間の本格的な土蔵であり、倉庫として利用されている。主要な修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	棟の沈下。瓦の劣化。下地の腐朽。⇒全て解体し新しい瓦で積み直しを行い、防振金物補強を新設。全て新しい小型の瓦で葺き替え。土葺きと杉皮の防水を全て乾式の下地に変更し、屋根の厚み分を木組で嵩上げ。
軸組	土台および柱脚の腐朽、桁の傾倒、腐朽による小屋梁の脱落。⇒既存土台を存置のまま添え土台を新設し、既存柱と相欠きで組み込み。既存柱を存置のまま添え柱を設け、既存柱とボルトで緊結し補強。桁を矯正したうえ、梁と羽子板金物で再傾倒の防止および梁の落下防止。落下した梁を組み直し、桁と金物で緊結、梁下に添え柱と添え桁で補強。
壁	妻壁や出角の土壁の腐朽⇒北面鋼製折板張りを撤去。腐朽部分を撤去のうえ、麻縄を巻いた割竹を小間返し下地とし土壁補修。既存土壁の最外層は漆喰だったが、仕上がっていない状態のため、仕上がっていない漆喰と、折れ釘の位置から、仕上げを下見板張りで施工。妻壁より水切りの痕跡が確認されたため、水切りを復元。
基礎	内部土間レベルが地面より低いことで雨水侵入。⇒既存基礎を存置のまま外側に雨水止水のための添え基礎を増打ちし、洗い出して仕上げ。補強柱の設置箇所に独立基礎を新設。
折れ釘	既存土壁に相当数の折れ釘が残っており、一部切断の跡を確認。下見板を受ける必要があるため、切断された折れ釘を存知し、近接する位置に折れ釘を新設。



修理前

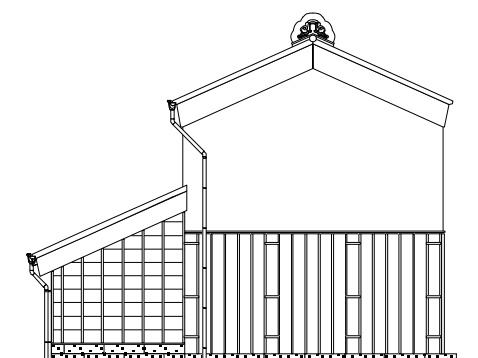




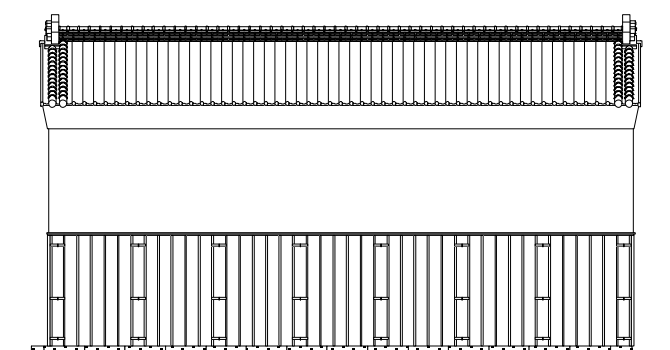
修理後



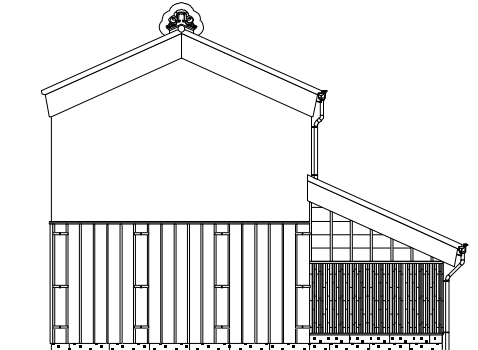
修理後 南側立面図 S=1/170



修理後 東側立面図 S=1/170



修理後 北側立面図 S=1/170



修理後 西側立面図 S=1/170

0 1 2 3 4 5M

修理事業 （建－嘉 61 土蔵）

所在地：嘉右衛門町 361－1

建築年：安政 5 年

建築種別：土蔵造 2 階建蔵

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

当敷地は旧日光例幣使道に接する。敷地内には主屋や住居は現存しないが、土蔵と祠が残っている。現存する土蔵は、規模が 2 間×3 間、2 階建てで、屋根が切妻形式に棧瓦で葺かれており、小屋組についても中引梁をもち、幕末まで遡る形式で組まれ、嘉右衛門町伝建地区に多い土蔵の特徴を有している。建築年代は墨書より安政 5 年(1858)であることが確認されており、数少ない江戸時代の建造物である。経年劣化により損傷が著しい状況で修理事業に着手した。主要な修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	腐朽および一部崩落。⇒全て新しい小型の瓦で葺き替え。一端の鬼瓦は再利用。もう一端の欠損した鬼瓦は所有者への聞取りに基づき新規製作。下地は乾式に変更し、土葺き厚さ分を木組で嵩上げ。棟の青海波は、外観意匠に倣い、構法を変更し防振金物を設置。
軸組	土台、柱、横架材の腐朽。⇒腐朽が激しい部材の取替え。既存柱に添え柱補強。
壁	腐朽、大規模崩落。⇒土壁を撤去した部分は竹小舞下地から組み直しのうえ、荒壁から漆喰仕上げまで施工。解体した壁土を再利用。
基礎	基礎石が一部腐朽。⇒腐朽部分を洗い出し補修。
庇	腐朽。⇒全て既存に倣い取り替え。
建具	窓や扉の腐朽。⇒窓（観音開き）肘金物を除き全て造り直し。金物は補修を行い、再利用。 扉（観音扉）腐朽部分を撤去し、麻巻きした割竹を下地に漆喰を塗り直す。
耐震	筋かい、胴差を設置。



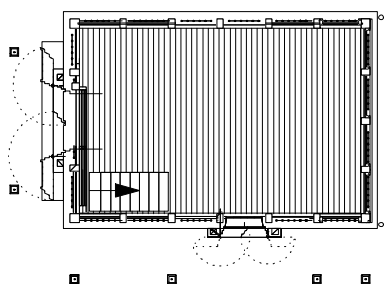
修理前



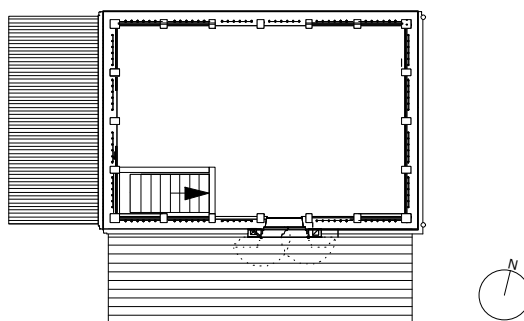
修理後



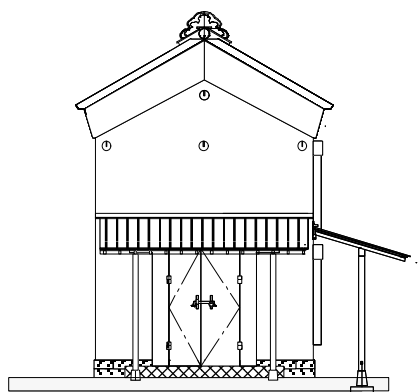
既存柱の側面につたかけ加工した補強添木を取付け



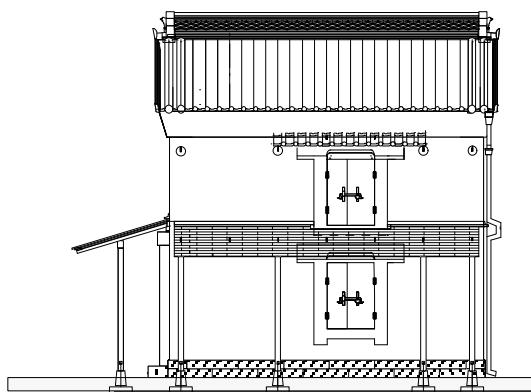
一階平面図 S=1/150



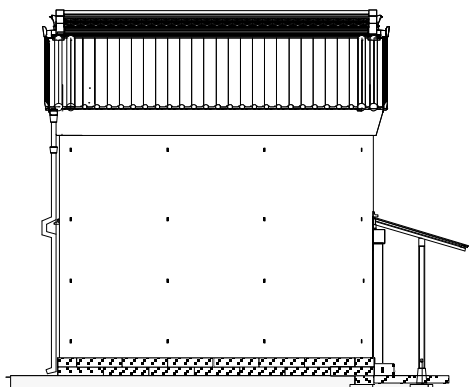
二階平面図 S=1/150



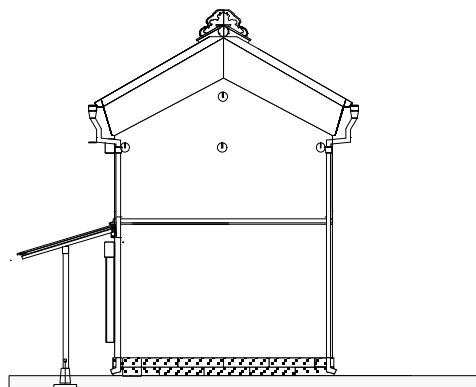
修理後 西側立面図 S=1/150



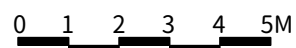
修理後 南側立面図 S=1/150



修理後 北側立面図 S=1/150



修理後 東側立面図 S=1/150



修理事業 （建一 泉 13 主屋） 国登録有形文化財

所在地：泉町 353-2

建築年：不明

建築種別：木造 2 階建住居

事業期間：平成 29 年度

旧日光例幣使道の西側に位置し、通りに面して木造店舗を構え、その奥に続く住居が当該建造物である。建築年代は確認できないが、店舗と一体的に造られており、南側には幅 1 間の通り庭がある。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	漏水。➡下地を乾式に変更。新しい小型の瓦に葺き替え。
壁	小波鋼板張や平鋼板張の部分を下見板へ復元。押縁下見板の腐朽部分を取り替え。既存の外壁である下見板の下から旧態の押縁下見板の痕跡が確認されたため、全て旧態の仕様に合わせた押縁下見板で復元。
建具	腐朽。➡既存材を再利用し、雨仕舞部分を補修。アルミサッシは木製建具に取り替え。
樋	一部塩化ビニル製、銅製腐食。全て銅製に取り替え。



修理前



修理後





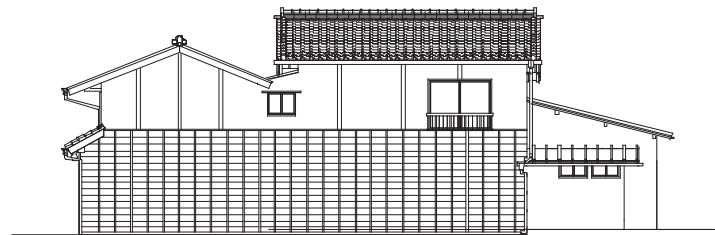
既存下見板の下地より旧状の押縁下見板が確認できる様子



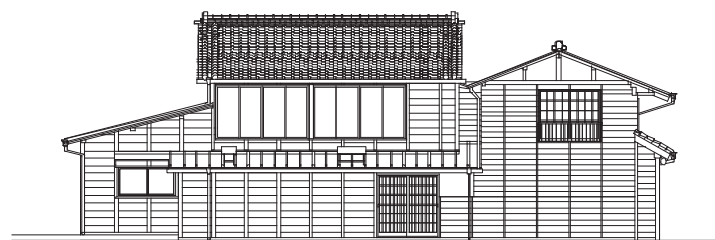
押縁下見板が取り付けられていた釘跡と、柱に水切りのシャクリがなかったことが確認できる様子



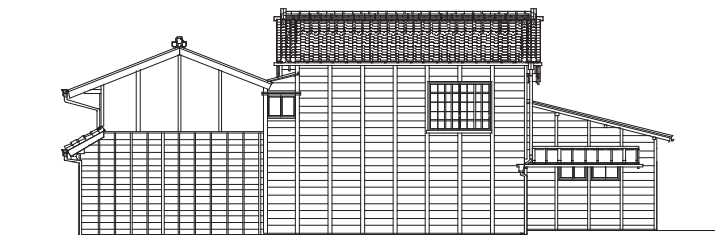
修理前 南側立面図 S=1/170



修理前 北側立面図 S=1/170



修理後 南側立面図 S=1/170



修理後 北側立面図 S=1/170

0 1 2 3 4 5M

修理事業 （建－嘉 50 主屋）

所在地：嘉右衛門町 37－1

建築年：不明

建築種別：木造平屋建店舗

事業期間：平成 29 年度～平成 30 年度

当該建造物は、寄棟・平入りの木造店舗で、今も店舗として使用されている。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	瓦の腐朽による漏水。⇒下地から全て取り替え。下地は乾式に変更し、土葺きの既存土厚さ分を木組で嵩上げ。鬼瓦は再利用し、棟は全て積み直し。
軒先	塗籠めの剥落。⇒下地は既存の構法に倣い、漆喰仕上げで既存と同様に塗籠め。
建具	後補の建具の建てつけに不具合。⇒全て取り替え。
樋	腐朽。⇒全て銅製に取り替え。

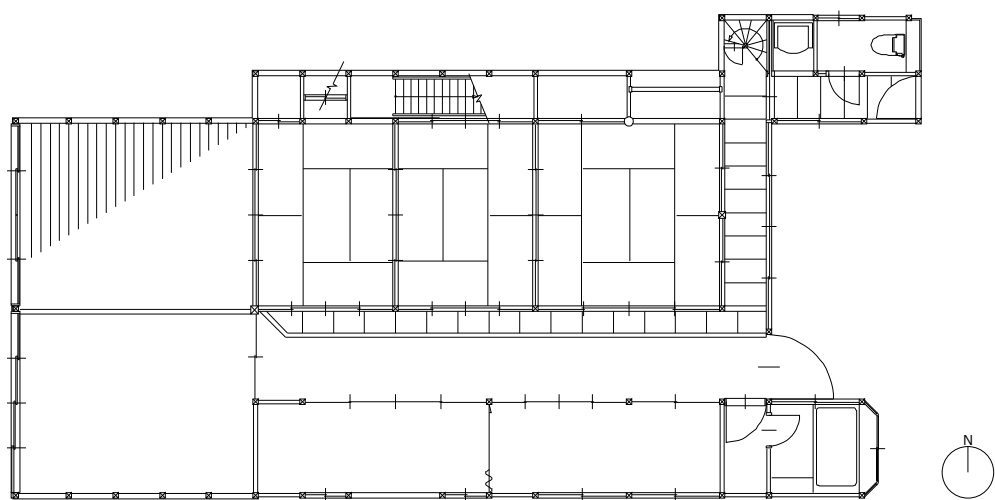


修理前



修理後

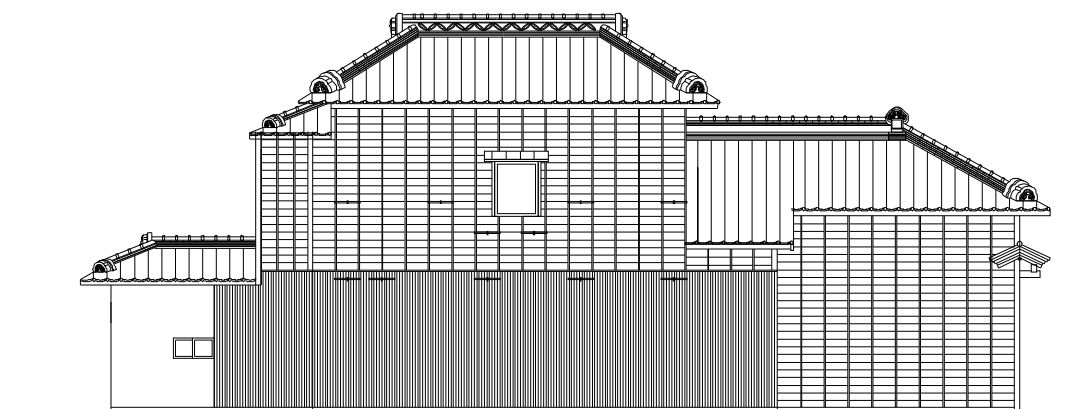




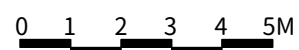
一階平面図 S=1/150



修理後 西側立面図 S=1/150



修理後 北側立面図 S=1/150



修理事業 （建－嘉 17 土蔵）

所在地：嘉右衛門町 1－1

建築年：安政 5 年

建築種別：土蔵造 2 階建蔵

事業期間：平成 30 年度～令和 4 年度（予定）

当該建造物は、切妻・平入りの土蔵であり、岡田記念館の展示室として公開活用されてきた。下記のように損傷が著しいため、全解体修理を行った。

屋根	土葺き屋根の漏水。⇒下地の取り替え、瓦の葺き替え。下地は乾式に変更し、既存土厚さ分を木組みで嵩上げ。鬼瓦は再利用し、棟は全て積み直し。
軒先	塗籠めの落下。⇒既存の構法に倣い小舞で組み直し塗籠め、漆喰塗りで仕上げ。
軸組	顕著な蟻害及び腐朽。⇒全解体のうえ軸組を組み直し。腐朽部材は取り替え。
壁	各所が剥落。⇒土壁を全て撤去し竹小舞下地から組み直しのうえ、伝統構法により土壁を塗り直し。仕上げは、漆喰塗り。
基礎	不同沈下等により基礎石の埋没。⇒周辺堆積土の除去及びべた基礎を新設。
樋	腐食。⇒全て取り替え。
耐震	限界耐力計算により既存の耐震要素での倒壊安全性を確認。



修理前全景



修理前



修理前



修理後



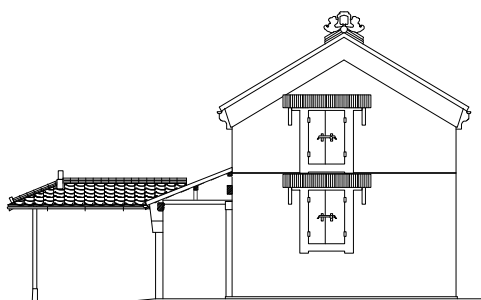
修理後



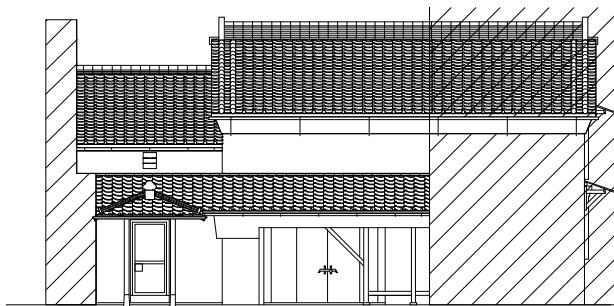
修理前



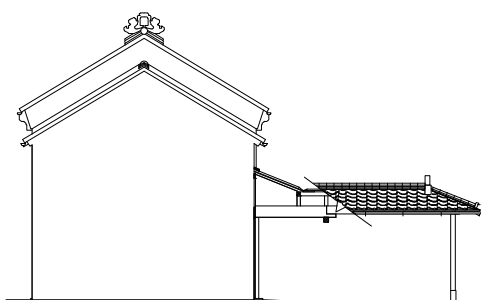
修理後



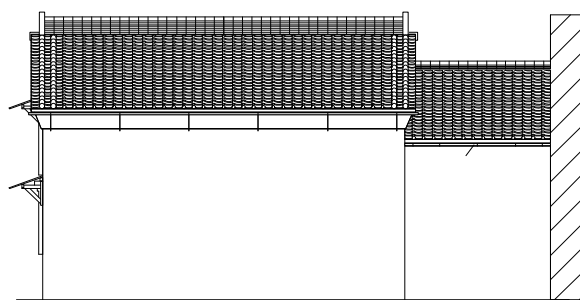
修理前 南側立面図 S=1/200



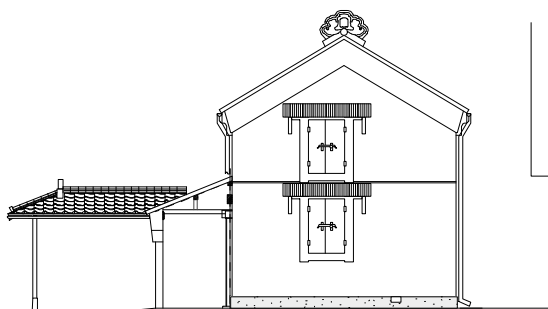
修理前 西側立面図 S=1/200



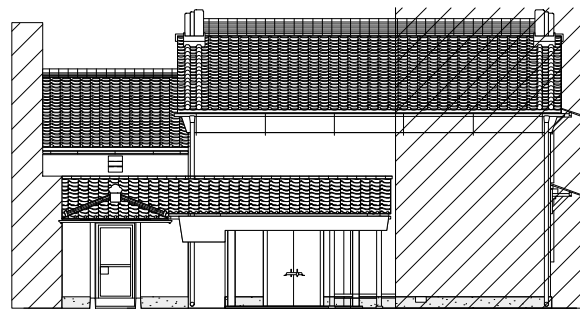
修理前 北側立面図 S=1/200



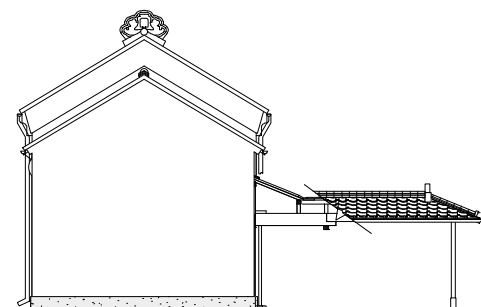
修理前 東側立面図 S=1/200



修理後 南側立面図 S=1/200



修理後 西側立面図 S=1/200



修理後 北側立面図 S=1/200



修理後 東側立面図 S=1/200

0 1 2 3 4 5M

修理事業（工－小01 門）

所在地：栃木市小平町 44－8

建築年：不明

事業期間：平成 30 年度～令和元年度

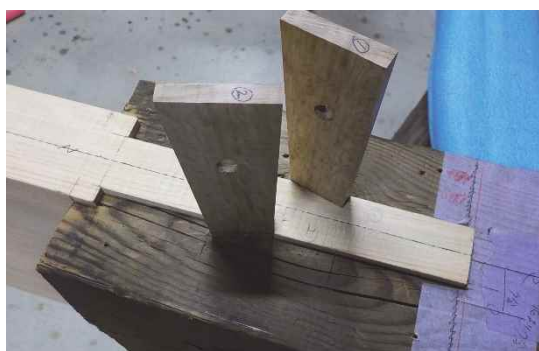
屋根	下地及び瓦の腐朽。➡下地を補修のうえ葺き替え。
軸組	全体傾倒。➡全解体のうえ組み直し。
建具	腐朽部分の取り替え。
基礎	不同沈下。➡新設。



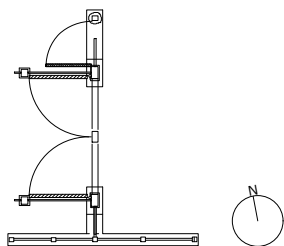
修理前



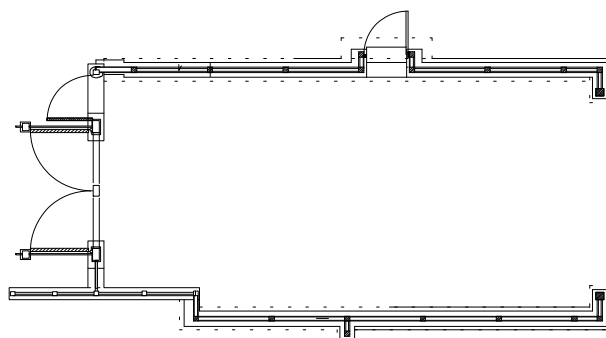
修理後



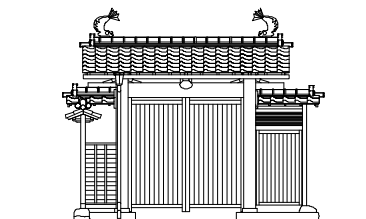
修理状況



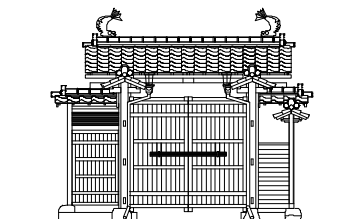
修理前 平面図 S=1/150



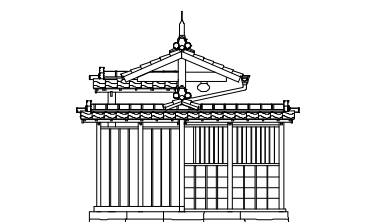
修理後 平面図 S=1/150



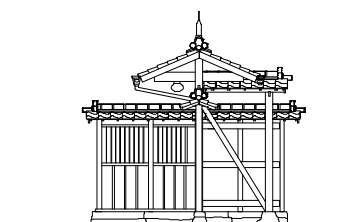
修理前 東側立面図 S=1/150



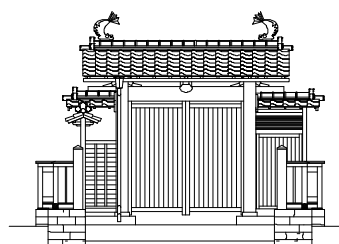
修理前 西側立面図 S=1/150



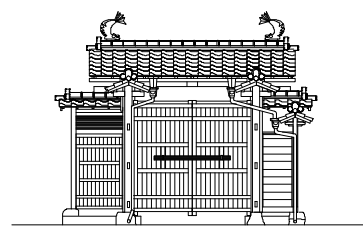
修理前 南側立面図 S=1/150



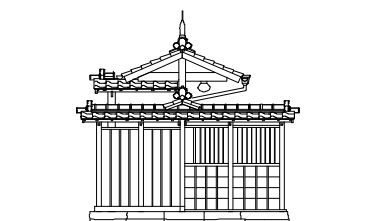
修理前 北側立面図 S=1/150



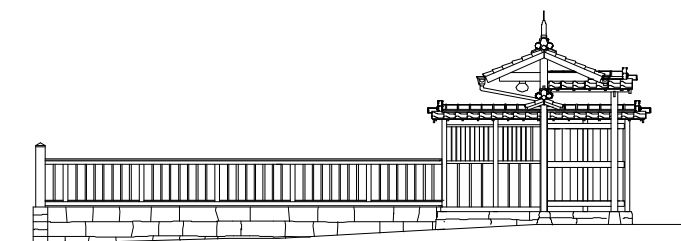
修理後 東側立面図 S=1/150



修理後 西側立面図 S=1/150



修理後 南側立面図 S=1/150



修理後 北側立面図 S=1/150

0 1 2 3 4 5M

修理事業 (建一小01 主屋(翁島別邸)) 国登録有形文化財

所在地：小平町 44-1、45-1

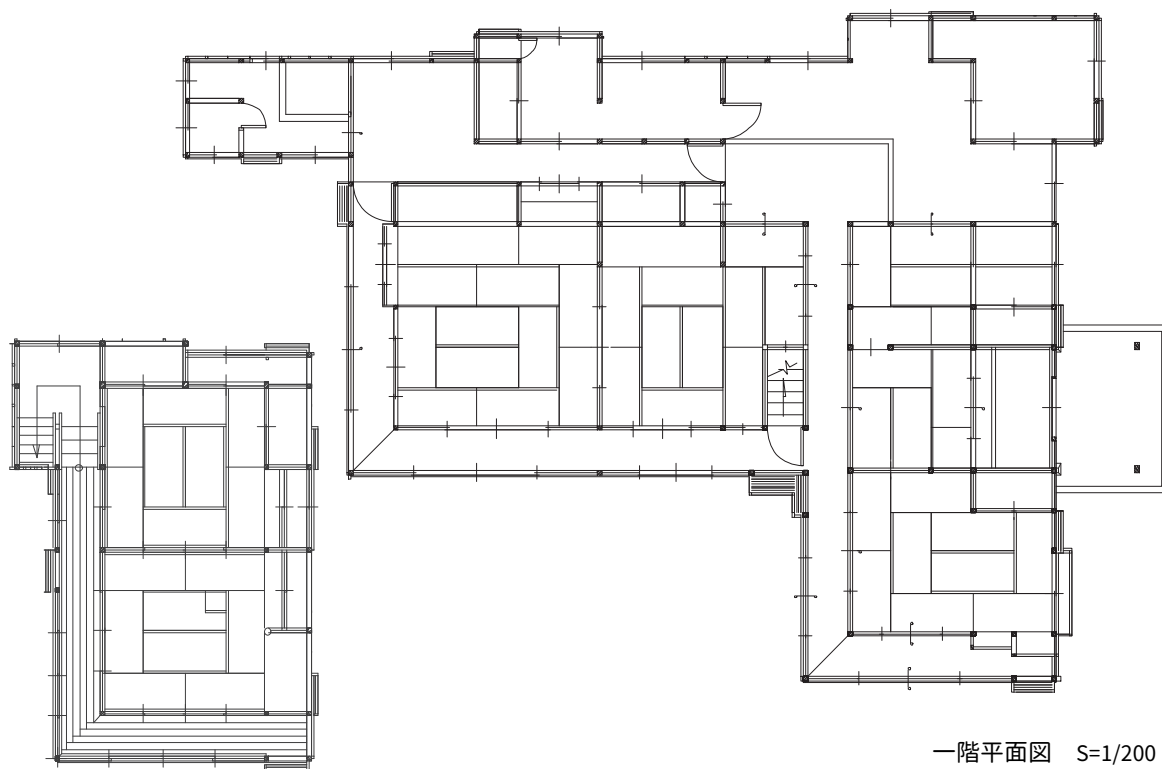
建築年：大正 13 年

建築種別：木造 2 階建（一部平屋）住居

事業期間：平成 31 年度（令和元年度）～令和 7 年度（予定）

当該建造物は、入母屋造の屋根は棧瓦葺、外壁は簷子下見板貼の木造住居である。岡田家当主の隠居所として建築されたものだが、現在は岡田記念館の一部として施設公開してきた。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

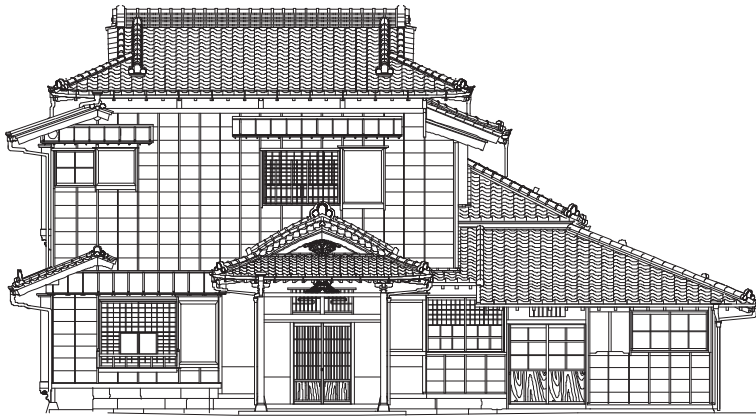
屋根	本屋、下屋、玄関の屋根で漏水。➡玄関と下屋の屋根は下地を腐朽部分の取り替えと霜除けの補修のうえ葺き替え。本屋は、屋根下地を全面解体し、下地の取り替えのうえ瓦の葺き替えを行った。
壁	勝手まわりの真壁の耐久劣化➡劣化土壁を下地から組み直し、土壁の塗り直し。下見板の腐朽部分の取り替え。
軸組	隅柱の腐朽が著しく半分以上が欠損。➡取り替え。
樋	腐食の進行。➡腐食樋の取り替え。
雑	建具の腐朽。➡銅製の鏡板の補修、腐朽部材の取り替え、東面戸袋の取り替え。



二階平面図 S=1/200

一階平面図 S=1/200

0 1 2 3 4 5M



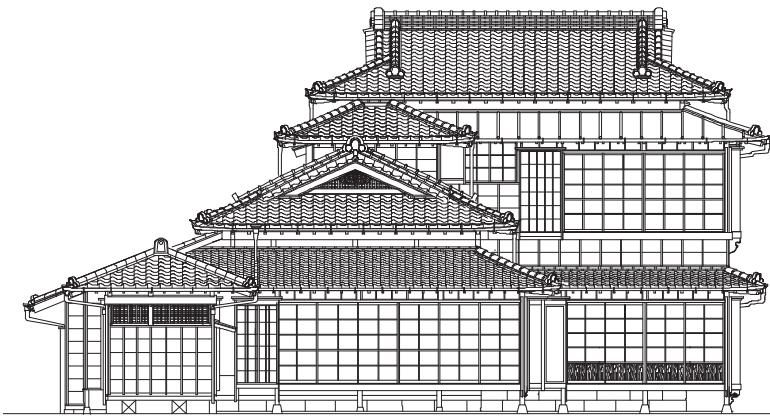
修理後 東側立面図 S=1/200



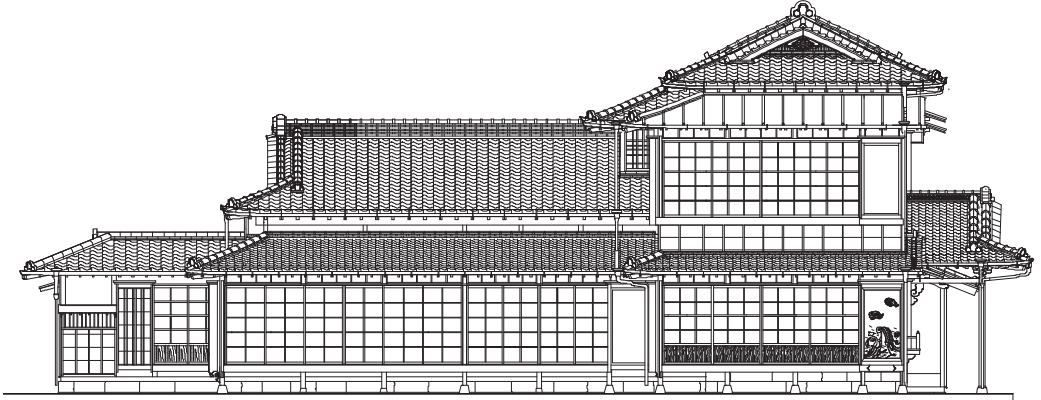
修理前



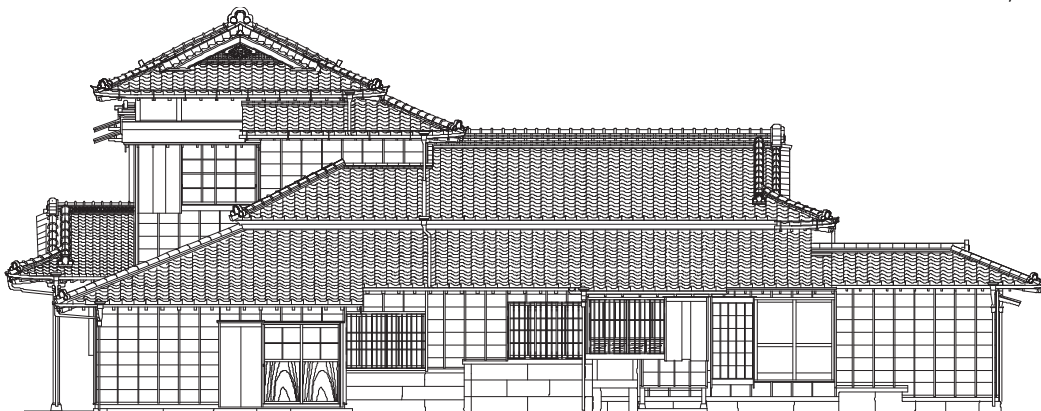
現状



修理後 西側立面図 S=1/200



修理後 南側立面図 S=1/200



修理後 北側立面図 S=1/200

修理事業 （建－泉 15 土蔵）

所在地：泉町 355

建築年：明治元年以前

建築種別：2 階建土蔵造蔵

事業期間：令和 2 年度～令和 3 年度

当敷地は、旧日光例幣使道の西側に接する。敷地は短冊状で、そこに通りに面して店舗が建ち、奥に住居、蔵を配している。店舗及び住居は伝統的な建物ではないが、嘉右衛門町伝建地区の特性を維持した配置となっている。

当該建造物の土蔵は、規模が2間×3間の2階建て、切妻造りの妻入り形式となっている。屋根は、棧瓦葺きで、熨斗積みの棟と両端に影盛と鬼瓦を据え、軒は鉢巻きを回して軒裏まで塗り籠め、外壁は白漆喰仕上げとなっている。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	崩落。⇒乾式下地で復旧のうえ瓦の葺き替え。影盛の復元。
壁	亀裂や仕上げ漆喰の剥落。⇒傷んだ土壁を解体ののち、小舞下地組のうえ土壁を塗り直し、漆喰で仕上げ。
軸組	顕著な腐朽。⇒柱・梁・桁・土台の腐朽部分の取り替え。欠損したつたかけに対して添え材による補強。
樋	脱落。⇒樋持ちの補修及び樋の取り替え。
下屋	軒先の腐朽⇒全て取り替え。
建具	幕板の反り及び框の腐朽。⇒腐朽部分の取り替え。
地覆	経年劣化。⇒取り替え。
基礎	不同沈下。⇒布基礎の新設。
耐震	木製筋かいの設置。



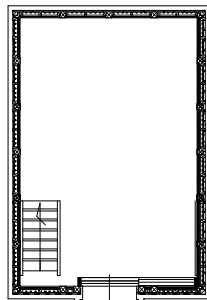
修理前



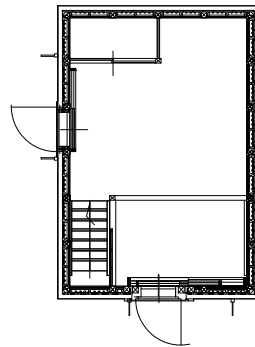
修理後



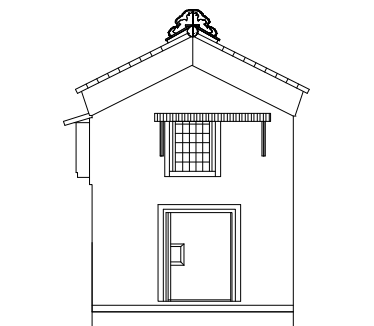
修理後の影盛



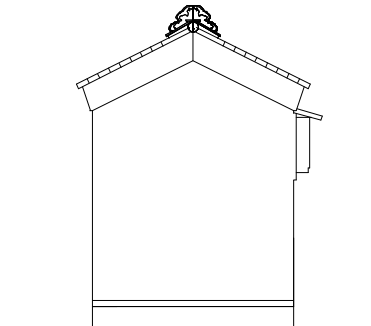
一階平面図 S=1/150



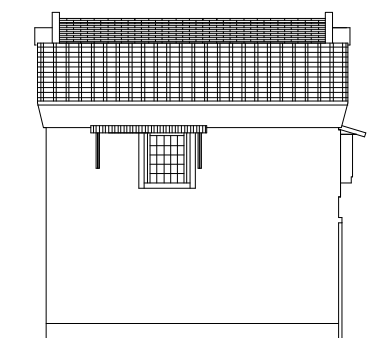
二階平面図 S=1/150



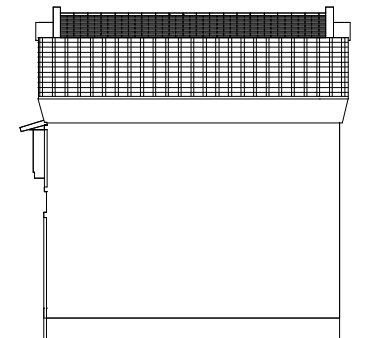
修理後 東側立面図 S=1/150



修理後 西側立面図 S=1/150



修理後 南側立面図 S=1/150



修理後 北側立面図 S=1/150

0 1 2 3 4 5M

修理事業 （建－嘉 76 主屋）

所在地：嘉右衛門町 10

建築年：明治元年以前

建築種別：木造 2 階建店舗
木造平屋建住居

事業期間：令和 2 年度～令和 3 年度

当敷地は旧日光例幣使道に面して、短冊状をしており、旧態の地割が残っている。敷地内には現在、通り沿いより北寄りに木造店舗、木造住居、中庭を挟み、離れのような住居が並ぶ、蔵がないものの概ね嘉右衛門町伝建地区の典型的な配置である。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

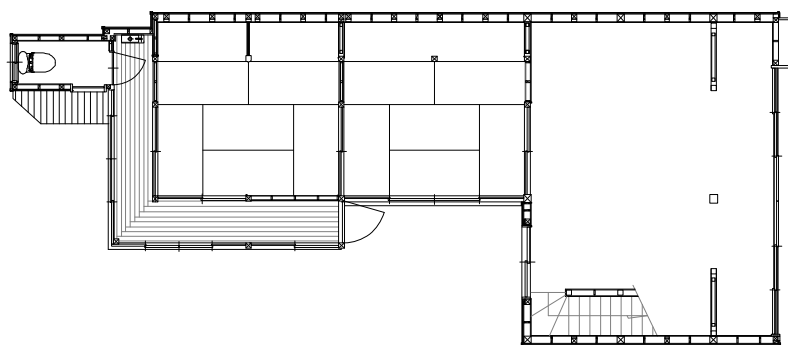
屋根	下地及び瓦や葺き鋼板の劣化。➡下地を取り替えたのち、店舗部分は本屋を瓦棒で葺き直し、下屋を瓦葺きから瓦棒葺きに復元。住居部分は瓦葺きから金属板葺きに復元。
軸組	顕著な軸組の傾倒や土台の腐朽。➡腐朽部分を取り替えのうえ屋起こし及び金物補強。
壁	土壁の破損及び下見板の経年劣化。➡傷んだ土壁は構造用合板による面材壁に変更のうえ下見板を復旧。
基礎	不同沈下。➡布基礎を新設。
建具	サッシュを木製建具で復元。
樋	腐食の進行。➡全て取り替え。
耐震	面材耐力壁と鋼製格子壁を設置。



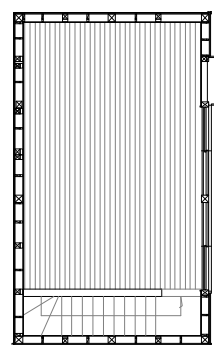
修理前



修理後



一階平面図 S=1/150



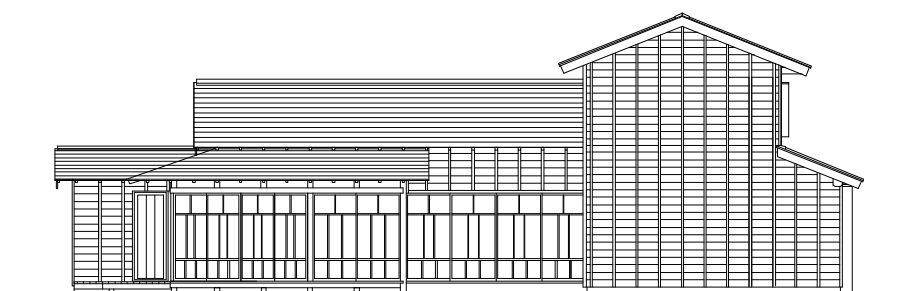
二階平面図 S=1/150



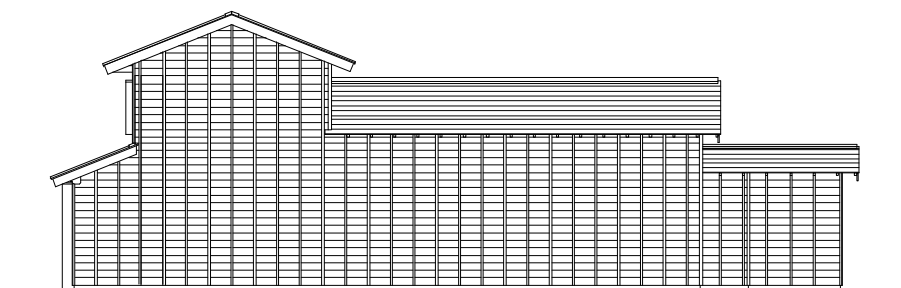
修理後 西側立面図 S=1/150



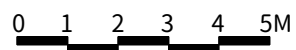
修理後 東側立面図 S=1/150



修理後 南側立面図 S=1/150



修理後 北側立面図 S=1/150



修理事業 （建－嘉 34 蔵） 国登録有形文化財

所在地：嘉右衛門町 5－1、6

建築年：明治 28 年

建築種別：2 階建土蔵造蔵

事業期間：令和 2 年度～令和 3 年度

当該建造物は、2 階建・棧瓦葺の切妻造で、梁間 2 間半・桁行 5 間であるが、内部は 2 室に区切られており、東側が妻入りの文庫蔵、西側が平入りの荷蔵となっている。修理前の状況及び修理内容は以下のとおり。

屋根	下地の腐朽。⇒垂木から上部の下地を取り替えのうえ、瓦を葺き替え。影盛の復元。
壁	腐朽。⇒腐朽部分を補修。
樋	樋持ちの腐食の進行。⇒腐食部分の取り替え。
下屋	腐朽。⇒腐朽部分の取り替え。
その他	窓枠及び庇等の腐朽。⇒腐朽部分の取り替え。



修理前



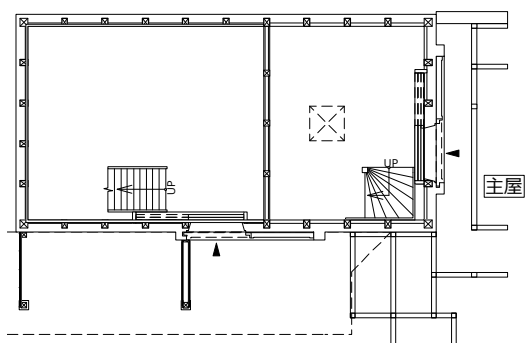
修理後



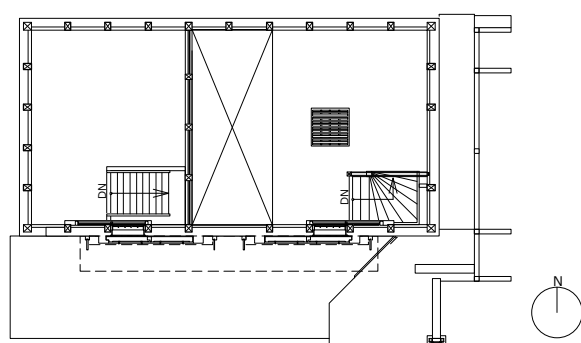
修理後の影盛



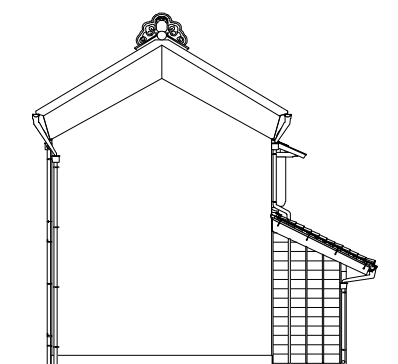
修理後の屋根



一階平面図 S=1/170



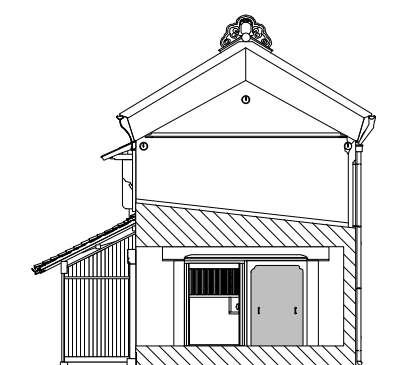
二階平面図 S=1/170



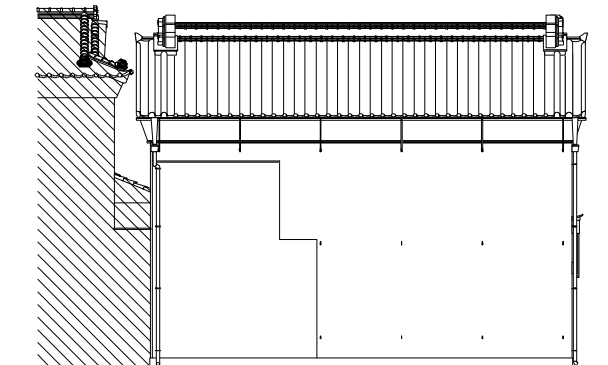
修理後 西側立面図 S=1/170



修理後 南側立面図 S=1/170



修理後 東側立面図 S=1/170



修理後 北側立面図 S=1/170

0 1 2 3 4 5M

2.1.3 主要な修景事業

修景事業 （新築修景）

所在地：嘉右衛門町 393-7

事業期間：平成 30 年度

高さ	約 7 m
階／構造	2 階建て／木造、大壁造り
屋根	切妻形式、和形棧瓦葺き
棟	熨斗積み
外壁	漆喰仕上げ
建具	木製建具
基礎	深岩石張り



着工前



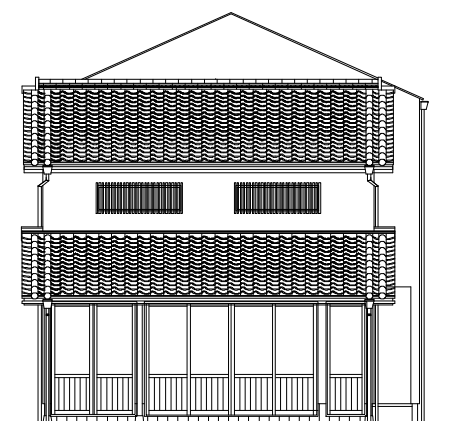
竣工後



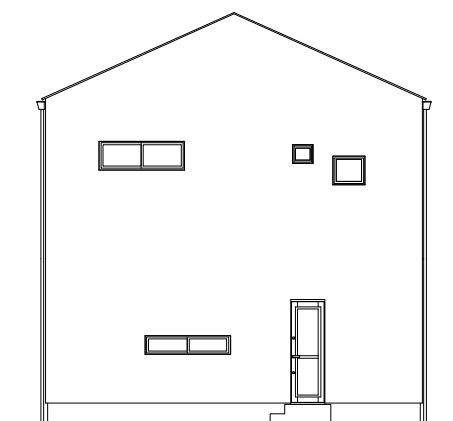
外観



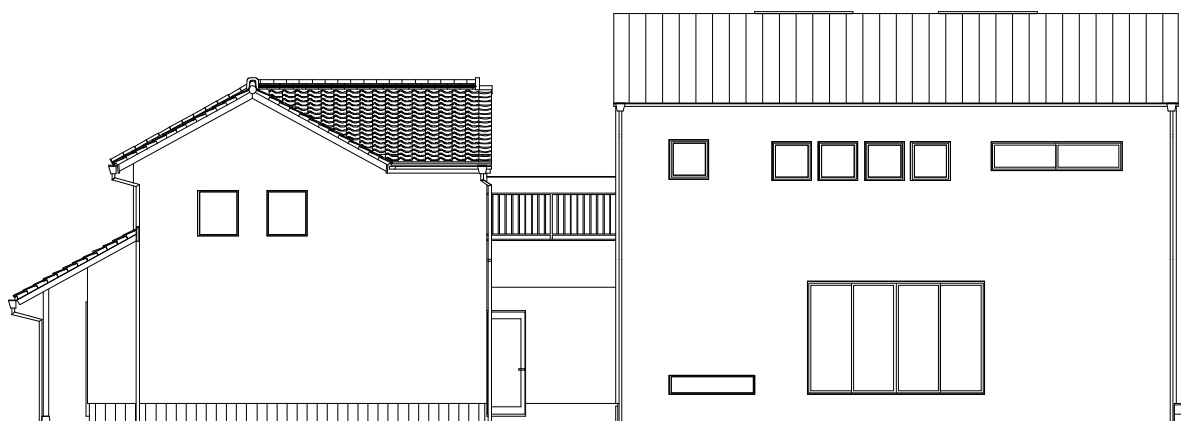
店舗内部



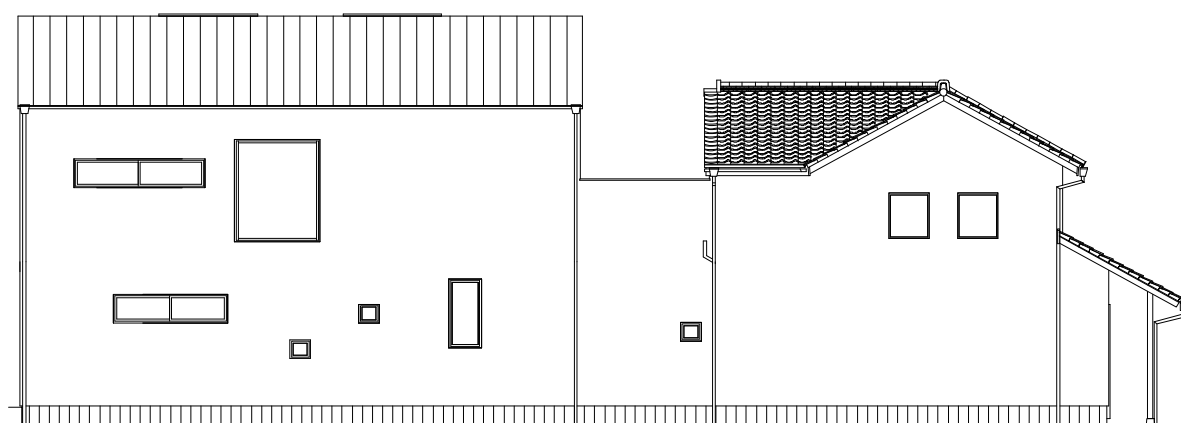
南側立面図 S=1/150



北側立面図 S=1/150



東側立面図 S=1/150



西側立面図 S=1/150

0 1 2 3 4 5M

修景事業（既存長屋の修景）

所在地：嘉右衛門町 51

事業期間：令和 2 年度

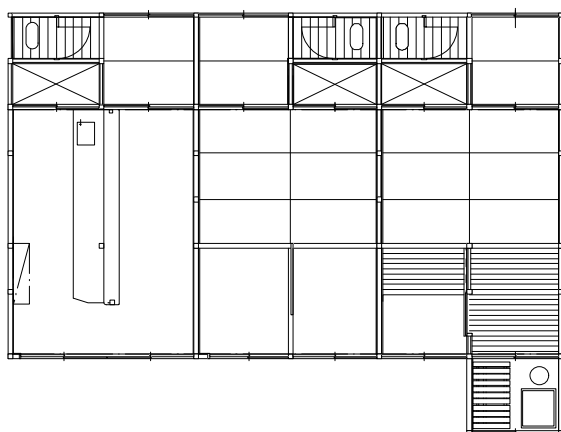
屋根	波板から、金属板一文字葺きに修景。
外壁	波板から、押縁下見板に修景。
建具	既存木製ガラス戸から、腰板と横棧を付けた木製ガラス戸に意匠を変更。



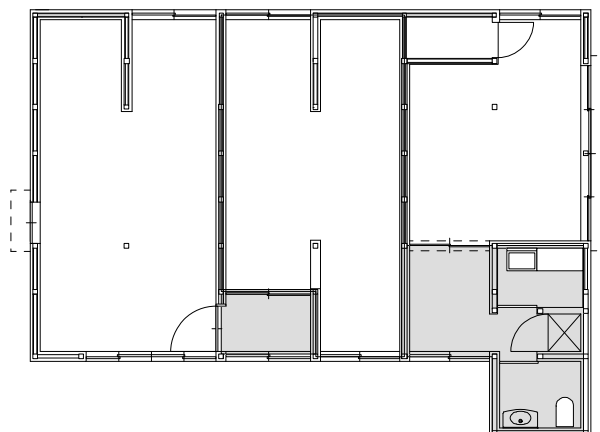
着工前



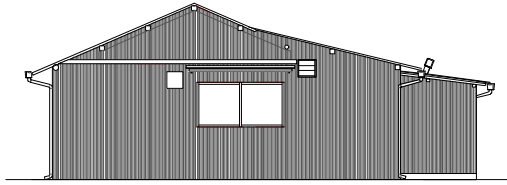
竣工後



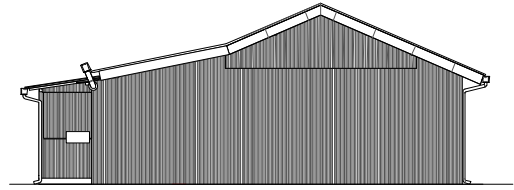
修景工事前 平面図 S=1/200



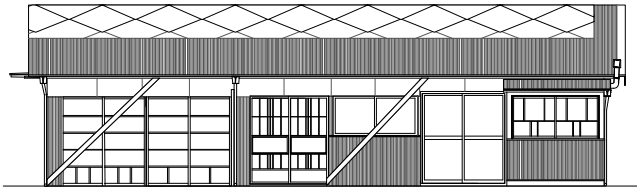
修景工事後 平面図 S=1/200



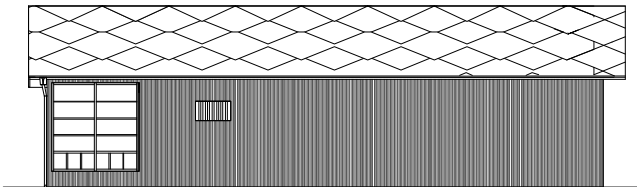
修景工事前 西側立面図 S=1/200



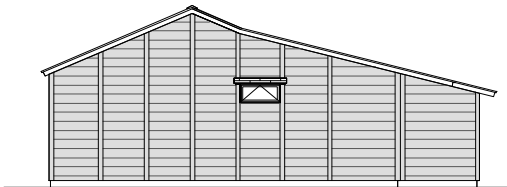
修景工事前 東側立面図 S=1/200



修景工事前 南側立面図 S=1/200



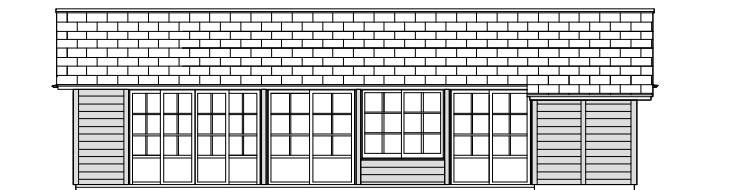
修景工事前 北側立面図 S=1/200



修景工事後 西側立面図 S=1/200



修景工事後 東側立面図 S=1/200



修景工事後 南側立面図 S=1/200



修景工事後 北側立面図 S=1/200

0 1 2 3 4 5M

2.2 嘉右衛門町伝建地区拠点施設整備事業

2.2.1 益子味噌工場跡地取得の背景

益子味噌工場跡地は、嘉右衛門町伝建地区の中央北寄りに位置（図 2.2）し、そこには文化的価値の高い建物が数多く残っていた（写真 2.1）。嘉右衛門町伝建地区は、伝統的建造物の集積度が高いとはいえ、特に地区の北方でその様子が目立つことが課題であった。そのため、工場跡地にある多くの歴史的建造物は、嘉右衛門町伝建地区の歴史を伝えるだけでなく、景観を整えるうえでも重要な存在であった。また、地区内には地域の集会場が無く、地域の人々が会合や催しを行う公共空間が無かったこと、さらに嘉右衛門町伝建地区を訪れる来訪者の受入態勢も整っておらず、来訪者が当地区を見て体感できる案内機能や休憩スペース、トイレ等を備えた拠点施設の整備が必要であった。そこで、益子味噌工場跡地を市が取得し、文化財の保存及び周辺に残る歴史的建造物と一体となった町並み保存並びに人と文化の交流を目的とした活用により、文化的価値向上に質するまちづくりの拠点施設として整備を図ることとした。

市が取得した約 6,000 m²の敷地内には、14 件の伝統的建造物（建築物・工作物）があり、その他にも鉄筋コンクリート造煙突や味噌製造に使用した産業遺構などが残る。味噌工場跡地の敷地規模等を表 2.3 に、伝統的建造物の配置図を図 2.3 に示す。



図 2.2 味噌工場跡地の位置



写真 2.1 取得当時の味噌工場跡地

表 2.3 味噌工場跡地の敷地規模等

敷地面積：5,977.84 m ²
建築面積（伝統的建造物建築面積）：4,543.26 m ² （2,019.35 m ² ）
既存建物床面積（伝統的建造物床面積）：5,543.59 m ² （2,040.19 m ² ）
建ぺい率（伝統的建造物建ぺい率）：76.01%（33.79%）
容積率（伝統的建造物容積率）：92.74%（34.13%）

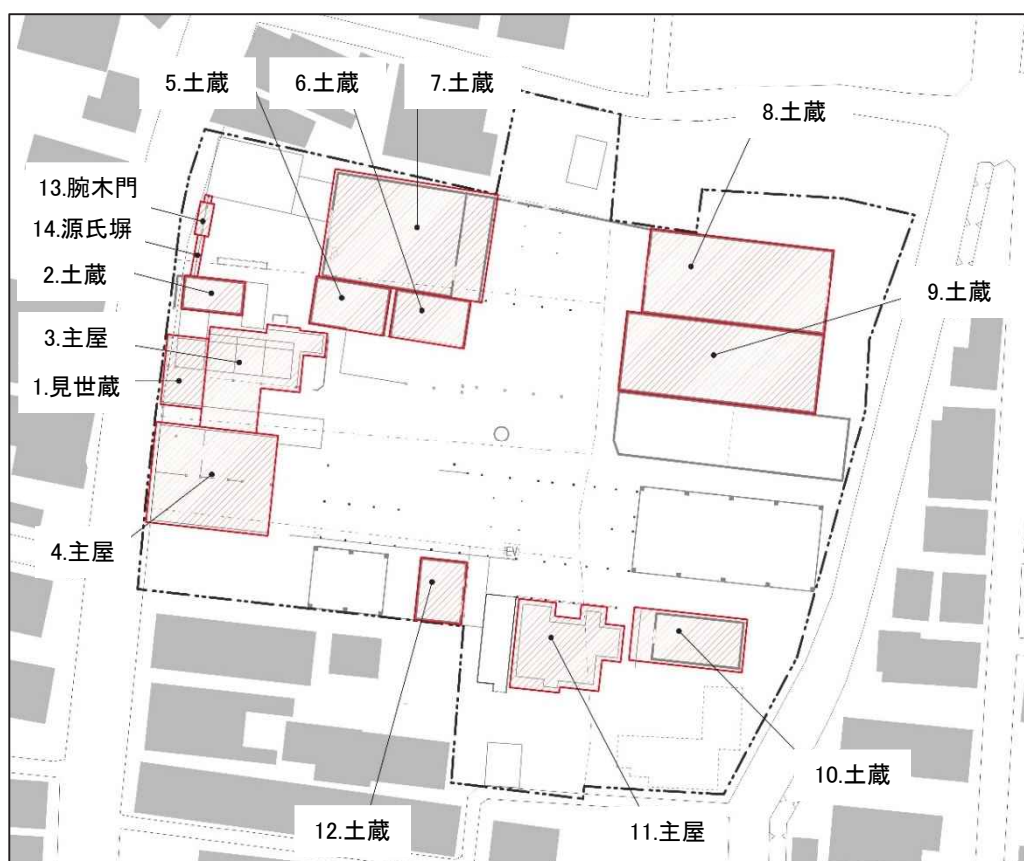


図 2.3 伝統的建造物（建築物・工作物）の配置図

2.2.2 益子味噌工場の沿革

味噌醸造は、江戸時代に需要が高まり、今も食文化を支える貴重な産業である。本味噌工場跡地は、明治 44 年に旧栃木町に 6 社あった味噌製造工場のうちの 1 つになる。天明元年(1781) 初代益子佐平がこの地で創業し、創業当時は回漕業や為替業及び絞油の製造販売業等が営まれており、味噌醸造業は五代目佐平によって明治中頃から行われるようになった。大正期中頃になると速醸技術の発展による味噌醸造近代化の時代を迎え、この工場もいち早く速醸を取り入れ、敷地を拡大し工場の大規模化を図っていった。大量生産体制を構築する中、大正 12 年(1923) に発生した関東大震災により東京の味噌醸造業者が軒並み生産を停止し、空白期が生じた。そのことが東京進出の足掛かりとなり、関東一円に販路を拡大し、全国有数の生産高を誇るまでに発展した。

図 2.4 には味噌工場跡地の土地の地番を示している。土地の変遷を照らし合わせると、創業当時の地番 32 から、味噌醸造が始まる頃には地番 31 に広がっている。速醸技術を取り入れ、工場規模を拡大する大正期になると、更に地番 36、394-2、392-5 を次々と加え、今も残る味噌工場の骨格が完成していった。

一方、建物の特徴的にも、地番 32 には、間口の広い通り土間を有する見世蔵（明治元年以前建築）と、通り土間で続く住居があり、見世蔵脇には土蔵（袖蔵）がある。住居のさらに奥には、明治 6・10 年に建てられた土蔵が 2 棟配置されており、当地区の伝統的な配置をよく残している。一方で、地番 36、29-3 では通りに面して見世構えを持たず、むしろ付属屋的な建物が並び、地番 32 を中心に工場が拡大していったことがうかがえる。

昭和 10 年代中頃になると、戦争により海外へ送る特殊味噌の需要が生まれ、ここでまた業務を拡大することとなり、工場の敷地はさらに広がっていく。また、生産の拡大とともに広い作業空間を確保するために建物と建物の間に屋根をかける増築や、機械化に対応するために建物高を嵩上げする改築なども繰り返し行われ、取得時の姿に至っている。

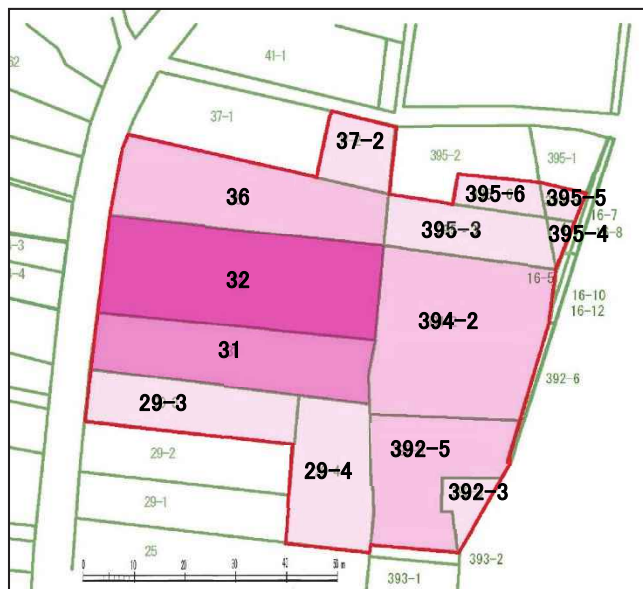


図 2.4 味噌工場跡地地番図



見世蔵や主屋の様子



腕木門前の様子



昭和 30 年代のパフレット

写真 2.2 当時の味噌工場の様子

2.2.3 拠点施設整備事業の経過

栃木市では、平成 28 年(2016)に味噌工場跡地を取得したのち、「嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画」を策定し、完成イメージ（図 2.5）を関係者で共有しつつ、計画に沿って拠点施設整備を進めてきた。これまでの拠点施設整備事業の経過は表 2.4 のとおりである。



図 2.5 拠点施設完成イメージ

表 2.4 拠点施設整備事業の経過

平成 28 年 6 月	益子味噌工場跡地取得
平成 30 年 3 月	嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画策定
平成 30 年 4 月	ガイダンスセンター・民間活力導入施設（修理）着工 （見世蔵、主屋、袖蔵）
令和 元 年 12 月	屋外トイレ（新築）着工
令和 2 年 8 月	ガイダンスセンター・民間活力導入施設・屋外トイレ竣工
令和 3 年 1 月	交流館（新築）着工
令和 3 年 3 月 1 日	民間活力導入施設公募開始
令和 3 年 7 月 29 日	ガイダンスセンター開館 （NPO 法人嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会管理運営業務委託）
令和 3 年 9 月 10 日	民間活力導入施設優先交渉権者決定
令和 3 年 11 月 22 日	民間活力導入施設契約締結
令和 4 年 2 月 5 日	民間活力導入施設（KAEMON BASE）開店
令和 4 年 3 月	嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画改訂
令和 4 年 3 月	交流館竣工
令和 4 年 4 月	嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設整備専門者会議設置
令和 4 年 5 月 21 日	交流館開館（第 1 期整備完了）

2.2.4 施設の修理・修景事業と活用

市が取得した味噌工場跡地は、広大な敷地のため、拠点施設整備事業は長期にわたる見通しだが、第1期工事として旧日光例幣使道に面する伝統的建造物（見世蔵・主屋・袖蔵）の修理と、新築修景工事が完了した（図2.6、写真2.3,2.4）。見世蔵や袖蔵は民間事業者が「KAEMON BASE」を運営し、主屋は市が運営するガイダンスセンター、修景により新築した建物は地域住民等が集会やイベントを実施する交流館として活用している。ここでは、第1期工事で修理・修景事業を実施した建物について紹介する。

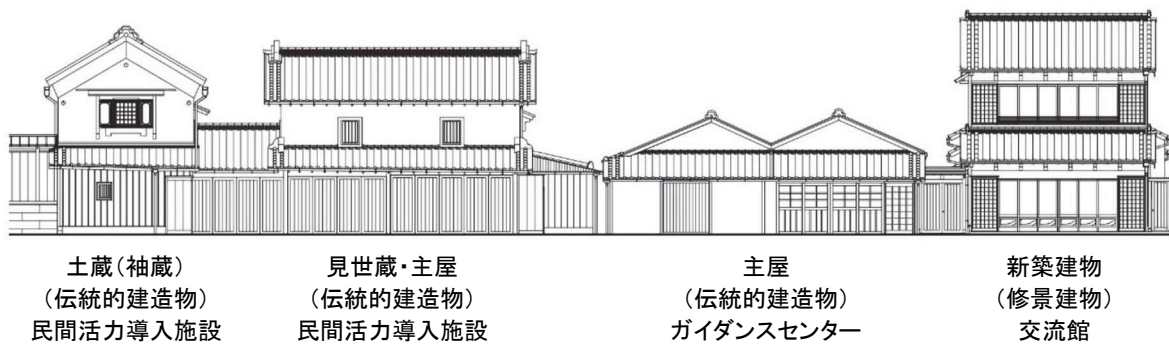


図 2.6 旧日光例幣使道に面する第1期工事の連続立面図



写真 2.3 第1期工事前後の旧日光例幣使道沿いの町並み景観



写真 2.4 第1期工事前後の屋根並み



写真 2.5 第 1 期工事における伝統的建造物の修理工事後の様子（令和 2 年 4 月）



写真 2.6 ガイダンスセンター・民間活力導入施設オープン後の様子（令和 4 年 12 月）

修理事業 （建一嘉 62,64 見世蔵,主屋） 民間活力導入施設

先に記したように、地番 32（図 2.4）では通りに面して見世を構え、奥に住居をもち、さらに奥に土蔵 2 棟（未整備）が並ぶ。この土蔵は敷地の北側に寄せており、嘉右衛門町伝建地区の特徴を全て備えた配置である。

見世蔵は、桁行 5 間、梁間 2 間半の 2 階建てに約 3 尺の下屋をもつ。屋根は切妻造の平入り形式をとり、重層な飾棟に影盛と鬼瓦をもつ、地区内の見世蔵では唯一の置き屋根である。軒先及び外壁は白漆喰で塗籠められ、開口部は 1 階の正面が全面開放、2 階が通りに面して角窓を 2 つもつ。

見世蔵のすぐ背面に置かれた主屋は、木造真壁造り平屋の住居である。内部で見世蔵と主屋が通り土間で連続しており、表通りからは望見できないが見世蔵と一体となって機能を成す重要な存在となっている。屋根は切妻形式で取得当時は小波トタンが葺かれていた。

袖蔵も含めて民間活力導入施設として活用すべく、平成 30 年(2018)4 月に着工した修理工事は令和 2 年(2020)8 月に竣工し、公募によって決定した民間事業者によって令和 4 年 2 月に KAEMON BASE が開店した。



修理前（見世蔵）



修理前（通り土間）



修理後（見世蔵）



修理後（通り土間）

修理事業 （建－嘉 63 土蔵） 民間活力導入施設

見世蔵の北側に隣接する本建物は、梁間2間半、桁行5間の2階建てで、通り側に約3尺の下屋をもつ袖蔵である。屋根は切妻形式に棧瓦葺き、漆喰で塗籠めた箱棟に影盛と鬼瓦をもつ。軒先は鉢巻形式とし白漆喰で塗籠められ、外壁も同様に白漆喰で仕上げられている。窓は通りに面した妻面(西面)と、南面にそれぞれ1箇所ずつ観音開きの厚い土戸が設けられている。

先に紹介した見世蔵,主屋(住居)とともに民間活力導入施設として活用すべく、平成30年(2018)4月に着工した修理工事は令和2年(2020)8月に竣工し、現在はKAEMON BASEの一部として使われている。



修理前（袖蔵と町並み）



修理前（袖蔵）



修理後（袖蔵と町並み）



修理後（袖蔵）

修理事業 （建－嘉 65 主屋） ガイダンスセンター

旧日光例幣使道に面した木造平屋の店舗建築である。築年代は隣接する置き屋根の見世蔵と同時期とみられる。天保 13 年(1842)の絵図では荒物商、明治 40 年(1907)の営業便覧では乾うどん、穀商の記載があり、前所有者の先代が使用していたものではないことがわかる。別の用途として使われていたものを味噌製造に取り込んだ建物である。規模が梁間 3 間、桁行 7 間半で、切妻造の妻入りの屋根形式をとる建物が 2 棟接続している建物で、約 3 尺の下屋をだす。屋根は正面の一部に瓦葺きが残り、他は瓦棒葺きに変更されていた。外壁についても大壁に変更されていた。内外共に改変がされていたが、町並みと一体となって嘉右衛門町伝建地区の歴史的風致を形成しているものであるため、痕跡等に基づきかつてのつくりで修理した。

嘉右衛門町伝建地区の案内機能や休憩スペースをもつ施設として活用すべく、平成 30 年(2018)4 月に着工した修理工事は令和 2 年(2020)8 月に竣工し、令和 3 年(2021)7 月にガイダンスセンターとして開館した。特定非営利活動法人嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会が管理運営業務委託を受けて、施設の運営管理を担っている。



修理前



修理後



ガイダンスセンター開館式（令和 3 年 7 月 29 日）



ガイダンスセンター内部の様子

修景事業 （新築修景） 交流館

市が取得した当時は旧日光例幣使道からの大型車両の搬入路となっていた場所に、人々の会合や地域イベントを行う交流館を新築した。新築によって建てられた建物は、町並みの連続性や周囲の景観に配慮した設計がなされた。令和3年(2021)1月に着工した新築工事は令和4年(2022)3月に竣工し、令和4年(2022)5月に交流館として開館した。運営管理については、ガイダンスセンターとともに特定非営利活動法人嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会が担っている。



着工前



竣工後



内部の様子



交流館開館式（令和4年5月21日）



2.3 防災の取り組み

2.3.1 嘉右衛門町伝建地区周辺の災害の歴史

嘉右衛門町伝建地区を含む栃木市中心市街地の町並みの形成には、災害経験に基づく防災対策が密接に関わっている。栃木市に蔵造りの建物が普及した理由の一つは、幕末に相次いで起こった大火であるとされている。弘化3年(1846)1月15日の丙午火事、嘉永2年(1849)1月4日には嘉永二年の火事、文久2年(1849)1月11日の本陣火事、元治元年(1864)6月6日の愿蔵火事とわずか18年間に、栃木市の中心部は4度の火災に見舞われ、殆どが焼失してしまった。しかし、大火以前に既に蔵造りの建物は存在しており、大火の際にも焼け残った土蔵が相当あったと伝えられ、現存するものも確認されている。最も被害の大きかった元治元年(1864)の愿蔵火事以前のものになると今も複数が現存する。すなわち、栃木の蔵造りの建物はこれらの大火以前から出現し始めており、丙午火事(1846)と嘉永二年の火事(1849)により、防火性が改めて見直され、急速にその数を増やしていったと考えられている。

この10年の嘉右衛門町伝建地区周辺を振り返ると、平成23年(2011)3月11日の東日本大震災において、広域的に甚大な被害はなかったものの、小山工業高等専門学校などが嘉右衛門町伝建地区周辺で地震後に行った調査結果では歴史的建造物272棟の内の6割以上に何らかの損傷が確認された。栃木県は全国でも地震発生回数が比較的少なく、さらに県内でも栃木市の嘉右衛門町伝建地区周辺では特に地震の発生頻度は少ない傾向が見られた。しかし、栃木市入舟町(旧栃木市庁舎)で震度4だったにも拘わらず、歴史的建造物の被害の多さに改めて地震対策の必要性を気付かされることとなった。火災については、平成26年(2014)1月に地区内に



写真 2.7 嘉右衛門町伝建地区における近年の災害被害

において伝統的建造物に匹敵する木造家屋が全焼する火災が発生した。さらに、平成 28 年(2016) 5 月には地区に近接する場所で 14 棟が全焼する火災が発生した。この時は、現場から嘉右衛門町伝建地区の方に向かって比較的強い風が吹いており、火の粉が地区内にも舞ってきた。風水害は、栃木市では江戸時代からの免れがたい宿命であった。その一因だった巴波川上流赤津川の改良工事が昭和 26 年(1951) 3 月に竣工すると、水害被害の頻度は激減した。ところが、平成 27 年(2015) 9 月関東・東北豪雨災害が発生した。この災害により、市内全域において 2,700 棟を超える建物の被害をはじめ、崩れた土砂や氾濫水流による多数の道路や河川の被害、土砂流入による用排水路や田畑の農業被害など、甚大な被害が発生した。嘉右衛門町伝建地区を含む栃木市中心部では、箱森町地内、巴波川と荒川の合流点より下流の原ノ橋付近から氾濫が起こり、小平町から錦町周辺にかけて被害が発生している。これが 50 年に一度の水害と言われていた中、令和元年(2019)10 月に東日本台風が襲来し再び被害を受けることとなった。近年の嘉右衛門町伝建地区の災害被害の様子を写真 2.7 に示す。

2.3.2 10 年間の防災の取り組み

歴史的市街地は、当時の町割が残ることで細街路も多く、伝統的建造物の多くが通常思われる耐用年数を超えた木造建物で構成され、さらにそれらが密集する、いわゆる木造密集地域が多いことなどから、一般市街地以上に防災上は脆弱といわれている。そのため、伝建地区の保存事業では、建造物の保存修理と並び当初から防災事業が重視されてきた。

嘉右衛門町伝建地区周辺は、近年は自然災害が少ないと言われてきたが、先に記したように、この 10 年に様々な災害の脅威に触れることとなり、嘉右衛門町伝建地区及び周辺地域も含めた総合的な防災対策の推進が喫緊の課題として認識されていった。

そのような中、小山工業高等専門学校が中心となって「伝統的建造物群保存地区における総合防災事業の開発（研究代表者：横内基）」研究開発プロジェクトが平成 24 年(2012)年 11 月からの 3 ヶ年で行われた（写真 2.8）。これは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技



写真 2.8 「伝統的建造物群保存地区における総合防災事業の開発」研究開発プロジェクト

術研究開発センター（RISTEX）に設けられた研究開発領域「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」の中で採択されたものである。栃木市と桜川市の伝建地区で活動する様々な立場の人々（行政、住民、技術者、技能者、まちづくり組織など）や多様な専門分野の研究者と共に、普段からの地域活力を高めるしかけづくり、万が一に被災した場合でも被害を最小限にとどめる予防力を高める技術の開発、早期に復旧復興するための回復力を高めるネットワークづくりなど、歴史的市街地の総合防災力を維持・向上する上で必要なことを多角的な視点で取り組み、様々な成果が創出された。

栃木市では、この研究による成果や日頃より築かれてきた地域に関与する人々の繋がりを活用しながら、平成 28 年度(2016)に嘉右衛門町伝建地区防災計画策定に係る調査を実施し、平成 29 年度(2017)に文化庁からの補助を受けて「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定した。この計画では、災害による伝統的建造物等の滅失を防ぐこと、並びに、防災上脆弱な点が多い歴史的な町並みや建造物等によって面的被害の拡大を抑えることを目指し、総合的な防災事業の実現に向けた基本方針（図 2.7）と、今後取り組むべき防災的施策の指針を示している。

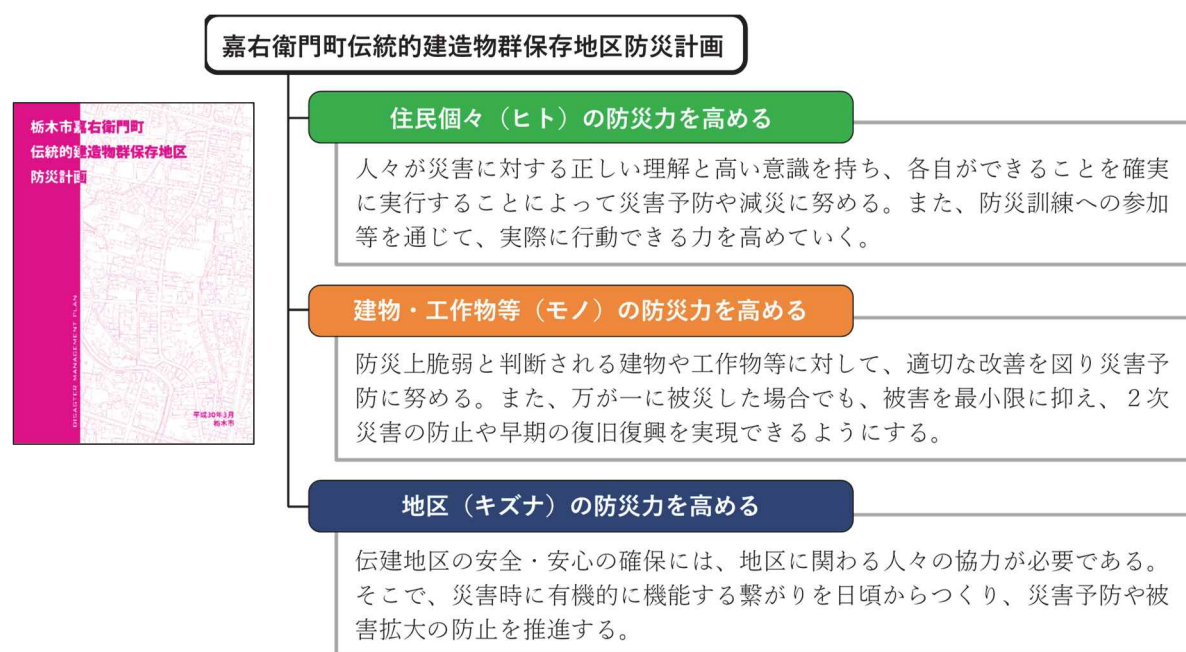


図 2.7 嘉右衛門町伝建地区防災計画の基本方針

その後、嘉右衛門町伝建地区では、この防災計画に従い防災事業を計画的に進めている。具体的には、次のような事業を実施してきた。

・ 防災のころえ（リーフレット）の発行（図 2.8）

防災計画のうち住民の皆さんが担うことを解説し、各種災害やその対応についての適切な知識を身に付け、個々の防災意識の醸成と定着を図るための防災リーフレットを市が作成し、全世帯に配布した。



図 2.8 防災リーフレット

・ でんけん交流会の開催（写真 2.9）

伝建地区における行政や地域の取り組みについて、地域住民と行政及び教育研究機関、職人などが意見を交わし認識を共有することを目的に、平成 28 年(2016)から定期的に開催している。ここでは、防災勉強会や住民相互で地区の防災についての話し合いなどを行い、各種災害に対して理解を深めることも行われた。



写真 2.9 でんけん交流会の様子

・ 総合防災訓練の実施（写真 2.10）

地区で発生する可能性が高い火災に対して、官民が一体となって火災予防と被害抑止に取り組む体制をつくるため、文化財防火デー（1 月 26 日）に合わせて自主防災会と消防署及び消防団が連携した総合防災訓練を平成 30 年(2018)から実施している。会場を嘉右衛門町・大町・泉町の 3 つの自治会の持ち回りにして開催し、嘉右衛門町伝建地区外で暮らす自治会員も含め、地域全体で防災への意識を改めて持ってもらおう機会としている。



写真 2.10 総合防災訓練の様子



・ D 級可搬ポンプの配備（写真 2.11）

地域住民が易操作性 1 号消火栓や可搬ポンプなどの消火設備の操作に慣れ、火災発生時に混乱することなく的確に行動できるために、総合防災訓練や地区の定例訓練等で地域住民も自然水利からの放水が可能な D 級可搬ポンプを嘉右衛門町伝建地区拠点施設に配備した。



写真 2.11 配備した D 級可搬ポンプ



・ でんけん伝言板（掲示板）の設置（写真 2.12）

嘉右衛門町伝建地区の観光案内や、地区及びその周辺の防災施設等に関する情報を提供する地図と合わせて、日常的に地域情報を掲示できる掲示板を嘉右衛門町伝建地区拠点施設に設置した。日頃の地域情報の共有に利用しつつ、災害時に自主防災会や近隣コミュニティにおいて、情報を確実に伝達及び共有できるように運用している。



写真 2.12 でんけん伝言板

・ 神明神社社務所への無線連動型住宅用火災警報器の設置（写真 2.13）

無線で連動し合う住宅用火災警報器を近隣の建物同士で共有し、近隣住民が協力し合って火災を早期に発見する方法がある。留守宅や敷地奥の気づき難い建物で火災が発生した場合などでも早期に火災を発見できる。

神明神社社務所は管理者が常駐しておらず、また日頃より地域の集会場としての使用頻度が高く、放火や失火に対して警戒が必要である。そこで、無線連動型住宅用火災警報器を設置し、近隣家屋と連動させて火災監視を行っている。



写真 2.13 無線連動型住宅用火災警報器設置状況

2.4 地域コミュニティによるまちづくり活動

2.4.1 地域に根付き活動してきた団体

◆ 栃木の例幣使街道を考える会

平成4年(1992)に泉町・嘉右衛門町・大町を中心とする有志で発足した。市民主体の地域の特性を生かしたまちづくりと、歴史ある嘉右衛門町伝建地区周辺の町並み景観の保全・形成、安全安心な住環境づくり、個性的で魅力あるまちづくりを進めることを目指し活動してきた。発足以来、地域の写真集の発行や古写真を集めた写真展の開催、子どもや地域住民への例幣使街道の歴史を伝承する活動を行ってきた。平成26年(2014)には「子ども例幣使行列」を企画し、地元の栃木第三小学校4年生のふるさと学習として取り組まれていた例幣使街道に関する学習の一環として、子どもたちが例幣使に扮した衣装で例幣使街道を歩くイベントが行われている。

今後、例幣使街道のPRとして、宿場印を製作し、群馬県や街道沿いの他地域との連携を密にしていくことなどを企画している。



写真 2.14 栃木の例幣使街道を考える会の活動の様子



写真 2.15 会員の皆さんと地域に残る屋号の半纏

◆ マチナカプロジェクト

栃木高校出身の同級生3名の発意により、栃木市の産物や文化を大切にしていける活動が始まった。その活動の一つとして、歴史的建造物の活用や片付け活動なども行ってきた。空き家を活用するためには掃除・片づけ等（再生活動）に時間と人手を要するため、これを参加型のイベントとして実施し、参加者との交流を図ることで活動のサポーターを増やす取り組みを進めた。この空き家の一時的な活用を支援する取り組みは、平成23年(2011)から再生活動の参加者を募り開始した。嘉右衛門町伝建地区内でも数棟が再生活用され、不定期ではあるがイベントや会合で活用されていった。



写真 2.16 マチナカプロジェクトによる空き家再生活動

◆ クラモノ実行委員会

嘉右衛門町伝建地区では、平成22年(2010)から新規出店者が増えつつあったが、この開業者の有志が、平成23年(2011)に東日本大震災のチャリティーをすることを目的に「蔵ノ街デタカラモノ サガシ。(略称：クラモノ。)」と題した出店イベントを企画・開催した。このイベントは、空き家を活用して出店した若い店主が、同じように開業した別の店主と共に企画し、県内外から物販店・飲食店・作家などを集め、主催者の店舗や空き家・空き地に出店してもらうものであった。開催初期は主に企画メンバー6名程度が行う小規模なイベントだったが、最近は県内外から約200店舗の出店応募があり、その中から選考で100店舗ほどが出店され、地区内の店舗や歴史的建造物、空き家、駐車場等の空き空間など、伝建地区一帯を利用して多様な店舗が参加する大規模イベントに成長した。自治会によるそばの出店なども行われるようになり、市民主導による地域を繋ぐしかけとしても機能した。約10年間にわたる開催を通して一定の役割を果たしたことから、令和4年(2022)に実行委員会を解散し、次のステージの準備を進めている。



写真 2.17 クラモノの様子

◆ 特定非営利活動法人 とちぎ蔵の街職人塾

平成4年(1992)に栃木市周辺で活動する職人や建築士らが自らの研鑽と建築を通してまちづくりへ参加することを目的に、任意団体「うだちの会」を発足させた。以来、とちぎ秋祭り等の栃木市のイベントへの協力や木工工作教室の開催などを行ってきた。この会員が中心となり、平成23年(2011)に任意団体として「とちぎ蔵の街職人塾」が立ち上がった。これは栃木市において伝建地区制度を活用した町並み整備が進められようとしているなかで、栃木の伝統技術の継承と研鑽、そして後進の育成を地元で行うことの必要性を認識してのことだった。平成23年(2011)の発足以降、住民への修理相談会や修理現場公開、子どもたちに土塗り壁の修理作業を経験してもらう「蔵づくり応援隊ワークショップ」などを行うほか、大学や高専と共同で栃木市の伝統技法で製作した土塗り壁の耐震性能や歴史的建造物の耐震性を検証する研究なども行っている。平成31年(2019)にはNPO法人化し、令和2年(2020)7月には栃木市より「栃木市歴史的風致維持向上計画」に基づく、歴史的風致維持向上支援法人に指定された。



写真 2.18 とちぎ蔵の街職人塾の活動

◆ かえもん暮らし

歴史的建造物の設計や修理工事、調査・研究で日頃より地域に関わっている建築士・大工・研究者等によって平成30年(2018)に発足した。歴史的建造物の維持や利活用方法、空き家問題など、地域の課題に対して、貸したい方や売りたい方の相談や意向に応じながら、空き家の見学会や活用相談会を行い、活用したい方との橋渡しを関係各所と連携



写真 2.19 かえもん暮らしの活動

しながら進めている。

空き家のマッチングを実現し、かえようのない原風景の中で、かけがえのない暮らしや出会いを実現し、次世代に向けてまちをかえていけることを探求することによって、嘉右衛門町伝建地区周辺のマ치의価値を高めることに貢献しようと活動している。空き家見学会「かえもん暮らし発見会」、改修や活用のイメージを高める「かえもん町家見学会」「かえもんダダダ」「石蔵音楽会」などを企画・開催し、所有者と活用希望者の橋渡しを行ってきた。これまでに修景1件、修理1件を手掛けたほか、地域の人々の建物の維持管理や活用の相談に応じている。

◆ 特定非営利活動法人 嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会

平成26年(2014)に嘉右衛門町伝建地区を中心に、歴史ある町並み景観の保全・形成、安全安心な住環境づくり及び个性的で魅力あふれるまちづくりを進めることを目的に、任意団体として設立した。栃木市が事務局となり地域住民や関係する事業者等によって構成している。設立以降、伝建制度勉強会や、クリーン作戦、花いっぱい運動、先進地視察研修、イベントの開催、まちづくり通信の発行、歴史や文化に関する調査研究・発表、定例会、勉強会を実施してきた。

一方で、栃木市が平成26年(2014)に策定した「嘉右衛門町伝建地区まちづくり計画」にもとづき、伝建地区内では市主導によるまちづくりが進められており、令和3年(2021)には市が整備し運営する嘉右衛門町伝建地区拠点施設がオープンした。そこで、嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会は、市や各種団体と協働し、より一層のまちづくりの取組みを推進するためにNPO法人化し、嘉右衛門町伝建地区ガイダンスセンターや交流館の運営を担っている。



写真 2.20 嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会の活動

2.4.2 町並みの活用

明治40年(1965)の営業便覧(図2.9)からわかるように、当時の嘉右衛門町伝建地区は商店が立ち並び、賑わいのある町並みであったことがうかがえる。一方、図2.10には嘉右衛門町伝建地区の現在(令和4年(2022)10月30日時点)の商店の分布を示しているが、時代は移り変わり、今は当時の賑わいを見ることはない。旧日光例幣使道に面する建物を住居として使用していることが多いなかで、新たな息吹として伝建地区に指定した頃から地区内で開業する人が現れ、伝統的建造物で雑貨店や花屋、カフェが営まれている(写真2.21,2.23,2.25)。また、伝統的建造物ではないけれども、地区の景観に調和していて今はまだ使用可能な建物を活用し、古道具屋や飲食店、小物販売、シェアキッチンなども営まれている(写真2.22,2.24)。こうした新たに加わった若い世代の有志たちで企画・開催した「クラモノ。」は、地元自治会も協力する地区の一大イベントになっていた。地域住民を中心に地区に関わる多様な立場の人々によって構成した「嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会」は、クリーン作戦や花いっぱい運動、まちづくり通信の発行などにより伝建地区を盛り上げるだけでなく、NPO法人化してガイドンスセンターや交流館の運営管理を受託し、会員が交代で観光案内などを行っている。

伝統的建造物の修理技術の継承と研鑽を図る「とちぎ蔵の街職人塾」や、空き家の活用や伝建地区での暮らしを支援するイベント企画や相談に応じる建築技術者や大工による集団「かえもん暮らし」の活動も行われている。

伝建地区のまちづくりを推進する担い手として、元々ある地域コミュニティに行政・新たな暮らし手・技術者・技能者・学識者が上手く協働し合いまちづくりが進められている。

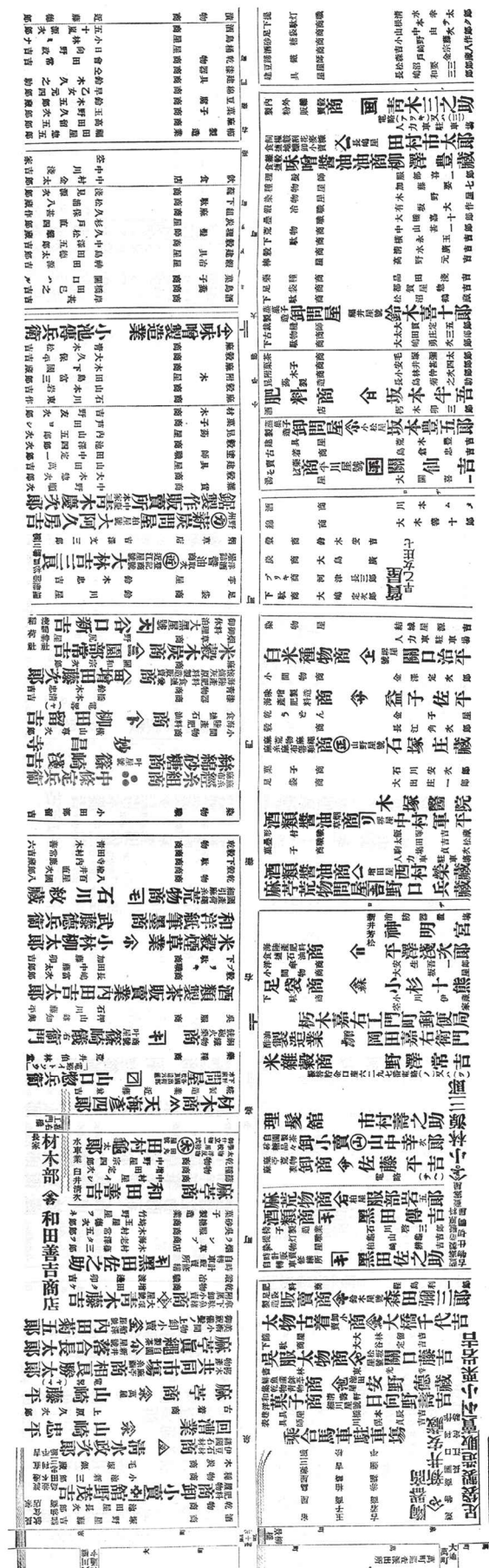


図2.9 明治40年(1907)の営業便覧

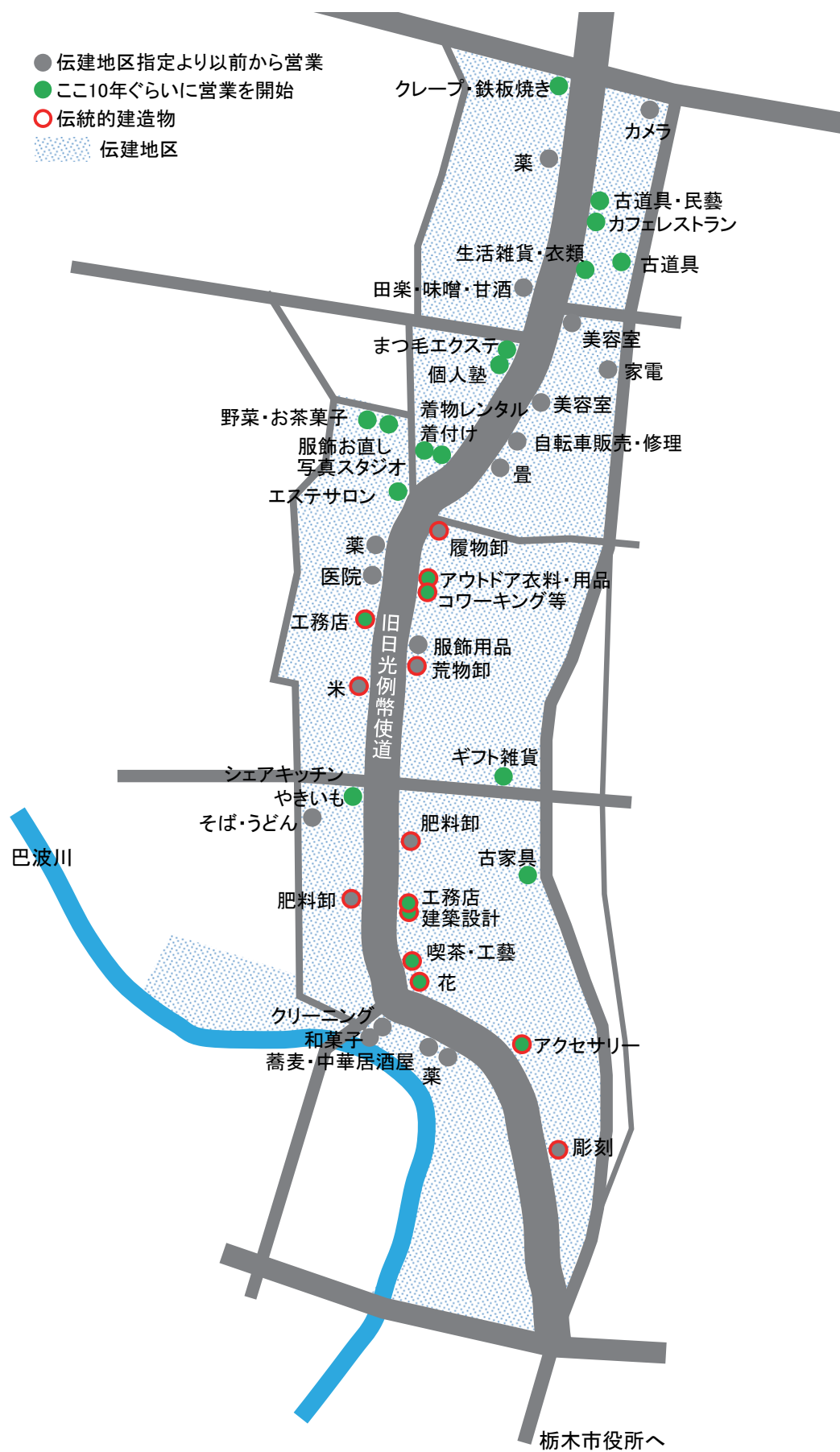


図 2.10 現在の開業状況（令和 4 年(2022)10 月 30 日時点）



写真 2.21 伝統的建造物の見世蔵をアクセサリ一店として活用している事例



写真 2.22 景観に調和した一般建物をシェアキッチンとして活用している事例



写真 2.23 伝統的建造物の活用

写真 2.24 一般建物の活用

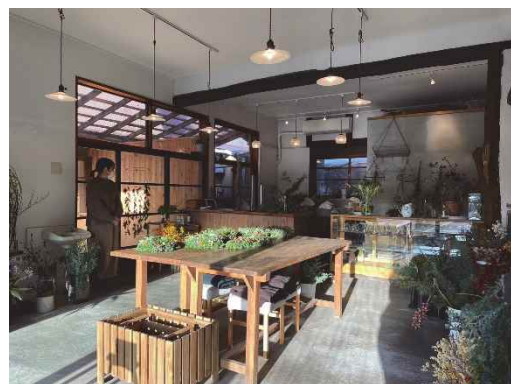


写真 2.25 伝統的建造物を活用する内部の様子

2.5 情報発信

伝建地区は様々な立場の方々との交流や協力が欠かせないため、市では様々な情報発信を行ってきた。ここでは、印刷物で行ってきた情報発信の取り組みを紹介する。まず、地区指定前より「伝建かわら版」(図 2.11)を定期的に発行及び住民配布を行い、行政の取り組みやお知らせを地域の皆さんと共有してきた。これまでに 18 号(令和 4 年 11 月時点)を発行してい

図 2.11 伝建かわら版



る。また、伝建地区制度や嘉右衛門町伝建地区の特徴、修理・修景・許可の内容をわかりやすく解説した「伝建ガイドライン」(図 2.12)を発行し、地域の皆さんに配布した。

来訪者に向けては、伝建地区指定直後に嘉右衛門町伝建地区のパンフレット(図 2.12)を作成し、市役所や観光協会等で配布してきたが、特に平成 30 年(2018)12 月に着任した地域おこし協力隊の遠藤百合子さんの創意と企画により完成した「地と」(図 2.13)と「PoPoPo」(図 2.14)は、地域の方々や来訪者から好評を博している。「地と」については、一般財団法人地域活性化センターが主催する第 2 回地域プロモーション大賞【パンフレット部門】において、全国の自治体から集まった 107 点の作品の中から審査委員長の南伸坊氏が選ぶ「南伸坊賞」を受賞した(写真 2.26)。「地と」と「PoPoPo」の製作背景について、遠藤百合子さんに製作背景をお聞きした。

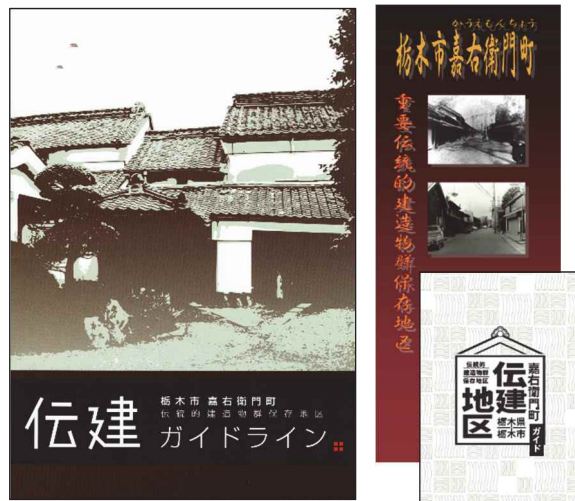


図 2.12 伝建ガイドラインとパンフレット



図 2.13 地と



～ 遠藤百合子さんに製作背景を聞きました ～

< 地と >

協力隊として着任当初、嘉右衛門町伝建地区に抱いた印象として、町並みの点では新古さまざまな建物が混在しているが、逆にいうと伝建地区の中に人々の営み・暮らしを垣間見ることができ、整然と古い建物だけが並ぶ町並みに比べ、どこか温かみを感じる点があると思いました。

実際にそこで営み・暮らす人々は魅力的な方が多く、これこそ嘉右衛門町伝建地区の魅力と思い、そこに焦点を当てた冊子をつくりたいと思ったのが製作のきっかけです。

< PoPoPo >

嘉右衛門町伝建地区には、若い世代がこの地域に魅力を感じてオープンしたお店がたくさんあります。しかし、観光マップにはそのようなお店が掲載されていなかったことで、独自でマップをつくりたいと考えるようになりました。せっかくなら大通りも含めた蔵の街エリア全体のマップにしようということになり、また観光客だけでなく、地元の人や地元を離れた若い世代もターゲットと捉え、ローカルな味のあるお店も紹介しています。車社会の栃木にあえて歩くことを推奨し、タイトルは「PoPoPo (=歩歩歩)」としました。毎号、取材やアンケートなど読み物としての要素も加え、持ち帰って保管してもらえる工夫をこらしています。

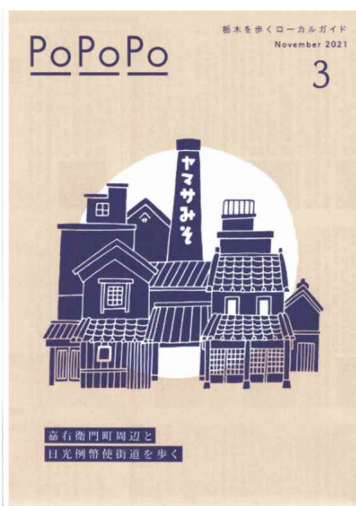
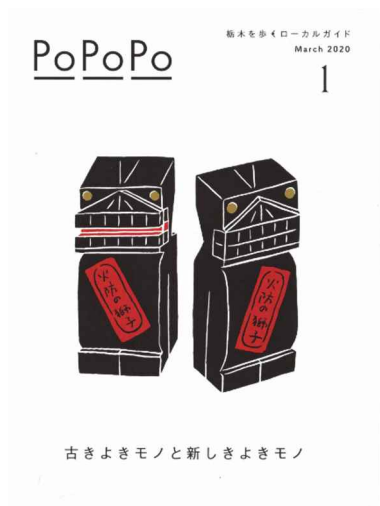


写真 2.26 「地と」が南伸坊賞を受賞
(中央が遠藤百合子さん)

図 2.14 PoPoPo

第3章 蔵を修理する人と技

3.1 嘉右衛門町伝建地区の修理工事に携わる職人たち

瓦職人にインタビュー

幸田栄さん（幸栄瓦工業株式会社代表取締役）

山本充さん（一級かわらぶき技能士）



Q 瓦職人になって、何年ですか？

A 23年。師匠との出会いで瓦職人の道に入る。怒られたことも、褒められたことも無く、『見て覚えろ』の環境で10年修行。

Q 嘉右衛門町地区の瓦工事には地域柄や特徴はありますか？

A 伝建地区のほとんどの屋根修理の工事に携わってきた。元々、景観(見栄え)を大切にしている様子がうかがえる。見た感じの模様が違う(詳細な説明はしづらいが…)。それと、解体して見ると、野地板が通常よりも厚い。



Q 栃木市に瓦屋さんが多いのはなぜ？

A 永野川沿いで土が取れて、170～180年前に三州瓦の本場から職人が来て製造を始めたのが始まり。瓦は重いので、土が取れる所で作るものだった。製造から施工まで行っていた。最盛期は35軒ぐらいあった。古い瓦の刻印から製造元がわかるので、嘉右衛門町伝建地区でも地元の瓦が使われていたことが確認できる。鬼師もいて鬼瓦の製造もしていた。



Q 嘉右衛門町伝建地区の中で、特に印象深い現場は？

A 翁島(おきなじま)別邸。翁島別邸はかつて商人の町として栄えた栃木の中でも、『嘉右衛門町』と町名にまでなっている岡田家の別邸だけあって、現存する嘉右衛門町伝建地区の建物の中でもここだけの珍しい瓦を使っている。通常は稲荷様に使うような小瓦(小さい瓦)で全体を仕上げである。昔から小瓦はすべて手作りでこれに合わせた役物(軒瓦、袖瓦など特殊な部分を葺く瓦)も手作り。全て特注品なので今も当ても高価な物。修復後のことを考えて、新規の材料で葺き替えたが、寸法は昔のまま。材料が小さい分だけ施工手間もかかる。軒先の仕上げは現場を担当している70代の大工棟梁でも見たことの無い仕上げになっている。

もう一つの現場が、楡井家土蔵。蔵としてはとても豪華な棟飾りや鬼瓦になっている。既存の鬼瓦と新規の鬼瓦をひとつずつ施工することになったので、バランスを取るのに苦労した。

左官棟梁にインタビュー

栃木義雄さん

(有限会社栃木左官店代表取締役)

Q 左官職人になって、何年ですか？

A 70年。中学卒業後、父親に付いて稼業を手伝い10年程度修行。



Q ずっと蔵の仕事に携わっていたのですか？

A 今は嘉右衛門町伝建地区のほぼ全ての現場に携わっている。けれども、修行時代は小舞壁や土壁の仕事。蔵の修理仕事はあったが、蔵の新築は当時でも無かった。昭和40年代頃以降、20年近く蔵の仕事は無かった。その後、ぽつんぽつんと依頼があった。東日本大震災後に土壁や蔵の修復依頼が少しずつ来るようになった。

長いブランク後の仕事では、ぞっとするような失敗も経験した。荒壁の中に伏せ込んだはずの荒縄が、一か月後、乾き具合を確認に行ったら全部壁の外へぶら下っていた。原因を考えると、あまりにブランクが長かったので作業工程を一つ忘れてしまった事に気づいた。今でもその光景は何とも言いあらわせないが、忘れられない。

蔵の仕事は作業工程が多い。本来は3年かけて造るもの。季節にあわせて塗って乾かすを繰り返すことによって、良い仕事になる。

Q 嘉右衛門町地区の左官仕事には地域柄や特徴はありますか？

A 鬼瓦の影盛で職人の腕を競ったようだ。出来栄が良いと施主(旦那さん)の自慢になるが、仕上げが良くないと、昔の子供たちの風揚げの風のような意味で『風影揚げた。風影揚げた。』と言われてしまったそう。



Q 嘉右衛門町伝建地区の中で、特に印象深い現場は？

A 窓周りの仕事は根気が要る仕事で当時の職人の苦勞を感じる。今現在、岡田記念館の土蔵の窓周りを修復中。遣り甲斐のある仕事である。また観音扉の修復は特に苦勞した。長い間、重さに耐えていた扉の吊り金物が土を落としたことにより修復途中で一旦軽くなる。しかし、中塗りを終えて翌日現場に行くと、また重みでハの字になってしまって開かない。削って塗りなおしてを数回繰り返してようやく納めた現場もある。

大工棟梁にインタビュー

山本兵一さん（有限会社大兵工務店代表取締役）

Q 大工になって、何年ですか？

A 57年。高校卒業後、稼業を継ぐ。



Q 歴史的な建物に携わるようになったきっかけは？

A 平成に入った頃、栃木市内の伝統的な建物を大切にしようとして『蔵の街ルネッサンス』という活動が始まった。当時、同じような取り組みを先駆けて行っていた会津若松の会津復古会(あいづふっこかい)会長に油伝味噌の小池英夫さんと会いに行った。町並み保存の取り組みに感銘を受け、ガレージだった場所に古い味噌樽を活用してお休み処となる茶屋を造ったのが初めの一步だったと思う。

Q 嘉右衛門町地区の大工工事には地域柄や特徴はありますか？

A 『いい建物は戸を5寸開けるとわかる。中から風が来る。』と言うが、嘉右衛門町伝建地区には正しくこれに当てはまる建物が多い。当時の腕利き職人達が施主(旦那さん)の期待に応えようとした気概を感じる。修復の為に解体してみると、棟札が出てくる。当時3年待ち、5年待ちと言われた大工棟梁の名をしばしば目にする。



Q 嘉右衛門町伝建地区の中で、特に印象深い現場は？

A 嘉右衛門町伝建地区拠点施設。とにかく規模が大きいので、工事を進めながら思考錯誤する場面が多かった。中でも建物の引舞工事は大変だった。気を使ったのは出来るだけ既存建物の部材を残しながら現在の耐震基準を満たす為の基礎工事を行う策。当該建物には建築と一体となった金庫があり、上部が屋根根の中に潜っていたので、位置がずれないように離すのも戻すのも物凄く大変だった。

もう一つ、伸るか反るかの仕事が柱の根継ぎ。腐朽が進んだ柱が多く、そのまま使えるものはほとんど無かった。入念な準備の上、引舞の為に建物を宙に浮かせた状態のまま十数本の柱に根継ぎを施した。通常の施工手順とは異なる為、建物が元の位置に戻るまで、気が休まる事は無かった。

更にガイダンスセンターの通り土間の飛び石の工事も予想以上の難しさだった。工事中は敷地内を重機が往来するため、一時撤去・保管の後、復旧することとなっていた。同じような平らな石を並べているように見えるが、実際は一枚の石でも地面に接地している側は凹凸が激しく、建物同様に外すのも戻すのも苦労した。

3.2 伝統技術の継承

写真 3.1 の土蔵を見ていただきたい。崩れかけた土蔵だが、壁の表面が白い部分と柱が見えてしまっている部分を確認できる。白い表面が本来の外壁面で、手前の方はそれが崩れ落ちて内部が露出している状態である。このように柱や梁、貫といった木材を土壁で塗籠めているのが土蔵造りである。栃木市の町並みで存在感を示す土蔵造りは、防火対策と盗難防止を目的に発展し、この写真のように外周を厚さ 20～30cm 程度の厚い土壁で囲っている。元来は物を格納する蔵と



写真 3.1 崩れた土蔵

して使われたが、近世になると店舗や座敷などとしても利用されるようになった。日本の伝統的な木造家屋では、一般的に真壁造（柱や横架材の姿が見えるように仕上げた壁）が用いられるのに対して、土蔵造りでは分厚い大壁（柱や横架材の外面に仕上げを施し、柱や横架材の姿が見えない壁）で構成される。そのため、下地の竹には割ったものでなく、丸いままで使用され、横竹を柱側面のノコギリの刃のように加工した“つたかけ”の上に載せ、土の重さを横竹から柱に流す工夫がなされている。また竹の交点は藁の縄ですべて縛り、堅牢な下地を製作する。

土壁に使う土には、荒壁土と中塗り土（砂摺り土などともいう）の主に 2 種類がある。荒壁土は粘土（栃木では荒木田土）に長さ 9cm 程度の藁を水で練ったものであり、中塗り土は粘土に長さ 2～3cm 程度の繊維状の藁すさと砂を混ぜて水で練ったものである。

一般的な土蔵の内部の様子を図 3.1 に、施工途中の様子を写真 3.2 に示すように、土壁の製作工程は小舞下地をつくった（小舞を搔いた）後は、土蔵の規模などにより省略される工程もあるが、一般には完成までに荒打ち→下げ縄入れ→大直し→樽巻→縄隠し→大直し→小直し→中塗り→砂漆喰→漆喰上塗りの工程を踏む。「荒打ち」「下げ縄入れ」「樽巻」の工程では、藁縄を密に配置し、壁土の一体性を保つ工夫がなされている。さらに、各工程の間には乾燥による収縮が小さい中塗り土（砂摺り土）を薄く塗り、荒壁土の定着を良くすることと、壁面を平らにすることをやっている。各工程後に 2～4 週間程度の乾燥期間を要するため、土蔵は完成までに数年かかる。

この他にも土蔵造り各部には、それぞれ名称（写真 3.3）があるので覚えておくとまち歩きがより楽しくなるだろう。なお、土蔵の修理では、先に記した“つたかけ”が経年により腐朽し欠損していることが多く、そのような場合は元々の部材を極力残すように写真 3.4 のような修理を行うこともある。



写真 3.3 土蔵各部の名称

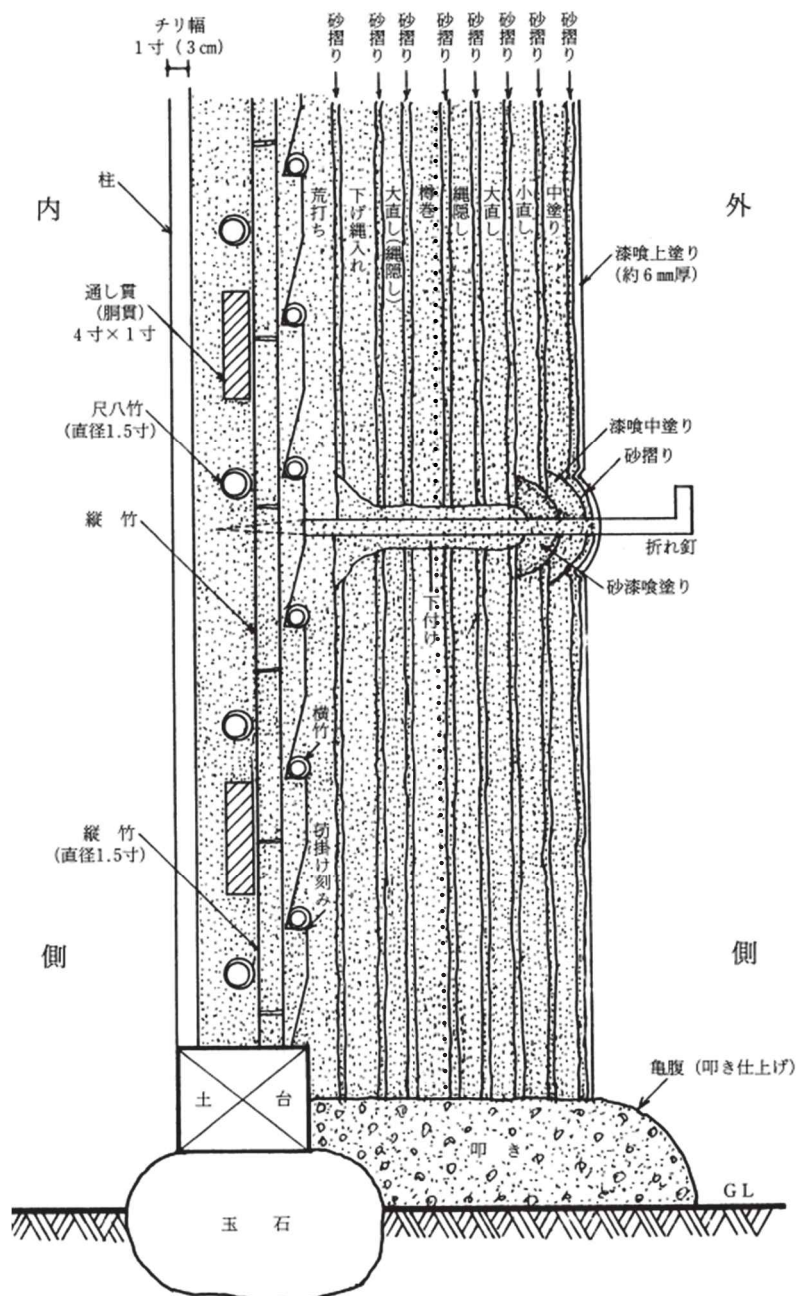


図 3.1 土蔵壁の一般的な仕上げ方法

(出典：大間々町誌刊行委員会『大間々町の土蔵』平成 8 年(1996))

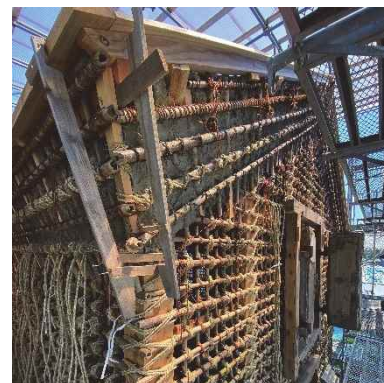


写真 3.2 土蔵の施工状況

桁木における土蔵造りの修理施工方法〔つたかけ〕

①柱の腐朽とつたかけが取れた状態

この土蔵のように防腐のために外面の柱に炭を塗っている土蔵もあるが、経年により今は柱が腐朽し、つたかけは残っていない。土台や柱の脚部も腐朽して欠損している。



②土台は全部腐朽しており新規に設置



③根継ぎ柱の両側につたかけ加工の補強添木



④補強添木(1階から2階までつたかけ加工の両側補強)



⑤土台が全周普及して再利用できないため新規に製作



⑥つたかけ付き補強添え柱を製作(桧 120×45)



⑦旧柱（黒色）に根継ぎした新柱



⑧新規つたかけ添え柱（柱両側）に横小舞竹を乗せ施工中

写真 3.4 つたかけの修理状況

栃木における土蔵造りの修理施工方法〔影盛〕

「影盛（かげもり）」（図 3.2、写真 3.5）は、大棟の両端にあり、鬼瓦を抱え込んでシンボルになっている。当時は富の象徴と言われ、栃木の旦那衆は競って立派な形のものをつくった。出入りの左官職人は旦那の繁栄と厄除けを願い「かたち」を決めて、仕事に打ち込み、職人として後世に残るものをつくった。

製作工程

影盛の修理工程を写真 3.6 に示す。影盛は、主に次のような工程で修理される。

鬼瓦を据え付ける→影盛台を造る→影盛り曲線型板をベニヤで作る→鬼瓦の内側にベニヤ型板を 2 枚立て影盛厚さに離す→古い瓦を 3 cm 幅に切断して準備する→2 枚の型板ベニヤの中に切断した瓦板を砂漆喰を目地に隙間なく曲線の上端まで積み上げる→型板に沿って砂漆喰にて中塗り型起こしをする→型板を外し中塗り仕上げ→全体台含め白漆喰塗→心を込めて仕上げ塗り

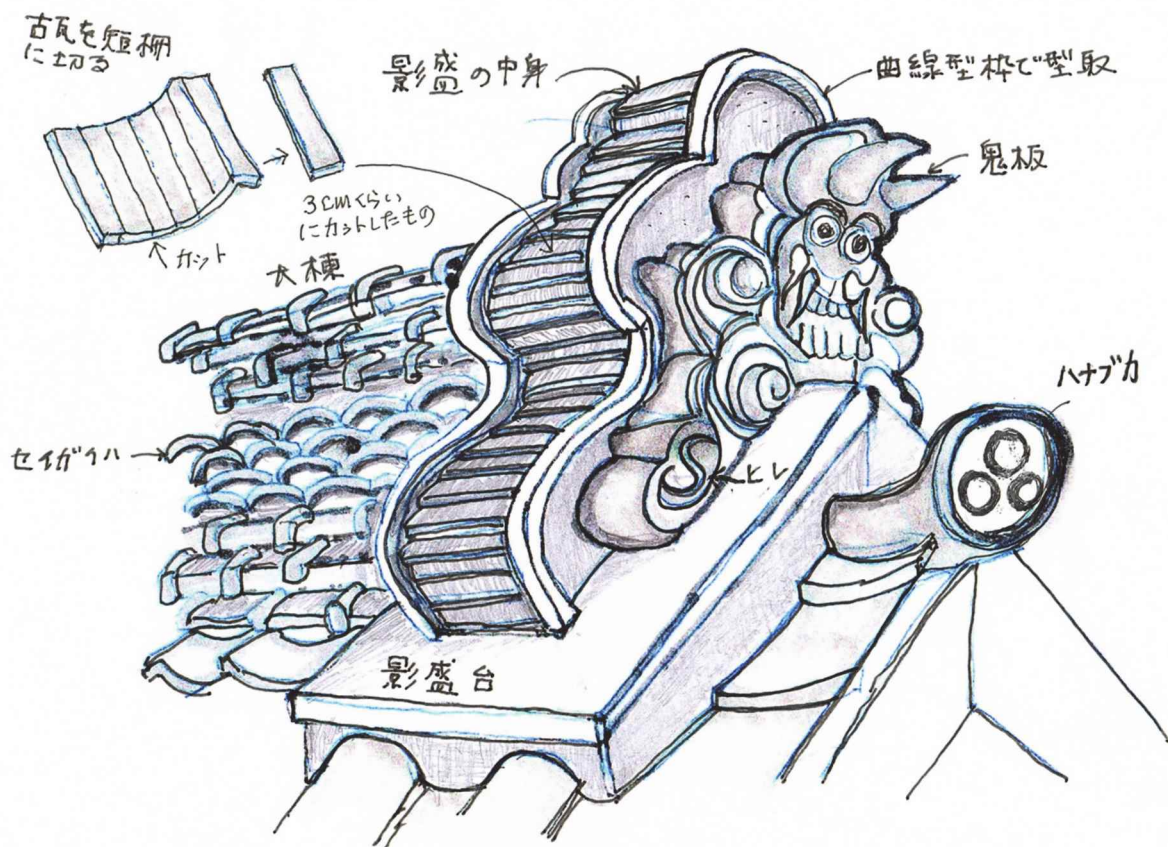


図 3.2 影盛とその施工方法の概要



写真 3.5 嘉右衛門町伝建地区の影盛

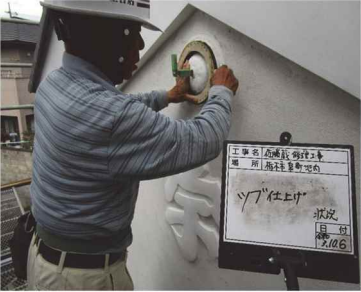
①施工前影盛廻り状況 	②影盛の台造り 	③現場で発生した古瓦を巾 30 mmの短冊状に切断 
④影盛の型を造り、表と裏に建てる。間に切った瓦板を曲線上に隙間なく積む。 	⑤影盛瓦部段差をなくして塗る 	⑥影盛付け送り塗り 
⑦影盛付け送り塗り 	⑧影盛白漆喰仕上げ塗り 	⑨影盛白漆喰仕上げ塗り 
⑩影盛白漆喰仕上げ塗り 	⑪妻壁ツブ白漆喰仕上げ塗り 	⑫妻壁ツブ白漆喰仕上げ塗り 

写真 3.6 影盛の修理状況

第4章 今後の展望 ～次の10年に向けて～（寄稿）

嘉右衛門町地区の課題と今後の展望

河東義之（栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長・元文化庁文化審議会委員・小山高専名誉教授）

平成24年、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区が重伝建（重要伝統的建造物群保存地区）に選定された際、私はいくつかの課題を提言させて頂いた。

- ①栃木町伝建地区の早期実現、②地区住民の一体感の醸成、③伝統的建造物の特定追加、④修理事業の促進、⑤修景事業の実施と利活用、⑥環境物件の整備、⑦住環境・観光拠点の整備、⑧総合防災計画の策定

このうち③伝統的建造物の特定追加と④修理および⑤修景に関しては、概ね順調に進んできたと考えてよいだろう。いずれも平成30年度に開始された旧味噌工場跡地の拠点施設整備によるところが大きいが、一般の修理事業に関しても、毎年、予算の制限もあって所有者からの要望を満たしきれない状態である。ただ、修景に関してはやや物足りない。嘉右衛門町ならではの修景のモデルは、未だ登場していない気がする。また、着実に修理・修景事業が継続することは好ましいが、⑥環境物件の整備は殆んど手付かずである。特に巴波川周辺の修景や岡田家と翁島の庭園整備は、環境物件に限られた嘉右衛門町伝建地区にとっては欠かせない今後の課題である。

拠点施設整備は、⑦住環境・観光拠点整備を目指したものであり、既に一部が完成して旧例幣使街道沿いの景観整備に貴重な役割を果たしているが、問題は、これから実施される旧味噌工場内部の整備であろう。単に観光拠点としてだけでなく、地区住民や栃木市民が集える住環境になり得るかどうかは、ハード面だけでなくソフト面の充実にかかっている。同様な取り組みは、⑧防災計画でも欠かせない。平成30年には「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画」が策定されており、消火設備の整備も始まっているが、最終的に最も効果的な防災対策が、②住民の一体感であることは明らかである。

近年、嘉右衛門町伝建地区には、市の内外から比較的若い人々による出店や伝統的建造物の利活用を模索する活動が目立ってきている。特に空き家対策は、地区の賑わいだけでなく防災の点でも重要である。「地域おこし協力隊」や「かえもん暮らし」など、これまでにない取り組みも生まれており、修理・修景を手掛けてきた「とちぎ蔵の街職人塾」にも若手の職人が参加している。これらの人たちの新しいセンスとアイデアを取り込んだ情報発信は、今後、嘉右衛門町伝建地区が町並み保存からまちづくりに移行する際の原動力となるだろう。

なお、①栃木町伝建地区の実現については、平成31年に認定された「栃木市歴史的風致向上計画」（歴史まちづくり法）に期待したい。栃木が「蔵の街」であるのは、平成2年に開始された旧栃木町（大通り周辺地区）の保存・整備があつてのことである。「歴まち」の重点地区として更なる整備を行うことによって、嘉右衛門町伝建地区との一体感と棲み分けを考慮した独自の伝建地区を期待したい。

栃木市の歴史まちづくりの発展に期待する

荻谷勇雅（栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会副会長・元文化庁文化財鑑査官・小山高専名誉教授）

栃木市嘉右衛門町地区は 2012 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。私は当時小山高専に勤務していたが、たまたま下野新聞の取材を受けた。その記事の一部を引用する（下野新聞 同年 5 月 19 日）。「重伝建制度は市町村の意志や創意工夫を重視し、国が市町村を支援する制度。重伝建は、町の魅力を際立たせるため、歴史や文化の個性を多く持っている所は十分生かそうというもの。」「嘉右衛門町地区でも既に見られるが、他の伝建地区では、若者が趣味を兼ね、雰囲気のあるカフェや雑貨店を始める例が出ている。」と述べるとともに、「伝建地区はどこも訪ねるたびにきれいになる。5 年後、嘉右衛門町は確実により美しくなっている。保証できる」。そして、じっさい地元の人々と市当局の努力により地区の歴史的風情やたたずまいは輝きを増しつつある。皆さんのこれまでの努力に敬意を表するとともに、私も審議会委員として、その活動に微力ながら参加できたことを誇りに感じている。

一方で、この 10 年でいくつかの課題も明らかになってきた。ここでは、嘉右衛門町の保存事業の課題と、旧栃木地区の伝建指定の促進について記したい。

嘉右衛門町地区の伝統的建造物の修理は、毎年数件、着実に進んできた。傷んでいた外観が修理により健全な外観をとりもどし、町全体として安定した伝統的な美しさを発揮しつつある。若者によるカフェや店舗もいくつか現れている。そして、2018 年に栃木市が伝建地区の拠点施設としてヤマサの大規模醸造工場跡の保存・整備に英断を持って着手したことは、地区に活力とにぎわいをもたらすものとして評価できる。

しかし、このような保存・修理において、伝統的建造物の価値を十分維持する修理が行われてきただろうか。市の担当課に伝統的建造物の修理担当技術職員が置かれたが、その力がしっかり発揮できているだろうか。特に拠点施設整備において、伝統的建造物として特定されている建物の内部に多くの補強用の鉄骨の柱や梁を導入し、木造の旧部材のほとんどを新材に取り替えているものがある。これが市民や来訪者に見せる模範的な修理と言えるのだろうか。集客施設であり、施設の安全性に留意することが特に重要であることはわかるが、一方で伝統的建造物の修理はできる限りオリジナルを残すという、修理の原則への配慮が足りなかったのではないだろうか。

私は、伝建地区を担当する市職員、特に技術職員は、伝建地区のまちづくりについての熱意と発信力はもちろん、伝統的建造物の修理の知識や経験、そして一般建築物の修景に関するデザイン力が必要と考えている。長期にわたって在職し、地域住民にとっては建造物のホームドクター的役割を果たすことはできないだろうか。石川県金沢市や島根県大田市等の伝建担当の技術職員は専門職として長年伝建地区と密接に関わり、住民とともに歴史まちづくりを担って、成果を挙げている。また、広島県福山市鞆町伝建地区では、町並み保存拠点施設に一級建築士である市職員を駐在させ、「まちなみ再生活用相談所」を設けて住民からの相談にあたっている。

伝建地区の建造物の適切な保存・整備のためには建築基準法の緩和条例制定が急務である。伝建地区の伝統的建造物の修理は、建ぺい率や容積率の基準、屋根や壁の材料制限、道路斜線制限、道路内の建築制限など、修理であっても建築基準法に抵触することが多い。国の了承を得て制定する緩和条例は、市がそれらの制限の緩和ができる条例である。嘉右衛門町でも緩和条例がないため、基準法の制限に抵触し、適切な修理等ができない事例が発生している。

旧栃木町地区（蔵の街地区）の伝建地区指定については、嘉右衛門町地区の指定以前から検討されていた。地区の住民の長年の指定への要望、幾度にもわたる審議会での早期指定すべしとの議論にもかかわらず、いまだに実現していない。この間に、一部では現代的な建築への建て替えが進んでいる。あらためて現状を把握し、価値を確認した上で、住民・事業者の合意を得て地区指定範囲案、保存計画案を作り、県市の都市計画部門、県の文化財部門や文化庁と早急に協議に臨む必要がある。旧栃木町地区の伝建地区指定は、言うまでもなく栃木市の蔵の街としての歴史まちづくり全般にとって大きな意味を持つ。早期の伝建地区指定と重伝建選定について、栃木市当局の積極的な努力をあらためて要請したい。

近年、単なる物見遊山では無く、価値ある滞在経験を味わおうとする来訪者が増えている。嘉右衛門町、旧栃木町の 2 つの伝建地区の適切な保存事業を核とする歴史まちづくりを進めることによって、住民の生活環境の改善とともに、上質の宿泊、飲食その他の店舗等の開設、誘致により、栃木市が歴史都市としての魅力を増し、多くの来訪者を迎え、経済的にも活性化することを強く願っている。

重伝建選定十周年によせて

杉戸 洋 (栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員・NPO 法人嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会理事長)

嘉右衛門町地区は、平成 24 年 7 月に栃木県で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。その後、市では、益子味噌工場跡地を購入し、拠点施設の整備に着手しました。当まちづくり協議会は、平成 26 年 7 月に嘉右衛門町地区の方々を中心に設立された会です。当時は、伝建地区とは？まちづくりとは？町内としては？など、何をすべきか五里霧中でした。最初に始めたのが、毎月第一日曜日に行くクリーン作戦でした。次に、伝建地区内の花いっぱい運動です。会員の研修、意識改革等を繰り返しているうちに 10 年の歳月が経ち、市の拠点施設の整備も進み、伝建地区拠点施設ガイダンスセンター、交流館のオープンにこぎ着けました。

ガイダンスセンターが竣工した時はとても嬉しい気持ちになりました。伝建地区の整備も進み、観光客も増え始めています。コロナ禍で一時停滞していましたが、最近だと『蔵フト麦酒ウォーク』等、若い人が中心となってイベントが開催され、若い親子連れで通りが賑わい、ガイダンスセンターの土間を裸足で喜んで走り回る小さい子供たちの姿を見て、目指す方向が見えてきました。ガイダンスセンターを核として、地区内に滞留しつつ回遊してもらう仕掛けを考えていきたいと思っています。観光客の皆さんの感想も「来てみてよかった。」「静かで落ち着いているまちなので住んでみたい。」「郷愁をそそられる。」など、好評を得ています。また、「記念になるような物が欲しい。」との感想もありました。

当まちづくり協議会は、令和 3 年 3 月に NPO 法人に衣替えをしました。当協議会だけではなく、他の協議会などとも連携を密にして伝建地区を盛り上げていきます。若い世代の発信力やアイデアも積極的に取り入れて、ここでしか買えない物、ここでしか味わえない物を現在進行形で開発しています。例幣使街道の 13 番目の宿場なので、栃木宿の「御宿場印」、「栃木宿の木札」などのお土産用グッズの開発を進めます。また、食として「ねぎにら」を使用した「ラーメン」「ギョウザ」「手打ちそば」を試作考案中です。ねぎにらは、市内の都賀町升塚で栽培中です。

これから始まるガイダンスセンターの裏側の整備にも期待しています。早く広場が整備されて、子育て世代が気軽に集える場所になって欲しいと願っています。また、さまざまな制約がある中で、修復後の建物の利活用がまだまだ円滑に進んでいないように感じているので、せっかく整備された建物をもっと PR して利益を生み出すようにしていかなければもったいないと思っています。

※ねぎにら（なかみどり）は、地元宇都宮のネギ「新里ネギ」を母親、ニラ「きぬみどり」を父親とした杯培養により誕生しました。品種名「なかみどり」は、栃木県を流れる那珂川の「なか」と父親の「きぬみどり」に由来します。

歴史的資源を活かしたまちなみ景観づくりと課題

増山正明（栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員・足利大学名誉教授）

これからの栃木の歴史的町並み形成に向けての方向性や課題を探るうえで、まず嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（以下伝建地区）を含む旧例幣使街道沿いや巴波川周辺地区における歴史的町並みづくりの経緯について整理してみたい。当該地区は、昭和 63 年度の栃木県の「誇れるまちづくり事業」の制定を受け、まちなみづくりに取り組んだ。大通りシンボルロード整備事業、アーケード撤去等と併行して蔵の町並み修景事業が始まることになる。平成 2 年度から「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定し、市中心部の 30ha を「歴史的町並み景観形成地区」（以下景観形成地区）に指定した。平成 12 年には景観形成地区は現在の伝建地区の範囲まで拡大された。平成 17 年度に「観光資源保護調査」が実施され、平成 24 年伝建地区の決定、国の重伝建地区の選定となる。平成 27 年には「栃木市景観計画」を策定し、市内全域を景観計画区域として運用しているが、現在、更なる良好な歴史的町並みの景観形成を図るために「景観形成重点地区」の指定に向けて取り組んでいる。さらに平成 31 年には「栃木市歴史的風致維持向上計画」の認定を受けた。このように栃木市は歴史的町並みづくりに関した数多くの計画や制度及び助成事業や市民の取り組みが展開されている。

このような現状を踏まえ、当該地区の歴史的資源を活かした町並み景観づくりに向けた課題を述べていきたい。前述したように、現在「伝建地区」と、実現に向け取り組んでいる「景観形成重点地区」が、エリアとしては「景観形成地区」にほぼ整合している。この範囲が言わばコアとして、これらを含めたより広範囲の約 131ha が歴まち法による「重点区域」に設定されている。各制度における適応対象建築物、税制、補助制度等の特徴を踏まえての、周知、円滑な運用により修理・修景が一層進展することが望まれる。コロナ禍により停滞した「景観形成重点地区」の実現に向けての議論も必要となる。一方、蔵の街大通り地区の伝建地区指定への希望は多くの市民が持ち続けている。中心市街地は栃木市の商業、業務、生活、文化等を担う地区であるが、貴重な蔵造りの建築物や歴史的資源を保存する方策として検討を継続していくことが必要であろう。

その他の課題として、最近の浸水害により、市街地での空家・空地の増加が目立ち、空地（駐車場等）、空家により街並み景観の連続性が阻害されている例がみられる。空家の利活用、駐車場の囲障の工夫等で街並みの連続性が図られる必要がある。また「伝建地区」においては、当然ながら町並みは伝統建築物以外の建築物等も多く存在しており、それらの建築物等の修景基準、許可基準の適切な運用と、デザインの質の向上が望まれる。

さらに回遊性の向上に期待する。現在伝建地区内には工場跡を活かした観光まちづくりの拠点施設の整備が進行し、大通り地区と伝建地区を結ぶ中間点には美術館、文学館が令和 4 年度開館した。これらを回遊ルートの新拠点としてネットワークすることが可能となる。歩行環境の安全性や快適性を図り、ウォーカブルなまちづくりを目指してほしい。

栃木の街並みは日本の宝

大橋好光（栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員・東京都市大学名誉教授）

ドイツには、ロマンチック街道、メルヘン街道などに、古い街並みを残す町があり、多くの観光客でにぎわっている。その一つ、ローテンプルグは、人口はわずか1万1千人ほどにも拘わらず、観光客で溢れ、日本からもたくさんの観光客が訪れている。倉敷の街並みを作った大原氏は、ローテンプルグを見て、「倉敷を日本のローテンプルグに」と思い立ち、実行したことはよく知られている。イタリアやフランスなどでも、同様の街がたくさんあることは、今さら説明を要しないだろう。

また、そうした「都市のアイデンティティを見直す」動きは、日本では始まったばかりであるが、陸続きの欧州では、昔から「この街らしさとは何か」を考えて街づくりがなされてきた。多くの都市に「歴史地区」があり、大都市でも、例えば現代的な大都市フランクフルトも、町の中心部には古い街並みが残っている。そして、歴史の短いアメリカでは、まず「古い建物を壊すことは禁止」としている州も多い。

栃木の街の特長はいうまでもなく「蔵の街」である。栃木の人は、あまりに身近すぎて、栃木の「蔵の街」の価値が分かっていないようだ。例えば、栃木には、旧栃木町、嘉右衛門町の両地区で、300棟を超える伝統的建物があり、蔵は日本で2番目に多いと言われている。ただし1位の喜多方の蔵は見世蔵ではない。栃木には34棟もの見世蔵がある。これだけ多くの伝建建物を抱える地区は、東日本では他にない。

「伝統的な街並み」は西日本に多く、東日本は少ない。特に商家の街並みは少なく、東日本では、栃木以外では、川越や香取など数えるほどしかない。栃木の伝統的な街並みは、単に栃木だけのものではなく、日本の宝といっても良い。しかも、栃木の伝建地区は、旧栃木町地区を合わせると、川越や香取より遙かに大きい。つまり、「東日本最大の伝建の街並み」になる可能性がある。

しかし、それを理解している人がどれだけいるだろうか。ヨーロッパの街並みを、もちろん、栃木からもたくさん訪れているに違いない。しかしそこで、「栃木もその可能性がある」と発想する人はいないのだろうか。

新型コロナウイルスが終息すれば、日本には、欧米だけでなく、中国・韓国・アジア各国から、大量の観光客が来るようになることは確実である。今や近代的な市街は、世界中どこにでもある。東京を除けば、近代的な街並みを見るために、わざわざ外国から来ることはない。彼らは、日本らしい日本を求めてやってくる。栃木には、日本人のみならず、外国人からも評価される潜在的な価値がある。

また、「都市の魅力」を高める意味でも、「蔵の街並みを保存・整備・活用する」のが、栃木の最も有効な手法であることは議論の余地がない。そしてそれが、栃木に活気と自信とをもたらしてくれることもまちがいない。

歩み続ける町で歴史文化資源を保存しながら暮らす魅力

横内基（栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員・国士舘大学准教授）

私は、建物の耐震性や地域の防災に関する研究を日々行っている。私が嘉右衛門町伝建地区と関わり始めたのは、平成 23 年 3 月からだった。耐震工学の見地から東日本大震災で被災した歴史的建造物の調査を行ったことがきっかけだった。その調査を通じて、お住まいの方や役所、建築士、職人の皆さんと出会い、地域の方々の協力と厚情をいただいたことをつい昨日のように覚えている。その一方で、調査を通じて地域が抱える多くの課題も見え、伝建地区になろうとしていることに不安を覚えた。

そこから地域の方々と協力して色々なことに取り組んだ。自身の専門を活かして職人や建築士と一緒に歴史的建造物の耐震対策や修理技術について勉強するだけでなく、今や歴史的建造物を維持するのは苦勞が多い中で所有者と活用したい人を繋ぐしくみづくりにも取り組んだ。時には学生と一緒に空き家や災害後の片付け、修理工事体験なども行った。地域の皆さんと防災ワークショップや総合防災訓練も始めた。市が進めた計画づくりにも関わらせていただいた。自身の研究分野がわからなくなるほど色々なことに取り組む 10 年だった。なぜそこまで取り組んだのかと言えば、伝建地区には人の暮らしがあるからである。人の暮らしには防災が不可欠であり、防災はそこで暮らす人が担うことである。また、町を守るためにみんなの協力が必要なことは、防災も町並み保存も同じだからである。つまり、防災も町並み保存も嘉右衛門町地区では地域活動の一部であり、どちらも地域の活力が保たれているからこそ成り立つものである。この 10 年で、歴史文化資源の保存整備の一方で、それぞれの立場の担い手が成長し、その人たちの繋がりにより、ここでの暮らしの魅力が高まってきたように感じている。

ただし、この 10 年で生まれた様々な繋がりを大切に維持し、時代の変化に順応しつつ成熟していくためには、次代の担い手が必要である。嘉右衛門町地区は、寛容性の高さによりこれからも新たな人が加わり、新たな人との繋がりができ、担い手が着実に増えていくことが期待できる。ただし、担い手が豊富になると思い入れや考え方も多様化し、見つめる方向を揃えることが難しくなることも出てくるだろう。町が常に変化し続ける中で、みんなの協力によって、この地区の価値ある歴史資源や文化を大切に保存しつつ、時代に応じた地域づくりを進めるためにはどうしたら良いかを是非地域の皆さんで継続的に話し合っていたきたい。

今、嘉右衛門町地区が伝建地区制度を活用して個性を活かした地域づくりを進めることができているのは、先輩方の熱意と努力によるものである。10 年の間に町並み保存に尽力され、私の活動にも理解を示し協力してくださった方に永別した。小池英夫さん、田中唯皖さん、中田富雄さん、加藤誠洋さん、その他にも 10 年を振り返り、多くの方との思い出を回想した。保存に尽力され、お世話になった皆様に敬意と感謝の意を表し、先代から受け継いだ襷を次代に繋ぐため、これからも微力ながら応援していきたい。

付 録

嘉右衛門町伝建地区の旧日光例幣使道沿いの連続立面写真
＜令和４年(2022)12月時点＞

(旧日光例幣使道東側)



伝建地区北端

東①



東①

東②



東②

東③



東③

東④



東④

東⑤



東⑤

東⑥



東⑥

東⑦



東⑦

東⑧



東⑧

東⑨



東⑨

東⑩



東⑩

伝建地区南端

(旧日光例幣使道西側)



伝建地区南端

西①



西①

西②



西②

西③



西③

西④



西④

西⑤



西⑤

西⑥



西⑥

西⑦



西⑦

西⑧



西⑧

西⑨



西⑨

西⑩



西⑩

伝建地区北端

謝 辞

本誌制作にあたり、修理・修景事業を行われた所有者の皆さま、地域の皆さま、修理・修景事業に携われた設計事務所並びに施工業者の皆さま、日頃より地域で活動されている団体等の皆さまに多大なるご理解とご協力をいただきました。

ここに感謝の意を表します。

編著担当者

- 第1章 1.1 蔵の街課
- 1.2 蔵の街課
- 1.3 蔵の街課
- 1.4 蔵の街課
- 1.5 河東義之 羽部律子 加藤千晶

- 第2章 2.1 加藤千晶
- 2.2 加藤千晶
- 2.3 横内基
- 2.4 横内基
- 2.5 横内基

- 第3章 3.1 山本香奈子
- 3.2 山本兵一

- 第4章 河東義之 苅谷勇雅 杉戸洋 増山正明 大橋好光 横内基

付録 国士舘大学横内基ゼミ（青柳直之 加藤大騎 岸田拓弓 月野真樹 三浦優馬）

表紙写真撮影 アラタケンジ

中表紙写真撮影 小池英夫

裏表紙写真提供 一般社団法人栃木市観光協会

参考・引用資料

- [1] 栃木市教育委員会：栃木の町並みⅡ 旧日光例幣使街道沿線（泉町・嘉右衛門町・大町）の歴史的建造物調査報告書、平成 14 年(2002)3 月
- [2] 日本ナショナルトラスト：栃木の町並み景観、平成 18 年(2006)3 月
- [3] 栃木市：栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画、平成 24 年(2012)3 月 23 日告示、令和元年(2019)8 月 28 日変更告示
- [4] 栃木市：嘉右衛門町伝建地区まちづくり計画、平成 26 年(2014)8 月
- [5] 栃木市：栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区防災計画、平成 30 年(2018)3 月
- [6] 栃木市：栃木市嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画、平成 30 年(2018)3 月、令和 4 年(2022)3 月改訂
- [7] 横内基,豊川斎赫ほか：歴史的町並みを護り、ヒトもマチも輝き続けるための、地域デザイン雑記帳、「伝統的建造物群保存地区における総合防災事業の開発」プロジェクト、平成 28 年(2016)3 月
- [8] 関根萌：重要伝統的建造物群保存地区内の住民等組織による空き家利活用の取り組みに関する研究ー栃木市嘉右衛門町地区内を対象としてー、秋田県立大学 2020 年度卒業論文、令和 3 年(2021)3 月

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区のあゆみ

重要伝統的建造物群保存地区選定 10 周年記念誌

令和 5 年(2023) 3 月 発行

監修：栃木市地域振興部蔵の街課 河東義之 横内基

制作：特定非営利活動法人とちぎ蔵の街職人塾

発行：栃木市